



Bulletin
of the Yamanashi Prefectural Museum

vol.15 2021

Dental microwear analysis for <i>Palaeoloxodon naumanni</i> from Ani-gawa River, Yamanashi, Japan.....YAMADA Eisuke	1
About collecting historical materials related to disasters and pandemics (In the pandemic and emergency of the new coronavirus infection in 2020)OBATA Shigeo	5
Making of the emergency response manual of the museum network in YamanashiSAIGAN Mai	11
Materials related to the faith of Aioi Tenjin (Focus on Tenjin's wooden statue and faith)MARUO Yoriko	17
Diary of the <i>Soukaisyo</i> (The Management Records of the <i>Juichiya</i> Noguchi Family) in June, 1795NAKANO Kenji, EBINUMA Shinji, OBATA Shigeo, KANEKO Seiji, KAMEI Daisuke, KOBAYASHI Kana, HORIUCHI Toru, MIYAZAWA Fumie, MURAMATSU Ayame (39)	58
Real image and evaluation of WAKAO Ippei recorded in the biography of the same periodOBATA Shigeo (27)	70
The cholera epidemic in Kai Province in 1858 and <i>Yogen-no-tori</i> , a crow that predicted the epidemicNAKANO Kenji (13)	84
Confectionery bag production background (Focusing on the works of ukiyo-e artists)MATSUDA Misako (1)	96

山梨県立博物館研究紀要

第十五集

二〇二一年三月



山梨県立博物館
研究紀要

第15集
2021

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

山梨県兄川産ナウマンゾウ化石のマイクロウェア解析山田 英佑	1
災害・パンデミックに関する資料収集に向けて — 新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態に際して —小畑 茂雄	5
山梨における文化財防災の取組 — 博物館ネットワークの災害時マニュアルについて —西願 麻以	11
《資料紹介》 「相生天神」関係資料 ～神像と信仰を中心に～丸尾 依子	17
《資料紹介》 「寛政七年六月 会所日記」 (山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)中野 賢治 海老沼真治 小畑 茂雄 金子 誠司 亀井 大輔 小林 可奈 堀内 亨 宮澤富美恵 村松 菖蒲 (縦組39)	58
伝記資料からみる甲州財閥・若尾逸平像の再構築小畑 茂雄 (縦組27)	70
甲斐国における安政のコレラ流行と「ヨゲンノトリ」中野 賢治 (縦組13)	84
菓子袋の制作背景について — 浮世絵師の作例を中心に —松田美沙子 (縦組1)	96



山梨県立博物館

研究紀要

第15集

2021

Bulletin of the Yamanashi Prefectural Museum

山梨県兄川産ナウマンゾウ化石のマイクロウェア解析

山田 英 佑

【背景】

1961年6月に、山梨県山梨市内を流れる兄川からナウマンゾウの化石が発見された^(註1)。本稿では、この個体が生前に採食していた植物を推定し、当時の陸上植生環境を描き出してみたい。

現在、陸上に生息する植物食哺乳類は、食べ物の種類から、一般的に3グループに分けられる。すなわち、ササやシバといった草体を主食とするグループ、木の葉や果実を主食とするグループ、そして、どちらにも適応可能な中間型である^(註2)。この食性による違いは生息する植生環境をよく反映するため^(註3、4など)、化石動物の食性復元結果は、種レベルの理解を超えた進化生態学的意義をもつ。

動物の組織のなかでも特に歯は、咀嚼という最も基本的な消化処理を担う器官であり、かつ、地中に堆積した後も変質作用を受けにくく^(註5、6)、比較的化石として保存されやすいという利点をもつ。そのため、歯の化石を用いた食性復元法は、これまで多く考案されてきた。そのなかで、マイクロウェア解析は、採食に伴い歯のエナメル質表面に残された微細な傷（microwear）を顕微鏡下で観察し、その特徴や出現頻度を食性既知の現生動物と比較することで化石動物の生態を類推するという研究手法である。これまでの研究例では、直線状のキズ（scratch）と、陥没状のキズ（pit）の2種の形質が、それぞれ、草食性、葉食・果実食性に対応していることが報告されている^(註7、8など)。したがって、化石資料の表面に残されたキズの形状と数を調べて、現代の類縁種と比較すれば、生前に食べていた植物の傾向を知ることができる。この手法は、研究資料を非破壊的に分析できるため、特に化石資料や遺跡出土資料に対して好適な選択肢である。

【研究資料と研究方法】

1961年に発掘された一連の骨格のうち、臼歯化石は比較的保存状態のよいものが2点確認されている。その年代について、放射性炭素年代測定法による分析の結果、約3万年前^(註9)、または4万7千年～3万7千年前という値が報告されている^(註10)。地質時代区分では、後期更新世の最終氷期、現在の日本列島がほぼ完全に形成されたと考えられる時期にあたる。

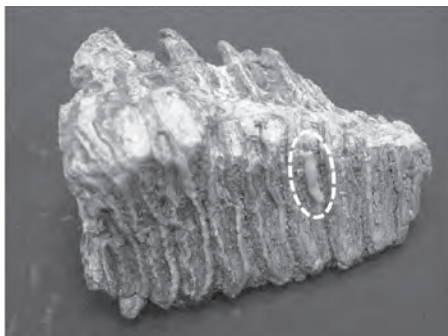


図1. 本研究で用いた化石資料に対する型取りの様子。点線内はシリコン材。

2つの臼歯化石のうち、咬合面の保存状態が比較的良好であった上顎第2大臼歯（標本番号AG02）のエナメル質表面を調査した。まず、歯同士が咬み合わさる面のエナメル質表面に付着した塵などを、100%アセトン液により取り除いた。次に精密シリコーン印象材（アフィニス・ライトボディ、コルテン社）を用いて、歯表面を型取りした（図1）。今回は、特に保存状態の良好だった遠心舌側部のエナメル質を型取りした。作成した型は接着剤でプレパラート上に固定し、デジタルマイクロスコープにより（本体：RH-2000、対物レンズ：MXB-

2500REZ、いずれもHIROX社製、所有：帝京大学文化財研究所）表面の画像を取得した。観察倍率は140倍および350倍である。取得画像は、食性既知の現生動物から得られた画像^(註11)と比較観察するとともに、scratchとpitを計数した。両者の区分には、長軸と短軸の比を用いた。この比が4以下のものをpitとし、4より大きいものをscratchとした。さらにpitについては直径が8 μm ^(註12)以下のものをsmall、それより大きいものをlargeとして細区分し、scratchについては幅が3 μm 以下のものをfine、それより大きいものをcoarseとする細区分をおこなった。今回、取得した歯型が長大であったため、頬舌軸に沿って7か所の画像を取得し、観察位置によるマイクロウェア形質のばらつきがみとめられるかどうか、Wilcoxon signed-rank testにより比較検討した。統計解析および計数には、統計ソフトウェアR ver.4.0.1.^(註13)および演算パッケージMicroWeaR^(註14)を、それぞれ用いた。

【結果】

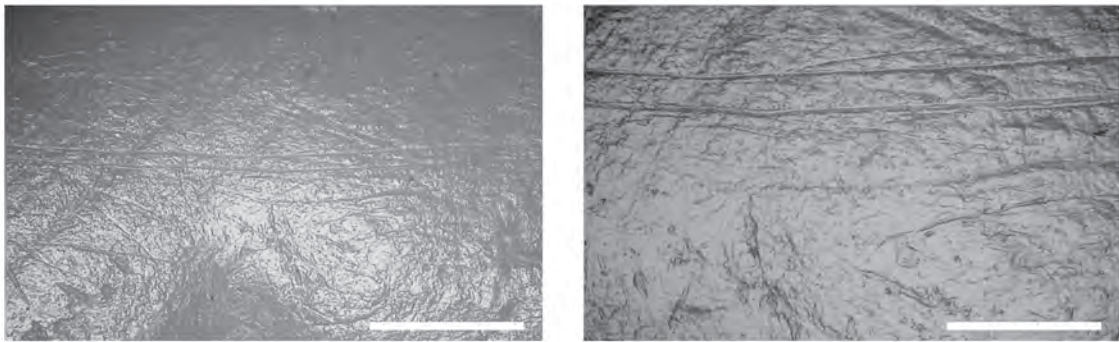


図2. 歯型表面の拡大画像。左図：対物レンズ140倍、スケール500 μm 。右図：対物レンズ350倍、スケール200 μm 。

直接観察の結果、本資料に残されたマイクロウェア形質は、長さ、幅とも、現在生息している植物食哺乳類に比べて非常に大きいことがわかった。その中には、140倍率においても、観察視野に収まりきらない例が複数みられた。また、マイクロウェアの形成される向きは、顔面に対して前後方向よりも、横方向（頬-舌方向）である場合が多かった（図2）。

350倍率で観察した場合における、マイクロウェア形質の計数結果を表1に示す。全体的な傾向として、scratchが卓越することがわかる。さらに、scratchのなかでも、特に幅が広い（3 μm 以上）のものが過半数を占めている。また、陥没状のキズであるpitについても、直径が8 μm を超えるものがすべてを占めるが、これは他の哺乳類に比べて非常に大きな値といえる。これらの特徴が、観察したすべての部位において当てはまった。一方、Wilcoxon signed-rank testの結果、マイクロウェア形質の出現頻度は、観察部位の間

表1. マイクロウェア形質（scratch / pit）の計数結果。

	area1	area2	area3	area4	area5	area6	area7
number of pits	1	3	10	5	0	0	3
number of small pits	0	0	0	0	0	0	0
number of large pits	1	3	10	5	0	0	3
number of scratches	34	14	26	22	27	23	31
number of fine scratches	2	6	4	7	5	0	6
number of coarse scratches	32	8	22	15	22	23	25
percentage of pits	2.9	17.6	27.8	18.5	0	0	8.8
percentage of scratches	97.1	82.4	72.2	81.5	100	100	91.2

で統計学的に有意な違いはなかった。

【考察】

化石資料には、多数のscratchが観察された。一般に、草食動物でscratchが卓越するのは、餌である草本のなかに多量に含まれるケイ酸体が、咀嚼によって押し付けられた歯の表面を削りながら通過するためと考えられている^(註7)。しかし、今回のナウマンゾウ化石で観察されたマイクロウェア形質は、ウマ、ウシ、シカといった草本動物にみられるものよりもはるかに大型だった。動物の種間で歯のエナメル質の材質や硬度は同等と考えられることから、キズの大きさの違いは、その形成要因である食料、あるいは、口中に混入した砂塵などの大きさや物性の違いを反映したと考えられる。現生のゾウの臼歯を観察すると、いくつかの個体には、やはり長大な線状のマイクロウェア形質がみられ、hyper coarse scratches として報告されている^(註11)。このマイクロウェアは、草本の消費によってではなく、樹皮や小枝など、より粗雑な食物を摂食した場合につくられる。今回の化石資料で観察された大型のマイクロウェア形質も、同様の理由によって形成されたと考えるのが妥当だろう。

兄川ナウマンゾウ化石と共に産出した大型植物化石として、クルミ属が報告されているほか、ゾウ化石を含む地層からは針葉樹を中心とした花粉化石が報告されており^(註1)、当時、この地域は林野が点在する環境、ないし森林帯が分布していた可能性が高い。これは、本研究の結果から推察される植生景観と整合的である。一方で、現在、針葉樹林帯を主たる分布域とするゾウ類は知られていない。実験の結果、マイクロウェアが反映するのは、死亡前の数週間程度の期間内における食餌の物性であることが知られており^(註15)、今回の観察結果も、飢餓状態にあった個体が「その場しのぎ」で口にした物体が影響している可能性は排除できない。この点については、今後、堆積環境などのデータが付随した他の資料を比較調査することで、兄川のナウマンゾウが樹皮などを主たる餌資源としていたのかどうか、より確からしい解釈ができるだろう。

本化石の産出年代である後期更新世は、ナウマンゾウをはじめとする大型哺乳類の大量絶滅が起こったことで知られる。この時代は全地球規模での温暖化と寒冷化が繰り返されていたと考えられており、この急激かつ頻繁な気候変動が彼らの絶滅につながったとする仮説がある。一方で、初期人類による過剰な狩猟が原因であるという意見もあり、未だに議論が続いている。今後、気候の変動と、それにとまなう陸上植生環境の変遷に、大型哺乳類がどのように適応していったのか（できなかったのか）、を明らかにするうえで、日本全国から数多くの産出事例があるナウマンゾウは理想的な研究対象である。兄川ナウマンゾウ化石に対するマイクロウェア解析の成果は、地域の古環境理解にとどまらず、大規模気候変動期における日本列島の生態学的評価という課題に対しても有用な示唆を与える。

【まとめ】

マイクロウェア解析の結果、兄川産ナウマンゾウは生前、疎林から森林にかけての植生環境において、草本よりも、むしろ樹皮や小枝などを含む木本葉類を重要な餌資源のひとつとしていたことが示唆された。この仮説をより確かなものとするためには、地理学的・年代学的に近いナウマンゾウ化石資料からデータを収集し、比較していくことが重要である。また、個体間での変異や、他の分析手法などとの比較解析を行えば、当該地域の古環境をより詳しく把握できるようになるだろう。こうした産出地域や年代の異なる

資料との比較解析によって、今日みられる日本列島の自然景観が成立していく過程の理解につながると期待される。

【謝辞】

本稿を執筆するにあたり、山梨市立八幡小学校の雨宮義仁校長ならびに竹川俊之教頭には、所蔵資料の調査に際して、ご理解とご協力を賜った。また、帝京大学文化財研究所の藤澤明講師ならびに金井拓人助教には、所有するデジタルマイクロスコープの使用に際して、様々に便宜を図っていただいた。そして、山梨市生涯学習課文化財担当の駒田真人氏には、資料の調査を遂行するにあたり、ご尽力を賜った。以上の方々をはじめ、関係機関の方々に記して御礼申し上げる。

本研究は文部科学省科学研究費補助金（19K13425、19H00534）の支援をうけて実施された。

【註】

1. 間島信夫 2001. 「山梨市兄川産ナウマンゾウ化石」山梨市史編さん委員会. 65pp.
2. Hofmann, R. R. and Stewart, D. R. M. 1972. Grazer or browser: A classification based on the stomach structure and feeding habits of East African ruminants. *Mammalia*, 36, 226–240.
3. Bell, R. H. V. 1970. The use of herb layer by grazing ungulates in the Serengeti. In Watson, A., ed., *Animal Populations in Relation to their Food Resources*, 111–123. Blackwell Scientific Publications, Oxford.
4. Jarman, P. J. 1974. The social organization of antelope in relation to their ecology. *Behaviour*, 48, 215–266.
5. Quade, J., Cerling, T. E., Barry, J. C., Morgan, M. M., Pilbeam, D. R., Chivas, A. R. Lee-Thorp, J. A. and Van der Merwe, N. J. 1992. A 16 million year record of paleodiet from Pakistan using carbon isotopes in fossil teeth. *Chemical Geology*, 94, 183–192.
6. Wang, Y. and Cerling, T. E. 1994. A model of fossil tooth and bone diagenesis: implications of paleodiet reconstruction from stable isotopes. *Palaeogeography, Palaeoclimatology, Palaeoecology*, 107, 281–289.
7. Walker, A., Hoeck, H. N. and Perez, L. 1978. Microwear of mammalian teeth as an indicator of diet. *Science*, 201, 908–910.
8. Teaford, M. F. and Walker, A. 1984. Quantitative differences in dental microwear between primate species with different diets and a comment on the presumed diet of *Sivapithecus*. *American Journal of Physical Anthropology*, 64, 191–200.
9. 中村俊夫 1995. 山梨県兄川河岸から出土したナウマン象およびその出土層の上下から採取された樹木片の14C年代測定. (高野正文・五味信吾・松村義幸編著) 山梨県埋蔵文化財センター調査報告書第108集「兄川－河川改修に伴うナウマンゾウ化石発掘調査」. p. 18–22.
10. 甲府盆地第四紀研究グループ 1967. 甲府盆地北東部の第四系. 柴田秀賢教授退官記念論文集, 256–261.
11. Solounias, N. and Semperebon, G. 2002. Advances in the reconstruction of ungulate ecomorphology with application to early fossil equids. *American Museum Novitates*, 3366, 1–49.
12. 1 μm (マイクロメートル) = 100万分の1メートル
13. R Core Team. 2020. R: A language and environment for statistical computing. R Foundation for Statistical Computing, Vienna, Austria.
14. Strani, F., Profico, A., Manzi, G., Pushkina, D., Raia, P., Sardella, R. and DeMiguel, D. 2018. MicroWear: A new R package for dental microwear analysis. *Ecology and Evolution*, 8, 7022–7030.
15. Grine, F. E. 1986. Dental evidence for dietary differences in *Australopithecus* and *Paranthropus*: a quantitative analysis of permanent molar microwear. *Journal of Human Evolution*, 15, 783–822.

(山梨県立博物館)

災害・パンデミックに関する資料収集に向けて

— 新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態に際して —

小畑 茂雄

はじめに

令和2年(2020)は、中華人民共和国湖北省武漢市における「原因不明肺炎」の報告に端を發した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に見舞われた年となり、本稿の作成時点(令和3年2月)ではいまだその終息は見えていない。今回のパンデミックは、地域から国家、そして人類社会に大きな影響を与えているが、人を集めることを前提とする博物館の運営にも大きな制約を与え、交流し体感することを望ましい手法とする展示などの事業にも、考え方の転換が求められている。このような感染症拡大状況下における博物館利用のあり方や対策については別稿に譲るとして、本稿においては、こうして現在の私たちが直面している歴史的な経験は、果たして次の世代に引き継がれていくのだろうか、という危機感に立ちつつ、当館における災害やパンデミックに関する資料の現況と、コロナ禍を含めた今後の展望について論じていきたい。

1. 山梨県と災害関係資料の保存状況

博物館の資料収集において、本来は同時代の資料を意識的かつ日常的に収集していく必要性が高いことは自明である。社会から散佚する前に収集していくことの重要性は言うまでもないが、特に社会的な危機に関する資料については、その緊急性の高さから、資料の収集よりも事態の收拾が優先されることと、日常への回帰につれて忘れ去られてしまうために残りづらい傾向が想定され、より強く意識的な収集を行わねばならない。

この社会的な危機状況にあるなかの資料収集の必要性について、筆者が特に意識する契機になったのは、平成23年(2011)3月11日の東北地方太平洋沖地震⁽¹⁾の発生による東日本大震災の発災時のことで、岩手県陸前高田市への文化財レスキュー⁽²⁾へ参加した体験により、被災文化財の救援活動やネットワークの重要性と、地域の災害史資料の収集と研究の重要性とを強く意識させられた。そこで、災害史資料の調査や普及活動を志向して、館蔵資料の地震関係資料を調査すると、嘉永7年(1854)11月4日・5日の安政東海・南海地震の資料として「甲府大地震之記⁽³⁾」(甲州文庫)や「歳云録⁽⁴⁾」(若尾資料)を始めとしてふた桁の資料が数えられ、弘化4年(1847)の善光寺地震のものが若干あるものの、そのほか県内でも20名が死亡した関東大震災⁽⁵⁾など近代以降の他の地震に関する資料はほとんど確認できなかった。

現代の災害資料の収集は、被災文化財の救援と通じるところがあり、被災者の人命が最優先であることから、どうしても着手は一定の安定化の後となる。文化財よりも評価が定まっていない災害資料についてはなおさらで、災害から「復興」へのプロセスのなかで廃棄あるいは忘却されていくものであり、また近代社会においては地域自治の変容によって、もともと災害に関する記録や役所への申請の控えが家や地域社会に残されづらいことも、災害に関する資料が残りづらい原因であるのだろう。東日本大震災の際は、山梨県への影響が比較的小さかったことなどから、学芸員有志が個人的に災害を報じる新聞や「計画停電」についての広報物などを保存するにとどまった。

地震以外の災害関係資料という点では、山梨県は富士山や南アルプスをはじめとした2千から3千メートル級の山岳に囲まれ、山林が県土の78パーセントを占める地形的特徴を持ち、山林の荒廃が進んだ近代以降は大水害が頻発したことから、そのなかで山梨県内で死者233名と近代史上最大の被害を出した「明



昭和41年（1966）の足和田災害の被害写真

治40年の大水害」を中心に、水害関係はまとまった資料や記録⁽⁶⁾が残されている。しかし、戦後以降となると、昭和34年（1959）の台風7号および15号（伊勢湾台風）や昭和41年（1966）の台風26号（足和田災害）などは、100名規模の犠牲者を出した大災害であったが、若干数の写真資料があるほかは、物として被害を伝えられる資料が館には残されていない。

以上のように、現代の災害史に関する資料については、その本質的な残りづらさから積極的な収集活動が望まれることが、大正から昭和時代にかけての本県の実績（当館の資料収集状況）によっても明らかであること、その一方で社会や人心の「復興」への配慮など、そのアプローチは慎重である必要もあること、こうしたことを今回のコロナ禍のなかを含む、今後の災害発生下に関する資料収集を考える立脚点として持つに至った。

2. 山梨県と感染症関係資料の保存状況

山梨県においては、平成8年（1996）2月に流行終息を宣言した地方病（日本住血吸虫症）が長く地域の人々を苦しめて来た歴史があり、関連する資料として県衛生公害研究所（現在の県衛生環境研究所）より引き継いだ資料群約5千点が当館に保管されている。地域と感染症の関係や、感染の抑え込みに関する地域的な取り組みや啓発活動について、山梨県は地方病を通じて歴史的な経験がある地域だと言えるが、当館において地方病以外の疾病に関する資料となると、前述の災害関係資料と同様の事情が存在している。

今回の新型コロナウイルスの流行拡大において、東日本大震災の際と同様の問題意識で、100年前のパンデミックである「スペイン風邪」に関連する館蔵資料を調べてみたところ、関東大震災関係資料と同様に、刊行物や統計などといったもの以外、ほぼ関連するものが見いだせなかった。

近世以前の感染症関係資料としては、コロナ禍のなかで注目を浴びたのが、安政のコレラ流行に関する資料である「市川村暴瀉病流行日記」⁽⁷⁾（頼生文庫）に掲載された「ヨゲンノトリ」である。このことについては別稿（84ページ 中野「甲斐国における安政のコレラ流行と「ヨゲンノトリ」」）に譲るが、コレラ（虎列刺、暴瀉病など）は幕末から明治中頃にかけて、山梨県内でも多くの犠牲者を出しており⁽⁷⁾、当館においても多くの資料を確認している。コレラに続いて明治時代中頃以降には数千人もの死者を出した赤痢についても数十点の資料があり、また天然痘や種痘に関する資料は、初期の種痘用具やわが国の種痘の普及に尽力したモーニッケの肖像画など、多くの資料を収蔵している。

どちらかといえば医療関係資料が充実していると言える当館において、赤痢の大流行に続くこと約20年後に大きな感染流行と県内で約5千人もの死者を出したスペイン風邪⁽⁸⁾について、関連する資料をほとんど収蔵していないことは意外なことでもある。戦災による喪失もさることながら、前掲の関東大震災の記録と同様に、危機的状況の終息と「復興」のなかで、散佚というよりは消滅していった可能性が高いのではないかと考えられる。

当該期の山梨県の流行状況などについての記録として、内務省衛生局編『流行性感冒』（平凡社刊⁽⁹⁾）から繙いてみると次のとおりである。（適宜、句読点を



コレラの際に使用された疫除けのお札

補っている。)

【予防施設状況 一、予防に関する思想の啓発】

山梨県 感冒流行の徴あるや告諭、訓令を發し注意警戒すると共に、予防心得書大二千枚小二万枚を印刷し、又私立山梨県衛生会に於ては、予算百五十円を計上して宣伝心得書大二千五百枚小二万枚を印刷し、県の印刷物と共に下宿、湯屋、理髪店、停車場其他衆人の看易き場所に掲示し、又は諸所に衛生講話会を催し、又は活動写真館を利用して幕間に本病予防に関する注意を映写せしめたり。

【二、「マスク」及含嗽^{がんそう}の奨励】

山梨県 県警察官吏に「マスク」を配付し、自衛上並に一般民に範を示す為め督励上強制使用せしめ、又劇場寄席、活動写真館等の観覧者には、「マスク」を必ず使用して入場せしむることとしたり。其の他「マスク」三千個を調製し県下細民に配付せり。恩賜済生会に於ても「マスク」、含嗽普及の為め、此等を調製して貧困者に配付せり。

【三、予防接種の奨励】

山梨県 本病予防撲滅の為県費二千五百円を計上し、県立学校職員生徒全部及県庁職員、警察署分署員、郡役所員、山梨看護婦会看護婦に対して予防接種を施行せり。

【四、学校工場其の他多衆集合に対する施設】

(※学校・工場閉鎖一覧表に山梨の記述なし)

【救療並各種公益団体活動の状況 一、救療の状況】

山梨県 流行猖獗^{しょうけつ}時には各所に医師の不足を告げ、治療の途なきもの多数発生したるを以て救療に対して力を注ぎ、県に於て救護班を組織し各地方に出張して之れが救護に従事し、多大の効果を挙げ得たり。其の他貧困にして医療を受くる途なきものに対しては、済生会の治療券の配付を潤沢にし、一面済生会事業として各警察署に含嗽剤を配付して無料施与したり。

【二、各種公益団体活動の状況】

山梨県 私立山梨県衛生会の事業としては、印刷物を各所に配布掲示し予防注意を喚起せしめ、又済生会の事業としては、予算五百五十円を計上し本病の予防撲滅の為め含嗽剤及「マスク」を調製、窮民に対し配布せり。郡市医師会に於ては各郡市と協力、予防接種を勧誘したり。

同書の巻末においては、府県ごとの感染者数の推移の統計データが収録されており、山梨県に関するデータを整理すると次のとおりとなる。

	流行開始時期	人口	総患者数	死者（患者死亡率）
・第1回流行	大正7年8月上旬	607,945人	248,613人	2,814人（1.13%）
・第2回流行	大正8年10月下旬	630,637人	24,214人	2,235人（9.23%）
・第3回流行	（大正9年8月）		4,613人	86人（1.86%）
・合計			277,440人	5,135人（1.85%）

（※第3回流行には「流行開始時期」の記載がないため、患者・死者の発生月を記載）

統計上山梨県は、第1回（大正7年8月流行初期）・第2回（同8年9月流行初期）の全国的流行において、ともに流行開始が各府県と比較して極めて早かったことが読み取れ、学校や工場、甲府連隊での感染拡大状況については、前掲のとおり『山梨県史』にも紹介されている。その他では、上記の引用部分にもあるように、マスク・うがいの奨励や予防接種の実施など、現代のコロナ禍と同様の社会的な対応がお

こなわれ、そして医療資源の不足と待機患者の発生といった現代同様の問題を露呈していたことが読み取れる。また、ちらし類などの予防啓発活動も活発に行われていたようなので、こうした紙資料なども今後の資料収集上の課題だとも言える。

3. 新型コロナウイルスの関連資料収集

まず、新型コロナウイルスの感染拡大状況について、国内の状況を政府・行政の動きと感染拡大状況に絞って整理すると、右表のとおりである。

山梨県においては、令和2年3月6日に県内で最初の新型コロナウイルス陽性者を確認、同5月25日、山梨県内最初の新型コロナウイルス感染症での死亡者の発表があり、令和3年2月4日現在、累計感染者数908人、死者15人となっている⁽¹¹⁾。

そのようななかで、新型コロナウイルス関係資料の収集は、まずは令和2年2月から歴史担当の学芸員を中心に開始した。続いて館職員に対して協力の依頼メールを発送したのが、この年の5月14日のことである。この時点では、当館も感染拡大防止のための臨時休館中であったこと⁽¹²⁾もあり、また、外出の自粛や「三密」の回避が呼びかけられている状況を鑑みて、一般に対する収集の呼び掛けは誤ったメッセージと受け取られかねないことから、時期尚早と判断した。職員に対して収集を呼び掛けた対象は次のとおりである。

- ・新聞をはじめとした広報物（号外など）
- ・行政などによる教育・啓発資料（県からのお知らせなど）
- ・関連する器具（マスクなど）
- ・学校教育関係の通知類
- ・対策事業や施策に関する商品・紙資料・メディア類など

収集状況は、新聞の取材があったこともあり、結果的に一般から郵送されてくる資料もあり、総数としてはおおよそ200点程

新型コロナウイルス国内感染状況推移⁽¹⁰⁾

【令和2年】

- 1月6日 厚生労働省から中華人民共和国湖北省武漢市における「原因不明肺炎」注意喚起発出
- 1月15日 国内で新型コロナウイルス感染者初確認
- 2月1日 クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号下船客から新型コロナウイルス検出（3日横浜入港）
- 2月27日 小・中・高等学校・特別支援学校の一斉臨時休校措置決定（3月2日から実施）
- 2月 マスク・消毒液・トイレトペーパーが店頭から消える
- 3月1日 ダイヤモンド・プリンセス号から乗客の下船完了
- 3月24日 東京オリンピック・パラリンピックの1年延期決定
- 4月7日 緊急事態宣言を1都6府県に発出（5月6日まで）
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（閣議決定）で全戸にマスク2枚の配布決定
- 4月10日 第1波陽性者数ピーク（全国708人）
- 4月13日 死者数100人突破
- 4月16日 緊急事態宣言を全都道府県に拡大
- 4月18日 累計陽性者数1万人突破
- 4月20日 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（閣議決定）で特別定額給付金（1人10万円）の給付決定
- 4月30日 第1波重症者数ピーク（全国328人）
- 5月4日 緊急事態宣言を5月31日まで延長
死者数500人突破
- 5月14日 39県で緊急事態宣言を解除（21日関西3府県解除）
- 5月25日 緊急事態宣言を解除
- 7月22日 「Go To トラベル」、東京都を除外して開始（10月1日から東京都も対象）
- 7月28日 死者数1,000人突破
- 8月7日 第2波陽性者数ピーク（全国1,595人）
- 8月11日 累計陽性者数5万人突破
- 8月23日 第2波重症者数ピーク（全国259人）
- 9月 「Go To イート」、各地で開始
- 10月31日 累計陽性者数10万人突破
- 11月21日 「Go To イート」の運用見直し発表、各地で食事券販売の停止広がる
- 11月24日 死者数2,000人突破
- 12月12日 5都道府県で病床使用率が50%を超える
- 12月22日 累計陽性者数20万人突破
- 12月23日 死者数3,000人突破
- 12月28日 「Go To トラベル」、全国的に一時停止
- 12月31日 東京都の1日あたり陽性者数初の千人超え（1,337人）

【令和3年】

- 1月7日 緊急事態宣言を1都3県に再発出（8日施行、2月7日まで）
東京都の1日あたり最大の陽性者数2,447人（のちに報告漏れの修正があり2,520人、以後3日続けて2千人台）
- 1月8日 1日あたり最大の陽性者数7,844人（第3波陽性者数ピーク）
- 1月13日 緊急事態宣言を1都10府県に拡大して発出（14日施行）
累計陽性者数30万人突破
- 1月18日 重症者数1,000人突破
- 1月23日 死者数5,000人突破
- 1月26日 第3波重症者数ピーク（1,043人）
- 2月2日 緊急事態宣言を10都府県で延長（栃木県を除外、3月7日まで）
- 2月3日 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正施行
死者数6,000人突破
- 2月17日 新型コロナワクチンの医療従事者向け先行接種開始

（令和3年2月18日現在）

学費相当の小冊です。お戻りします。

いまだ新型コロナウイルスの感染拡大が続く状況下ですが、この社会的状況や、対策に関する資料などについては、現在の私たちの社会が、感染症についてどのように向き合ったかを記録する重要なものですが、流行の終息も、自然な状況から脱することによって、これらの資料もともに経過してしまう可能性が高いと言えます。

100年あまり前のスペイン風邪における、社会的な対応や学制的な対応は、現在の私たちにとっても重要な資料や情報であり、山梨に限って言えば、20年あまり前に流行終息にこぎ着けた地方病に関する資料や情報も、こうした状況下において、有益な知見を与えてくれる貴重な財産であると言えます。

現在の私たちと同様に、感染症に対する私たちの社会的経験が後世の人々に伝わり立てていくためには、私たちが同時代の関係する資料を収集していく必要があります。

まだまだ緊張感を持って取り組んでいかなければなりません。下記の物品などについて、収集のご協力を頂ければ幸いです。

- ・新聞をはじめとした広報物（海外など）
- ・行政などによる教育・啓発資料（届かのお知らせなど）
- ・関連する商品（マスクなど）
- ・学校教育関係の通知類
- ・対策事業や施設に関する商品、紙資料・メディア類
- ・など

色々あるかと思いますが、気になるものがありましたらご相談ください。今回の流行によって、ひょっとすると日本史上のなかでも屈指の大きな社会的変化が訪れる可能性がありますので、数年後の価値を見いだせるものがありましたら、ぜひお知らせくださいますようお願いいたします。

軽量、小型のものならばそのまま持ち帰ってください。大きいものなどは、まずは情報をお寄せの上、ご相談ください。重ねてよろしくお願いいたします。

職員への依頼メール



政府配付のマスクは常設拡大展示「かいじあむ+（ぷらす）」展にも展示した。

供給体制の逼迫状況の大幅緩和などの状況次第により、一般への新型コロナ関係資料の収集の呼び掛けを検討し、その収集方針についても考慮していく必要があるだろう。

おわりに

私たちの地域が100年前のスペイン風邪や関東大震災に関する資料をほとんど収集・保存してこなかった反省のもとに、同時代の東日本大震災や新型コロナウイルスの感染拡大に関する資料の収集の必要性和実践について試行錯誤しているところであるが、博物館としては100年前の地震と感染症の資料収集についても責任を負わねばならないのはやはり自明のことであるので、その収集や調査について、改めて実践できるように考えていきたい。

100年前だけでなく、同時代の資料収集にも責任を負わねばならないのは、本稿で述べたような災害資料の「残りづらさ」以外にも、ここ四半世紀で急速に進んだ情報化の波にも危惧の種が潜んでいる。恐らく数十年や百年規模の将来においても、現在の私たちがテレビを通じて目撃した東日本大震災において市街地を遡上する津波の映像や、今回のコロナ禍での社会活動のビッグデータなども歴史資料として残っていくことであろうと考える。しかし、多くのテキストや数的データ、画像は残った

度に達した。資料の内容としては、紙資料としては緊急事態宣言の発出など、大きな出来事で1面を飾ったものや号外などの新聞資料の保存や、県や市町村の広報紙、特定定額給付金の申請書の控えや自治体発行の「マスク購入券」、職員の家庭の児童が所属する学校からのお知らせ、地域のミニコミ誌や飲食店のテイクアウトのメニューなどのほか、他館やさまざまな組織から寄せられた「中止のお知らせ」なども収集した。また、鉄道や新幹線の減便などの状況を示す資料として、時刻表類も収集している。

物品としては、令和2年の初夏にかけて政府から全戸配布された布マスクをはじめ、マスク供給逼迫時に家電メーカーが発売したマスクなど、また消毒液が店頭から消えた際に、県内の日本酒醸造元やワイナリーから販売された消毒液代替用の高濃度アルコールも収集した。行政上は「物品」ではなく「消耗品」として購入した非接触型の体温計で、私たち職員が来館者の体温計測をおこなうために使用し、短期間の酷使で故障してしまったものも、ただ廃棄になるのではなく、総務課スタッフの気付きによって収集されている。

今後はこれら資料の整理の方針を定める一方で、新型コロナウイルスの流行終息ないし医療



コロナ禍における県や市の広報誌

としても、一般市民がそのような「資料」の原本にアクセスし得るかどうかというところに危うさを感じるのである。フェイクニュースなど「ファクト」が大きく揺れ動く昨今であるが、将来にわたって一般市民が「事実」や「原本」にアクセスできる博物館の機能と使命について、新型コロナ関係資料の収集を通じて、改めてその責任を果たしていかなければならないと感じている。

末文ではありますが、新型コロナウイルスに関連してお亡くなりになった方へのお悔やみを申し上げるとともに、病院や保健所などの現場でご尽力されている医療関係者の皆様に感謝と敬意を捧げさせていただきます。

註

- (1) 午後2時46分ごろ発生し、最大震度は宮城県栗原市の震度7。山梨県においては震度5弱程度。
- (2) 東日本大震災の被災地への文化財レスキューについては、日本博物館協会からの要請のもと、平成23年（2011）7月に当館から筆者ら3名の職員を、宮城県石巻市、岩手県陸前高田市などに派遣した。
- (3) 甲府城下町の家屋倒壊状況などを記録。余震の多さから小屋掛けした人々、米味噌の配給などの救恤状況を記録。
- (4) 安政東海・南海地震による家屋倒壊や液化化などの被害のほか、元禄、宝永、天明の大地震についても記述。
- (5) 山梨県においては20名の死者。被害状況については、『山梨県史 通史編5 近現代1』（2005年 553～556頁）参照。
- (6) 明治40年の大水害の被害状況と関連資料については、拙稿「調査ノート 明治四十年の大水害被災者の北海道移住について」（『山梨県立博物館研究紀要 第2集』2008）を参照。
- (7) コレラの山梨県における流行状況については『山梨県史 通史編5 近現代1』（178～181頁）参照。
- (8) スペイン風邪の山梨県における流行状況については『山梨県史 通史編5 近現代1』（517～519頁）参照。
- (9) 原本は大正11年（1922）刊行。コロナ禍で注目を浴び、インターネット上でPDFファイルでも期間限定で公開された。
- (10) 緊急事態宣言などについては内閣官房ホームページ（<https://corona.go.jp/emergency/>）、陽性者・重症者などのデータは厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html）、一斉休校については文部科学省ホームページ（https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00006.html）、給付金については総務省ホームページ（https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/index.html）、Go To トラベルについては観光庁ホームページ（https://www.mlit.go.jp/kankocho/page01_000637.html）東京都関係は東京都ホームページ（<https://stopcovid19.metro.tokyo.lg.jp/>）などを参照（令和3年2月6日閲覧）。
- (11) 山梨県関係は山梨県ホームページ（https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus.html）などを参照（令和3年2月6日閲覧）。
- (12) 山梨県立博物館では、令和2年2月28日（金）から5月22日（金）までの2ヶ月半あまりの期間、常設展などの業務を停止したほか、特別展「北斎漫画」とシンボル展「若尾逸平 生誕200年」の開催を取りやめた。

（山梨県立博物館）

山梨における文化財防災の取組

— 博物館ネットワークの災害時マニュアルについて —

西 願 麻 以

1. はじめに

山梨県では、現在、災害時に文化財被害状況を1ヶ所に集約するための体制づくりをおこなっており、以前より山梨県博物館ネットワーク（通称：ミュージアム甲斐ネットワーク）の緊急時連絡体制の整備をすすめてきた。令和元年度、山梨県博物館ネットワークの災害時マニュアルを作成したので紹介する。

2. 山梨県博物館ネットワークとマニュアル作成までの経緯

山梨県博物館ネットワークは、県内の博物館が相互に連携を深めることや利用者へのサービス向上、および山梨の文化振興に寄与することを目指し、平成19年に発足した。現在、博物館施設等112館が参加している。県立博物館が事務局を担い、参加館合同イベントや、総会、研修会などを毎年開催している。ネットワークの特徴として、①事務局が県立博物館（山梨県観光文化部文化振興文化財課所属）に固定されている、②参加館は学芸員在籍3人以下の館がほとんどであり、学芸員が在籍しない館や、職員が1人の館もある、③歴史、美術、民俗、考古、自然史、生物、技術など様々な分野の館が参加している、④山梨の中心地の甲府から60km圏内に全ての博物館が立地するが、山によってエリアが分断されている、などが挙げられる。現在、ネットワーク内での連絡はメールや郵送、FAX等で行われている。

以前より、緊急時の連絡網作成の話があり、事務局からの案として千葉県博物館協会の博物館資料救済システムの救済体制を参考にしたブロック中核館モデル（事務局⇄ブロック中核館⇄ブロック各館）を提案した⁽¹⁾。各エリアから代表館を選出し、代表館を通して各エリアの館に情報を提供、および各エリアの情報を収集することを考えたが、参加館から、市町村の博物館職員は災害時にはライフライン対応に追われると予想されることや、少人数のため対応できないかもしれないとの意見があった。そこで、何かあったら事務局に連絡をするという体制にし、令和元年度、災害時にどのようなことを報告し、どのように対処すべきかのマニュアルを作成するに至った。

3. 災害時マニュアルの構成

マニュアル作成の目的を、参加館の被害状況を素早く集めること、災害時の資料への応急処置方法や対応を関係者に周知することとし、表1の内容で構成した。①災害時連絡マニュアルは、一目でわかるように1ページにまとまるように作成した（図1）。災害が起きた際は、被害状況を事務局に連絡することを明確にし、事務局に情報が集まってくるようになっている。大型災害の際は全館報告としており、報告がない館は、大きな被害が起きていると予想することもできる。②被害調査票は、千葉県博物館協会の被災状況取りまとめ票を参考に作成した⁽¹⁾（図2）。報告館の状況の他、周辺の状態も報告してもらいやすい内容になっている。③～⑨は、文化財等の応急処置方法等のマニュアルやリンク集で、各専門機関で公開・

刊行されている既存のマニュアルから、専門家でなくても理解ができ、扱っている資料の分野や種類が多いものを選んだ^(2~8)。⑩の搬出計画雛型は、緊急時にどの資料からどのように運び出し、どのような資材が必要かを事前に計画し把握できる雛型を作成した(図3)。⑪の参加館リストは、近隣館が連絡を取りあえるように、各館の住所と電話番号をリスト化したものを作成した。山梨は、山によってエリアが分断されているため、大型災害時には各エリアが孤立することも考えられ、災害時は近隣館の繋がりが重要となることが予想される。

参加館に、①~⑪のマニュアルのPDFファイルをメールまたはメディアに焼いて郵送し、印刷してファイル等に綴じ、災害時に利用できる状態で設置するように依頼した。②に関しては災害時に停電していることなどを想定し、複数枚印刷しておくことを伝えている。災害時に印刷したマニュアルがなくても利用できるように、①、②、⑩、⑪は事務局ホームページで公開している。今後は、事務局被災時の対応を付加するなど、随時アップデートしていく。

4. おわりに

マニュアルを作成するにあたって、一目でわかるもの、専門家でなくてもわかるもので構成するように努めた。私たちが緊急事態になった際、110番や119番などすぐに連絡・相談先が思いつくように、「博物館が緊急事態の時は事務局に連絡する」という体制づくりを目指し、マニュアルを作成した。災害時のための連絡網作成から出発し、最終的には連絡マニュアルをつくるという形に落ち着いた。小さな博物館が多数参加している山梨県の博物館ネットワークだからこその形である。このマニュアルによってひとつでも多くの資料が救われることを願う。

表1 山梨県博物館ネットワークの災害時マニュアルの内容

	内 容	作成機関
①	災害時連絡マニュアル	山梨県博物館ネットワーク事務局 (山梨県立博物館)
②	被害調査票	山梨県博物館ネットワーク事務局 (山梨県立博物館)
③	文化財防災ウィール ⁽²⁾	文化庁
④	UNESCO・ICCROMによる 非常時における文化財の救出と保全の手引き ⁽³⁾	UNESCO、ICCROM、 国立文化財機構、京都国立博物館
⑤	被災資料の応急措置、修復、保存について ⁽⁴⁾	総務省
⑥	文化財建造物等の 地震における安全性確保に関する指針 ⁽⁵⁾	文化庁
⑦	被災資料救済リンク集 ⁽⁶⁾	日本図書館協会資料保存委員会
⑧	文化財レスキュー関連リンク集 ⁽⁷⁾	文化財防災ネットワーク
⑨	緊急調査・応急処置用資材リスト ⁽⁸⁾	全国美術館会議
⑩	搬出計画	山梨県博物館ネットワーク事務局 (山梨県立博物館)
⑪	ミュージアム甲斐ネットワーク参加館リスト	山梨県博物館ネットワーク事務局 (山梨県立博物館)

ミュージアム甲斐ネットワーク災害時連絡マニュアル

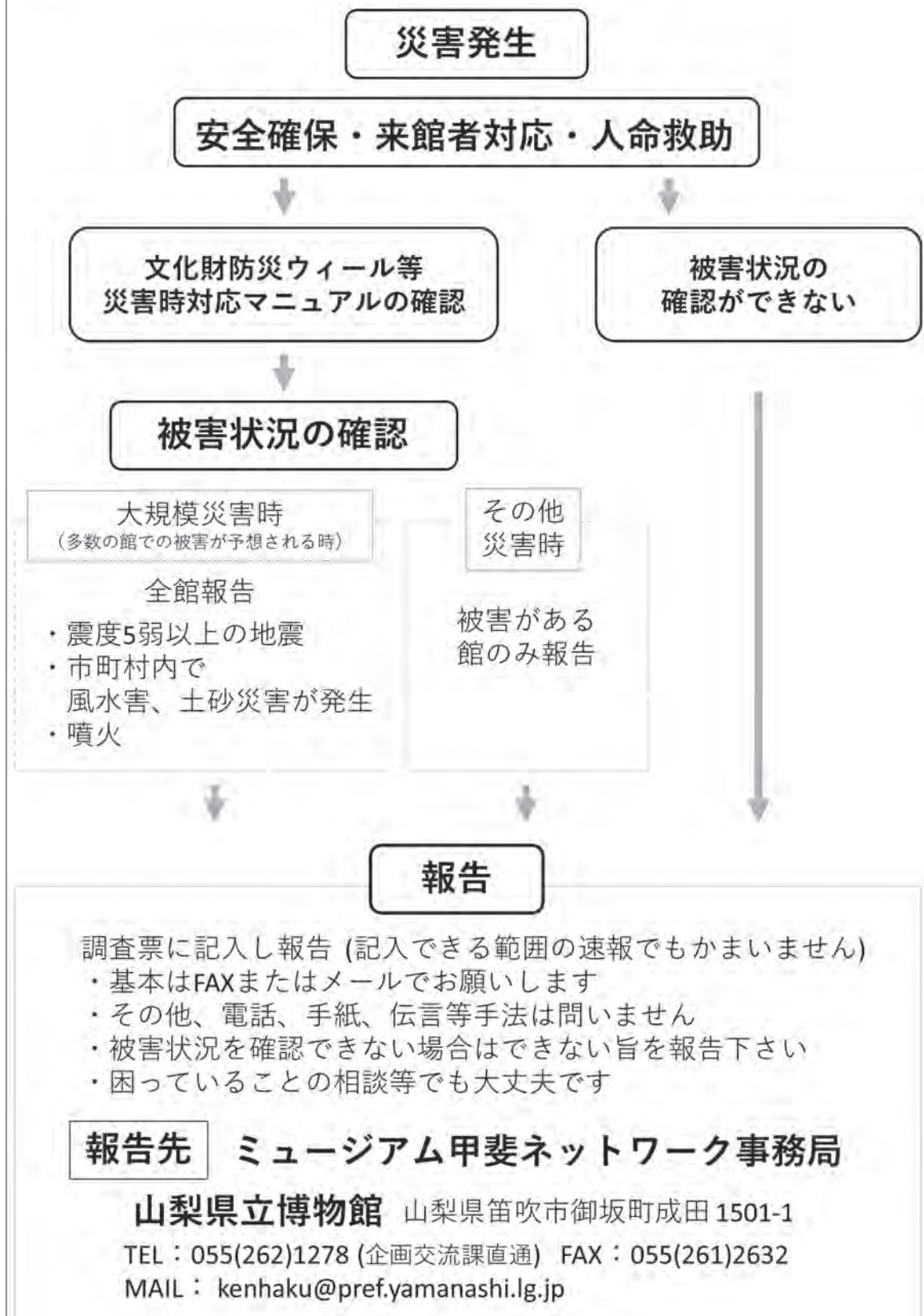


図1 山梨県博物館ネットワーク災害時連絡マニュアル (①)

送付先：ミュージアム甲斐ネット事務局（山梨県立博物館）

被害
調査票

FAX：055(261)2632 TEL:055(262)1278（企画交流課直通）

MAIL:kenhaku@pref.yamanashi.lg.jp 山梨県笛吹市御坂町成田1501-1

基本はFAXかメールでお願いします。その他、電話、手紙、伝言等手法は問いません。
以下の事項が全て埋まらなくても、適宜、報告下さい。

※各項目、記入または該当するものに○印をして下さい。

館名			
報告者 所属・氏名			
連絡先	TEL： FAX： E-MAIL： ※連絡者が連絡がとれるものをご記入下さい。		
救援要請	要 資料救済についての応援を要請します 不要 資料救済についての応援は必要ありません ※判断がつかねる場合は、特記事項にその旨を記載してください。		
災害の種別	地震 火災 浸水 土砂崩れ 噴火 その他（ ）		
資料被災状況	水損 損壊 焼損 調査中 その他（ ）被害無		
発生日時	月 日 時 分		
被災資料 ※だいたいのもお書きください。（例：紙資料 ○点、ダンボール○箱分、本棚○台分等）			
絵画（日本画・西洋画）	紙資料（和紙・その他）	民具	その他
彫刻・仏像	本、書籍	建造物	（ ）
工芸品	考古資料	生物	
その他 特記事項 ※上記に含まれない情報その他、被害館園名の追加、被害館園の所属職員の被害状況、被害館園の建造物等の被害の状況、また周辺の被害、交通・通信状況などをお知らせください。			
報告日時	月 日 時 分		
報告回数	第一報 続報（第 回）		

図2 山梨県博物館ネットワーク被害調査票（②）
（千葉県博物館協会の被災状況取りまとめ票を参考に作成⁽¹⁾）

収蔵庫 _____ 記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 記入者 _____

重要性		脆弱性				
指定・寄託	資料名・資料群	素材・形態	重さ・大きさ・員数	運搬方法・必要資材	人員	収蔵場所
1		木・金属・織物 紙(和紙・その他) 日本画・絵画その他 その他()				
2		木・金属・織物 紙(和紙・その他) 日本画・絵画その他 その他()				
3		木・金属・織物 紙(和紙・その他) 日本画・絵画その他 その他()				

...

...

図3 搬出計画雛型

註

- (1) 千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会『千葉県博物館資料救済ネットワークの構築に向けて-博物館資料を次世代に引き継ぐシステム構築報告書-』2014年
- (2) 文化庁『文化庁防災ウィール』2004年
- (3) アパルナ・タンドン著；山内奈美子,京都国立博物館訳；京都国立博物館,国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室編『UNESCO・ICCROMによる 非常時における文化財の救出と保全の手引き』2018年
- (4) 総務省「被災資料の応急措置、修復、保存について」『震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン』2013年13～28頁
- (5) 文化庁「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」1996年
- (6) 日本図書館協会資料保存委員会「被災資料救済リンク集」https://www.jla.or.jp/portals/0/html/hozon/kyusai_link.html 2011年（2021年1月20日最終確認）
- (7) 文化財防災ネットワーク「文化財レスキュー関連リンク集」<https://ch-drm.nich.go.jp/link/info/>（2021年1月20日最終確認）
- (8) 全国美術館会議「緊急調査・応急処置用資材リスト」『阪神大震災美術館・博物館総合調査報告Ⅱ』1996年

(山梨県立博物館)

《資料紹介》

「相生天神」 関係資料

～神像と信仰を中心に～

丸 尾 依 子

はじめに

山梨県立博物館では、平成30年（2018）に「相生天神」にまつわる資料群を収集した。「相生天神」は、甲府市相生において釣具店「シマヤ」を営んだ中島家において、近世期より祀られてきたと伝えられる無名の屋敷神であった。その屋敷神は、家業の隆盛にともない「相生天神」または「相生天満宮」を名乗り企業神社性格を持ち始め、祭祀は地域行事としても開かれていった。

本稿は、その相生天神に関する調査報告である。神像をはじめとする資料群について概説するとともに、甲府の旧城下町地域における天神信仰の事例を旧所蔵者の聞き書きをもとに記し、周辺地域における天神信仰との比較を行う。

1. 中島家と資料群の概要

(1). 中島家について

中島家は片羽町の外掘前に居を構え、シマヤを屋号として両替商や米・薬などの販売を行った商家である。創業は戦国時代末期と伝えられ、近世期の代々の当主は吉左衛門を名乗った。近代以降の当主は、入婿であった源兵衛（明治35年<1902>没）、次に6歳で家督を継いだ豊造、次いで尚蔵、そして現当主の宏次氏へとつながる。近年は釣具を専門に商ったが、これは勤番士の娯楽用に売り始めたものが始まりであると伝えられている。かつては店のすぐ前に堀があり、そこが釣り場になっていたという。遅くとも豊造氏の代には釣具を専門に商うようになっていた。

(2). 資料群の概要

山梨県立博物館に収蔵された資料群は、次のとおりである。

・「天神」神像	1点
・天神人形	2点
・「相生天神」絵馬・御守	240点
・「相生天神」焼印	2点
・祭礼用具	99点
合計	344点

①. 「天神」神像

中島家の天神の神体とされる。木製で、樹種は杉と思われる（写真1）。法量は高さ160mm 幅170mm 奥行90mmである^{註1}。彩色は無い。直衣姿で脇息にもたれかかる人物像で、頬、鼻、上唇、耳、烏帽子、脇息、右手の各部位に摩滅や欠損がみられる。全体は煙で燻されたように黒ずんでいる。頭は差し込み式であったとみられるが、現在は合成接着剤によって接合され、取り外しは不可能である。

かつては庭の木祠のなかに、近年では中島家の居間の棚の



写真1 「天神」神像

上に祀られていたもので、屋敷神の神体であると認識されていた。詳細は「2. 中島家の『天神』神像と柿本人麻呂像との比較」に記す。

②. 天神人形

いずれも郷土玩具の類で、近年の収集品である。中島家が天神を祀ることが縁となり、知人から譲られたものだという。家屋内に保管されていたが、神像のように祀ったものではない。

陶製天神人形

伏し目で威厳のある表情や束帯姿で胸に梅鉢をあしらった装束など、様式は福島県越前市で製作される「武生天神」に似る（写真2）。

製法は、粘土を型に入れ内側から型に押し付けるようにして成型した後に焼成し、彩色を施す。法量は高さ350mm 幅460mm 奥行210mmである^{註2}。内部は空洞となっており、底部は開口している。頭と手は別造りで、差し込み式である。頭に垂纒の差込口は無く、垂纒自体も付属しない。両手は膝に置き、笏は持たない。背面に小穴が穿たれているが、背面の飾り太刀は欠損している。前側の飾り太刀は付属せず、差込口も無い。

張子天神人形

頭の「おちょぼ口」や「ちょび髭」といった特徴的な表情や胴体の形状と彩色は、埼玉県鴻巣市で製作される天神人形「赤天神」に似る（写真3）。

製法は、頭、胴ともに張子製。法量は高さ320mm 幅380mm 奥行175mmである^{註3}。胴体底部に「享保十 春 天神」の墨書がある（写真4）。また、「天神」の左下にも文字があると思われるが、上から白く塗りつぶされており判読不可能である。別造りの頭は胴体に差込む仕様であるが、首と差込口（襟開き部分）の寸法が合わず、胴体内部に調整のための和紙が詰められている。像全体で見ると、胴に比して頭がやや大きくアンバランスであり、頭と胴体は本来の組み合わせではない可能性がある。胴体は襟元と左袖口から膝にかけて、欠損や彩色の剥落に対する補修痕がみられる。使用されている絵具の色合いから、補修時期は近代以降と推測される。両手は差込式だが欠損し、紙製の笏は胴体に貼り付けられている。笏の裏側には「為悦衆生故□ 現無量神力□」と、法華経の一節と思しき文言を記す（写真5）。差込式の木製飾り太刀が付属するが、差込口は胴体の補修時に塞がれ、装着不可能である。

③. 「相生天神」絵馬・御守

絵馬218点、御守22点の計240点である。いずれも昭和50年代の初め頃に製作したもので、祭礼以外にも中島家が営む釣具店を窓口として授与された。



写真2 陶製天神人形



写真3 張子天神人形



写真4 張子天神人形底部の墨書



写真5 笏の裏側の文字

絵馬は、子どもたちが学業や受験に関する願いごとを書いて奉納したという。白木に牛と梅枝を描き、「相生天満宮」と記す。反対側の面には、「願いごと」と「名前」を記入する欄が設けられている。相生天神に奉納された絵馬は、神事を依頼していた穴切神社に納められた。本資料は未使用品のみである。

御守は外袋は朱と白緑の二種類があり、いずれも表には「御守」と織り込み、裏に「相生天満宮」とプリントする。受験生などに配布していた。

④. 「相生天神」焼印

絵馬や御守と同じく昭和50年代の初め頃に製作したもので、「相生天満宮」と彫る。横書きと縦書きの2種類があり、絵馬や祭礼用具などに用いた（写真6）。



写真6 「相生天満宮」焼印2種

⑤. 祭礼用具

祭礼に使用した用具で、旗、腕章、三宝、折敷、瓶子、盃がある。祭礼時には釣具店の社屋1階を祭場とし、幟旗を立てた。旗は2種類あり、青地に「奉納 北野天満宮 中島氏 昭和四十年二月吉日」と染め抜いたものが2枚、茶地に「奉納 相生天満宮 中島氏 昭和五十三年九月吉日」と染め抜いたものが4枚ある。腕章は58枚あり、従業員など祭りの役員が着けたものであるという。三宝（4点）、折敷（1点）、瓶子（1点）、盃（29点）は御神酒や供物の奉納と直会に用いた。

2. 中島家の「天神」神像と柿本人麻呂像との比較

一般的に、天神は菅原道真とみなされることから、天神像も道真を表現したものが多く。しかし、中島家の「天神」神像は、一般的な天神像の表現の特徴とは異なる。神像の特徴や一般的な天神像との相違点について述べるとともに、類似する木像との比較を行う。

(1). 天神像の特徴と中島家の神像

一般的に、天神は菅原道真像を神像とし、道真が平安貴族であったことから束帯姿で、笏を持つ姿で表現されることが多い。顔には髭をたくわえ、髪は黒髪が多いが、道真が九州に流された際の説話に基づいた白髪の実績もあるという。表情は、伏し目の穏やかな表情があれば、怒りの表情をとることもある。また、楽坐し正面を向くため、厳格な雰囲気をもつものが多い。このほか、天神に縁のある梅紋を衣にあしらったり、牛をともなったりする例もある。中島家に伝来した郷土玩具の天神人形は、いずれもこの典型的な天神像の特徴に当てはまる。

一方、中島家の神像は直衣姿で文様表現はみられず、萎烏帽子を被る。右膝を立てて座り、左腕は脇息にもたれてくつろいだ姿勢をとる。顔はやや上方に向けられ、穏やかな表情で鬚をたくわえており、皴の表現からは老年期の人物像と考えられる。また、右膝に乗せ、握り込んだ右手には穴が穿たれ、何かしらの持物があったことがうかがえる。装束や姿勢を見ると、神像は一般的な菅原道真像とは異なるとの印象が強い。特に居住まいを正した道真とは真逆の姿態であることが大きな特徴であり、一般的な天神像との相違点でもある。

(2). 菅原道真と柿本人麻呂

①. 柿本人麻呂像の表現

中島家の神像は、むしろ「歌聖」として信仰された柿本人麻呂に似る。典型的な柿本人麻呂像の表現は、藤原兼房が夢に見た人麻呂の姿を表現した「兼房夢想系」と呼ばれるものである。兼房の夢に現れた人麻呂は、直衣姿で藤色の指貫を履き、紅の下袴を着け、萎烏帽子を被り、右手に筆を、左手に紙を持ち、歌を案じる様子で宙を見つめる姿であったとされる。「三十六歌仙絵」などをはじめとする柿本人麻呂の絵画表現でも、これに倣った姿を表したものが多く。この特徴こそ中島家の神像と一致する。右手に空けら

れた穴には、かつて筆が差し込まれていたと考えても矛盾はないだろう。

②. 類似する木像

絵画が多い人麻呂像であるが、全国には、寺や博物館施設あるいは個人が所蔵する木造の柿本人麻呂像が伝来し、中島家の神体に似た像も散見される。ここでは、例として、鹿嶋神社（福島県白河市）に伝来した「木造柿本人麻呂像（伝）頓阿作」を紹介したい^{註4}（写真7）。作者と伝えられる頓阿法師（1289～1371）は、兼好、浄弁、慶雲などとならび和歌の四天王と称される歌人であり、鎌倉時代末期に、和歌三神の一柱として信仰された住吉明神を祀る摂津一の宮住吉大社に、100体あるいは300体の柿本人麻呂像を自ら彫り奉納したと伝えられる。それらの像は杉の白木で5寸5分、頭部は差込み式であったという。白河市ホームページには次のように紹介されている。



写真7 「木造柿本人麻呂像（伝）頓阿作」（鹿嶋神社蔵、白河市歴史民俗資料館寄託、白河市指定文化財）

（前略）本像はその内の一体と伝えられるもので、文明13年（1481）に白川直朝・政朝父子が鹿嶋神社の神前で一日一万句の連歌の会を催した際に、万葉集の筆頭歌人である柿本人麻呂の影像を祀ったものとされる。

（中略）本像は、知恩院と同一のもので、衣冠を着けて、左の肘を脇息にかけ、右腕は立てた右足の膝上へのせ、詠吟しているさまをあらわす。杉の一材で彫出する一木造りで頭部は首柄まで彫出し、柄挿しとし、首が抜けるものである。

松平定信編『集古十種』（古画肖像三の部）には、「柿本人麻呂像陸奥國白川鹿嶋神社蔵」として、本像が収載されている^{註5}。

さらにもう一件、柿本人麻呂神社（埼玉県川越市）の神体である人麻呂像を紹介する（写真8）。柿本人麻呂神社は川越氷川神社の末社で、戦国時代に人麻呂の子孫である綾部氏が川越に移り住んだことを縁に祀られたという。歌道・学問の利益のほか、安産・火防などの信仰があり^{註6}、毎年4月18日に「柿本人麻呂祭」が行われる。



写真8 柿本人麻呂神社の神像（山田勝利『柿本人麻呂と川越』より転載）
（画像提供：白河市歴史民俗資料館）

この人丸神社の御神体は木彫のお姿である。烏帽子を被り、直衣を着け、指貫をはき脇息に身を寄せ、筆を手にした老翁が遙か彼方に視線をすえて想いを廻らせている趣きである。神像の高さ五寸五分（16.5糎）幅は五寸四分（16.3糎）で軽い材質の木で作られ、生地の木目が現れている。香をたいて供えた時代があったかと思えて、黒光りをしている。（中略）氷川祀官山田衛居の記録には、文久二年のこの御神体を盗み出した者がいた。盗賊は忽ち目が眩み、神社裏の田圃に倒れてついに捕らえられたという。あらたかなお姿である。

この御神体は頓阿法師（一二八九～一三七二）の作と伝えられてきた。頓阿は鎌倉時代の半ばから吉野朝にかけての歌人であり彫刻家でもあった^{註7}。

さて、中島家の神像が、頓阿の伝承や『集古十種』の図像、および鹿嶋神社の人麻呂像と一致するのは次の点である。

- ・材質…杉である。
- ・技法…一本造、頭は差込み式である。ただし、現在は接着されている。
- ・寸法…高さは約160mmで（5寸3分）、幅は170mm（5寸6分）である。いずれも5寸5分との伝承に近い寸法で制作されている。
- ・造形…直衣・指貫・烏帽子（菱烏帽子）の着用、脇息にもたれる姿勢などが鹿嶋神社の像に似る。
また、鹿嶋神社や人丸神社の像の底部の様子は定かではないが、中島家の神像の底面は立膝をした右足や指貫の窄められた裾まで表現されており、接地して見えない部分にも造形が施されている。

上記から推測し、中島家の神像は本来柿本人麻呂像として制作された可能性が高いと言えるだろう。このほか、表面が黒く燻された様子は川越の神体の特徴に似るが、中島家に対する聞き書きからは香を焚いたり燈明を供えたりして祀ったことは無かったということであるから、神像に対してそれらが行われたとすれば、中島家伝来以前か、あるいは伝承に残らないほど遠い過去のことだろう。また、造形や寸法から考えても、頓阿による人麻呂像のうちの一体か、あるいはその伝承を踏まえて後世に摸刻されたものの可能性がある。このような柿本人麻呂の木像についての報告は、山梨県内において現時点ではみられず、今後、本稿で例示した鹿嶋神社所蔵品や川越氷川神社末社の神体をはじめとした実見調査を行うとともに、他分野からの見地を得つつ、他の人麻呂像との比較を進める必要がある。

③. 菅原道真と柿本人麻呂

本事例のような、天神としての菅原道真像と人麻呂像との混同は、例えば、松本市の深志神社の本町5丁目の屋台の人形でも報告されている。本町5丁目では、100年近く保管され天神として伝承されてきた舞台人形が、調査により柿本人麻呂像であったことが判明した^{註8}。

また、甲府市太田町の一蓮寺は「絹本著色柿本人麻呂像」および「絹本著色東帯天神像」の二幅を所蔵する^{註9}。人麻呂像は同寺で催された歌会の折の人丸影供に用いられたと考えられ、東帯天神像もまた連歌の会において天神の画像を床に懸けて行う法楽連歌を伝える資料ではないかと推考されている^{註10}。このほか、甲府市住吉の住吉神社では境内末社として「天神人麻呂神社」を祀り、菅原道真と柿本人麻呂を並祀する。両者はいずれも和歌に関わる神として信仰されるとともに、そこから派生して学問神や芸能神として信仰されてきた点が類似する。道真と人麻呂に対する信仰は、このような習俗によって、混同や同一視が起りやすかったという可能性も考えられる。

3. 中島家の天神信仰

続いて、中島家の天神信仰の実態について聞き書きを基にたどっていきたい。

(1). 水神的性格を持つ天神

中島家では、天神は屋敷神として認識されてきた。祀られた具体的な時期は不明というが、吉左衛門を名乗っていた頃ではないかと推測されている。近世期に信仰が始まり、神像も入手したのではないかとということである。それは、明治の豊造氏の代にはすでに天神祠と神像が存在しており、その前代の源兵衛氏は入婿であることから、神像の購入や祠の建造、ましてや屋敷神の勧請を行うほどの権限を与えられていなかったはずだ、という理由からである。

現当主の宏次氏の記憶に残る天神祠は木造で、屋敷の庭の井戸の西側にあたる場所にあったという。その北側には築山と池があり、築山には柏、柘榴、百日紅、無花果が植えられていた。宏次氏は、柏の葉を菓子屋に売りに行った記憶があるという。梅の木は植えられていなかった。

中島家の井戸は、かつて名水として知られていた。『甲斐廻手振』^{註11}には甲府城下町地域の水利用について触れた箇所があるが、そこでは該当の井戸について次のように記している。

飲水は片羽御門外荒物屋島屋吉右衛門なる者の井近辺の名水これを汲む

中島家では、近隣の人々が井戸の水を汲みに来たことや、水を汲みに来た人々が天神祠にも詣でていたことが語り継がれてきた。地域の人が詣でたとはいえ、天神講が組織されたり、近隣の人々と共に祭祀をしたりということは語られず、あくまでも天神はシマヤの所有物であり、それと井戸とが一体のものであるとの認識だったようだ。井戸があった屋敷地の東側半分は、明治30年代に売却された。中島家には天神祠から西側の土地と築山が残ったが、井戸は他家の所有となった。井戸のある土地はその後2度に渡って転売され、3番目の購入者の時に井戸が埋められたという。

井戸と天神が切り離されて久しい昭和52～53年（1977～78）頃、再び天神と水（井戸）との関わりが意識される出来事があった。それは次のような内容である。「中島家の西隣で火災が起り、火元の建物は全焼してしまった。しかし、中島家への延焼はほとんどなかった。当時、天神祠を祀っていたのは敷地西側の境界付近であったが、火元となったのは祠のすぐ西側であった。しかし、不思議なことに天神祠は無事であり、中島家にも一切被害がおよばなかった。これは天神の利益に違いないと、近隣からも評判になった。」火防の利益をもたらした天神に、かつての水（井戸）との関わりとの記憶がかすかに呼び起こされた。

平成30年（2018）時点の中島家では、天神に水神的な利益を期待したり、それに関する祈願や祭祀を行ったりすることはなかった。天神と井戸や水との関わりは時に応じて思い出されることはあるものの、明治期の井戸を含む屋敷地の売却と、その後の井戸の埋め戻しにより、日常的に水神的性格を意識する機会は失われていったものと考えられる。

(2). 神像の安置場所と祠の移転

神像は本来屋外の祠に置かれていたが、遅くとも戦後には主屋で保管するようになっていたという。宏次氏の記憶によれば、昭和17～18年（1942～43）頃、宏次氏の母親の実家（金精軒）である台ヶ原に疎開する際に神像を持参し、戦後に甲府に戻ってからは家のなかで保管した。神棚ではなく居間の棚の上に安置し、外の祠には神札を置いた。神像を祠に戻すのは、祭りの時のみであったという。

祠の位置は、戦後に2回移動した。1回目は、築山南側から屋敷地西側隅への移動で、昭和51年（1976）のことである。店舗の拡張にとともに、1階を駐車場と店舗に、2階を住居とした。祠は駐車場の隅にあたる場所に安置し、祠の上は吹き抜けにして屋根を掛けないようにした。祭祀を依頼していた穴切神社の宮司に、「神様の上には屋根を掛けてはいけない、空に抜けていなければいけない」との助言を受けたからであるという。

2回目の移動は昭和59年（1984）に行われた。この時も店舗の拡張と改装にともなう移動で、祠は屋敷地西側から北西隅に移動した。この時、祠も新しく造り直した。その後は現在に至るまで移転や新造は行われていない（写真9）。明治30年代の天神祠の配置と、それ以降の祠の移動は、図1に概略



写真9 現在の「相生天神」の祠

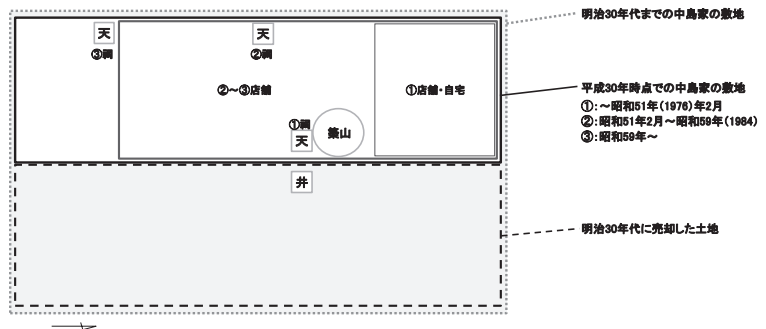


図1 天神祠移動の概略図

図として示した。

(3). 天神を信仰した人

宏次氏の記憶によれば、中島家において天神を最も篤く信仰したのは父の尚蔵氏で、その次に母であったという。尚蔵氏は昭和40年代より北野天満宮に奉賛し、昭和48年（1973）の屋根葺き替えに際しては感謝状や記念品が授与されている。この頃から「相生天満宮」の名を戴き、祭祀は地域住民参加型の祭りとして開放された。同時期は店の経営状況が非常に好調であったといい、家の繁栄に比例するように信仰心が高まっていった様子が見える。

宏次氏の母（尚蔵氏夫人）は信心深く、神像を大切に扱い、花や茶を毎日欠かさず供え、戦時中の疎開に神像をともなった。尚蔵氏の信仰が家業の繁栄や地域社会との関わりを重視し、家の外に向かっていたのに対し、夫人の信仰はどちらかといえば家の内側に留まるものであった。

天神の祭りは毎年12月25日で、これを終えると天神祠に新年の飾りをした。神事は、かつては穴切神社宮司の松本氏に依頼し、その後、松本宮司の紹介で穴切神社の関係者である志村宮司に依頼するようになった。天神の祭り以外には、中島家の子どもたちの七五三も天神祠で行った^{註12}。

(4). 「相生天神」と地域行事

中島家では、昭和40年代の北野天満宮への奉賛の頃を機に、屋敷神の天神祠満宮に「相生天満宮」の名を冠して地域に行事を開いた。祭りには近隣住民を呼び、出席者で御神酒をいただいた。店舗の拡張とともに祠を移転した年には、特に盛大に祭りをした。最も大きく祭りを行ったのは、1回目に店舗の拡張と祠の移転をし、火事をきっかけに利益も確認した昭和51～53年（1976～77）頃のことである（写真10）。その後の昭和59年（1984）にも祠を移転し、盛大な祭りとなる舞いが行われた。



写真10 昭和53年（1978）の祭り
（中島宏次氏提供）

祭りでは、近所の子どもの習字大会や餅つきも行われた。また、地域の人を招くだけでなく、露天商に日当を払って出店してもらい、綿菓子やヨーヨー、おでんなどを振る舞ってもらった。子どもには、お菓子を詰め合わせた袋も配ったという。こうした振る舞いは「オブツクのようなもの」であるとされ、供物のお下がりの分配に近い認識があった。御守や絵馬も無料配布した。

祭りに役員や手伝いとして関わったのは、近所の有志や今村家具店など近隣商店の店主、従業員であった。中島家における信仰心の高まりは家業の隆盛とも比例し、かつ、祭りは地域行事として拡大していった。近隣商店主や従業員が祭りの役員として参加するという意味では、この時期の「相生天神」が、シマヤの象徴として一種の企業神事的な性格も帯びていたことを指摘できるだろう。

4. 甲府市内および山梨県内の天神信仰

ここまで、中島家の天神信仰の実態について聞き書きを基にたどった。続いて、甲府市域の天神信仰の様子を既存の報告から概観し、「相生天神」と近隣の信仰との比較を行いたい。

(1). 農業神的な天神

甲府市域における天神信仰のうち、甲府市南部の農業地域においては農業神的な天神信仰をみることができる。例えば、上今井、西油川、国玉などの南部の農村地域においては、七所天神と呼んで七箇所の天神祠を一体のものとして信仰する事例がある。七所天神は田地の一角に石造りの天神祠などを設けて祀ったもので、それぞれは個人が所有する農業神である。『甲府市史民俗編』によれば、天神を祀った基壇をドマンジュウ（土饅頭）と呼び、正月には屋敷神と同様に小さな鏡餅を作って供え、豊作になれば秋にも

祭りを行ったという。また、小瀬では昭和6年（1931）に水田に落雷があり、土地の所有者が落雷の場所に青竹を立てて注連縄を張って祀ったとの伝承がある。天神とは雷となって降臨する神であり、農業神的な性格を有していたことがうかがえる。上今井の七所天神に関する調査を実施した大森義憲は、天神に関する伝承を次のように記録している。

上今井の今井九兵衛氏^{註13}が生存していた頃までこの家の田植えの日には、植え終る頃になると、九兵衛氏の宅に使いの早乙女が行き、その事を告げると久兵衛氏は紋付羽織で田の所まで出て来て御礼を言い、同時に早乙女から一せいに泥を投げつけられ、また盛んにあくたいをあびせられることが習慣であったという。村の田のうち七カ所、ほぼ同様な天神の小祠が一坪くらいの四角な面積に祀られてあり、此処には一様に梅の木が植えられている。これを上今井の七天神とっている。この天神を祀っている田の所有者のうち大切にしている人は祠を新しくしたりしているが、少しでも祠のある土地を耕すようなことがあると、必ず、その人は死ぬと信じられており、また実際に死んだ例があるという^{註14}。

同様の七所天神は西油川にもあり、現在は環境センターの一角に天神祠が祀られている。毎年2月25日に自治会で祭りをし、「奉納 天満天神宮」などの奉書が行われる。祠は、濁川沿いの竹藪に天神祠をまとめたものを現在地に移動したものであるが、貞享2年（1685）の検地長に「天神」や「下天神」などの地名が記録されていることや、「天神畑」「天神の前」などの地名があったことから^{註15}、元々は個別に天神が祀られていたことがわかる。

国玉の七所天神は、戦後に濁川河畔の五條天神を残して消滅した^{註16}。同地域では、玉諸神社の山宮である御室山に至る山腹にも「古天神」の地名が残り、大岩の上に祠が祀られていたという。雨乞いのために古天神に向かって祈願をしたとも伝えられ、水神的性格とみなされていたことがうかがえる。このほか、小曲町や七沢町でも天神を祀る。七沢町の天神は、『甲斐国志』によれば旧社地が水害で流失したため場所を改めたもので、豊作を願い田の神を招いたのが始まりと伝えられる^{註17}。

このように、甲府市南部にみられる天神は、本来農業神あるいは水神的な性格を持ち、学問神としての性格は希薄である。しかしながら、上今井では「上今井から優れた人が出るのは七天神を祀っているから」との伝承もあることから^{註18}、後に学問神としての天神信仰とも結びついたことがうかがえる。

(2). 市街地の天神信仰

市街地や、市街地の商家に由来する天神には農業神や自然神としての性格はみられない。例として甲府市天神町の天神天満宮や不老園の梅天神をあげる。天神町の天神天満宮は、武田家家臣の屋敷の屋敷神であったとも伝えられ、武田家滅亡後に天神が残り「神光寺」という寺院の管理になったが、明治5年（1872）の神仏分離で廃寺となった後に個人所有となったとされる。境内には梅の木や句碑が残り、かつては7月25日が祭日で習字の奉納が行われたというが、現在では絶えている^{註19}。

不老園の梅天神は、明治30年代に甲府の呉服商であった奥村正右衛門の別荘に梅を植えて公開し、梅にちなみ北野天満宮から天神を勧請し社を創建したものである。勧請の背景に奥村家や市域の天神信仰が影響していたわけではない。現在では学問神として信仰され、受験生の絵馬が奉納されるという。

(3). 山梨県内の天神信仰

山梨県内では、1月25日を中心として天神講を行う地域が散見される。子どもが主体となって、あるいは子どもたちだけで実施する行事で、ヤドに集まってご馳走を食べたり、「奉納 天満天神宮」と書いた習字紙を天神に奉納したり家に貼ったりする。道志村善の木長又では、24日の夜に習字紙を竹の棒に付けて旗にし、25日の未明に山の決まった場所に立てた^{註20}。天神講を小正月の道祖神祭りと一連の行事と捉える地域もある。山梨市牧丘町鳥谷原では、1月15日に獅子舞が各家を回るカレイマイで各家茶碗1杯ずつの米を集め、天神講ではそれを使って野菜飯を炊いて食べる。

三月節供にも天神が関わる。南部町など南巨摩地域では、戦前、初誕生の男児にドテンジン（土天神）と呼ばれる天神人形や掛軸を贈り、女兒には雛を贈り、三月節供に内裏雛とともに飾った。さらに、甲府や北巨摩でも正月から3月にかけては天神人形が売れたという。それらは子どもが小学校に入学するときの贈答品で、神棚に飾り、子どもたちが朝夕水や茶を供えたという。

このようにみていくと、甲府市や山梨県内においては、どちらかと言えば学問神としての天神信仰が色濃く、とりわけ学齢期の子どもたちとの関わりが深い。これに対する農業神・自然神的な天神信仰は、現時点の調査成果の範囲では甲府市南部に色濃い。しかしながら、「天神」の地名は、甲府市南部をはじめ笛吹市・山梨市・甲州市など甲府盆地の東側にも散見され、それらのなかには耕作地内の古墳上に天神を祀った例もみられる。現状で確認できるそれらの信仰実態は学問神としての利益であることが多いが、かつては農業神としての天神信仰が存在した可能性を想起させる。

5. 今後の課題

ここまで、「相生天神」の神像をはじめとする資料群や、中島家の信仰について概要を述べ、類似する神像との比較や周辺地域の天神信仰との比較を行った。最後に、「相生天神」についてひとまずのまとめを行うとともに、今後の課題について整理したい。

中島家の天神は、かつては敷地内の井戸と一体のものと考えられ、水神的な性格を有していた。その性格は井戸を含む土地の売却の後に次第に薄れ、信仰自体も家族のみに閉じられていった。しかし、昭和時代の家業の隆盛とともに、天神は屋敷神から企業神社的な性格を持ち始め、地域にも信仰が開かれた。その利益は、近世～近代初頭の水神的性格から家の守護神へ、続いて商業神や学問神へと変容し、信仰の範囲自体も家族や近隣住民および商業的関係者との間で伸縮があったことを確認できた。

近隣地域の天神信仰については、甲府市南部の天神信仰は農業神としての性格を有し、国玉の古天神の雨乞いの事例にも水神的性格をみることができのに対し、甲府市街地や県内の他地域では、現状においては学問神としての性格が強く、いずれも農業神や水神的性格を強く有していたということは言えない。その意味では、甲府城下町地域に居住していた中島家における水神的な天神信仰は特異であり、農業地域に残る天神信仰のあり方にも近いと言えるだろう。

また、中島家の「天神」神像は、その造形表現から本来柿本人麻呂像として制作されたものであることは間違いなく、いずれかの時点で天神としての道真と人麻呂との混同や同一視があったと考えられる。現存する類似の人麻呂像との比較調査を実施するとともに、混同あるいは同一視の背景を明らかにするため、今後は次の調査を進めていく。

ひとつめは、県内および甲府市域における天神信仰の継続調査である。特に甲府盆地東部の「天神」の地名や天神祠に関する伝承を通じ、農業神や自然神としての天神信仰について、事例の有無やその分布の確認を進めていきたい。ふたつめは、山梨県内や甲府市域における人丸信仰の伝承の調査である。現状の県内の民間信仰には人丸信仰と思しき事例はみられないが、先に述べた一蓮寺所蔵の絵画をはじめ、山梨県博の収蔵資料や県内の歴史資料のなかには人丸影供に関わる資料が存在し、柿本人麻呂に関する信仰は皆無ではない。また、人丸信仰には水神や火防せの信仰もあり本事例との類似点もみられる。これらに関する調査とともに、山梨県内での聞き書きを進めて県内の人丸信仰の痕跡を探り、中島家の神像との関連性を探りたい。

おわりに

山梨県博に本資料が収蔵されるのと同時期に、シマヤはその看板を下ろした。聞き書きの際、宏次氏は、昭和40年代以来続いた北野天満宮との付き合いも当代で終えるつもりである、と語った。家業の終焉とともに、屋敷神もまたひとつの区切りを迎えたのである。

甲府市中心部では、魚町自治会が平成25年（2013）に道祖神の祀り納めとして、道祖神を神々の世界にお還しする神事を執り行った。市街地のドーナツ化と少子高齢化が進行し、これ以上の祭祀の継続は困難であるとの判断からであった。民俗的な祭りや信仰の維持と社会が抱える課題とは密接に関わり、その影響は大きい。祭りが行われ、信仰が維持されているということは、ある意味、その祭祀者や祭祀団体の営みが健全で順調であるということの指標になっているのかもしれない。

中島家にとって、とりわけ宏次氏にとっての天神は、信仰対象という以上に中島家やその歴史の象徴でもあったと思われる。宏次氏が天神信仰そのものについて聞き伝えていることは必ずしも多くはなかったが、話題の端々に、ご家族やご先祖の方々が大切に守ってきた天神であるとの意識がにじみ出ておられた。中島宏次氏と奥様には、その大切な神像と関連資料を博物館に託していただき、貴重なお時間を割いて調査に御協力いただいた。あらためて、ここに深く感謝を申しあげる。

また、本稿で白河市指定文化財の人麻呂像に触れるにあたり、同市歴史民俗資料館の内野豊大氏には関連資料のご教示をいただいた。

註

- 1 いずれも最大値
- 2 いずれも最大値
- 3 いずれも最大値
- 4 白河市指定文化財、白河市歴史民俗資料館寄託
- 5 白河市HP <http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page000506.html> を参照した。ただし、鹿嶋神社への像の奉納については、『西白河郡誌』には寛保2年に俳人元々舎英翁の奉納であるとの記述がある。従来の経緯については疑問も残る。
- 6 柿本人麻呂（人丸）信仰には、「人丸（ひとまる）」を「人生まる」「火止まる」と読み、安産や火防の信仰に結びつけるものがある。また、柳田国男は栃木県佐野市の人丸神社の水神の性格を指摘する。兵庫県明石市の柿本神社は「明かしの神」として眼病の神として信仰される。このように、民間信仰の人丸信仰は広く雑多な性格を見せる。
- 7 山田勝利『柿本人麻呂と川越』42頁
- 8 信州松本 深志神社HP <https://www.fukashi-tenjin.or.jp/hozonkai/2011/04/38/> を参照した。
- 9 いずれも南北朝時代（14世紀）の作、山梨県指定文化財。
- 10 『山梨県史 文化財編』369～371頁
- 11 山梨県博所蔵（歴-2005-009-000373）を参照した。
- 12 宏次氏の子どもの七五三を昭和55年（1980）に行ったのが最後であるという。
- 13 筆者註 天神の所有者の一人として挙げられている。
- 14 大森義憲『甲州年中行事』
- 15 『貞享二年甲州中郡筋西油川村検地水帳』貞享二年（1685）（歴-2005-002-001458,001459）を参照した。
- 16 昭和61年（1986）の河川改修工事により、五條天神は川底に沈んだが、「国玉町五組崇敬者一同」により、右岸に新しい祠と鳥居が建てられたという。また、国玉神社境内にも天神を祀る。
- 17 『甲府市史 民俗編』250頁
- 18 大森義憲「田の神と早乙女田」
- 19 『甲府市史 民俗編』246頁
- 20 『山梨県史 民俗編』576頁

参考文献・HP

- 大森義憲『甲州年中行事』山梨民俗の会 1952
大森義憲「田の神と早乙女田」『民間伝承』第13巻8号通巻136号所収 日本民俗学会 1949
塩田至「柿本影供と伝・頓阿作人麻呂像」関西大倉學園創立八十周年記念『論叢』所収 1982
山田勝利『柿本人麻呂と川越』氷川神社社務所 1980
『甲府市史 民俗編』1988
『西白河郡誌』1915
『山梨県史 文化財編』1999
『山梨県史 民俗編』2003
深志神社HP <https://www.fukashi-tenjin.or.jp/>
白河市HP <http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>

（山梨県立博物館）

乍恐書付を以奉申上候

一、福嶋此七郎様御儀、私共仲間之内ニ而引請御藏宿相勤候様被仰聞候処、仲間一同御免被成下置候様申候ニ付、右之段奉申上候処、書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

御用人中様

〔紙背〕
湊屋
八郎右衛門

寛政七年卯十一月十一日

御藏札差
月番
高原田屋
藤兵衛

夷屋
半六

久保田源兵衛様

御用人中様

坂部仁藏様
江原兵左衛門様
湯川弥惣次様
中川千藏様
宇佐美通茂様

〔紙背〕
覚

乍恐書付を以奉申上候

一、福嶋此七郎様御儀、私共仲間之内ニ而引請御藏宿相勤候様被仰聞候処、仲間一同御免被成下置候様申候ニ付、右之段奉申上候^候処、左候ハ、御支配様方被仰付候^候而も御請難仕哉否、可奉申上旨被仰聞候へとも、御上之御儀、差斗ひ申上候茂奉恐入候得とも、其節も御免之御訴^訴詔可奉申上奉存罷有候、右之段書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

御藏札差

月番

高原田屋

藤兵衛

同

夷屋

半六

久保田源兵衛様

佐々木利兵衛様
富田仁左衛門様
加藤万兵衛様
石丸杏庵様
満田市左衛門様
満田左十郎様

〔山梨県立博物館、山梨県富士山世界遺産センター、山梨中銀金融資料館、山梨文化会館、なかとみ現代工芸美術館〕

右者勝手向取続為入用、御下金会所其方拝借金之内、御仕法通り来辰春御借米高を見越、書面之金子用立給、慥ニ請取借用申処実正也、右返金之儀者、来辰五月御借米後、当用金之内にて元利共不殘引取可被申候、為後日証文仍而如件

寛政七年卯

蔵宿
名前へ

覚 下知状扣

一、来ル辰年志ケ年ニ出候方丑年迄十ケ年間、年々御蔵掛渡り之節、春米五俵、冬二五俵、夏一五俵、都合〇拾五俵宛何屋誰唯方へ相渡し可給候、尤当用之儀者右割合之通引落し、残り高を以三季当用証文相認メ可申候間、其節用意可給候、右之通此度対談之上相定候上者、以来何様之義出来候共、少も相違之義申入間敷候、為後日書付遣シ置候、以上

年号月日 何のたれ

たれ方へ

覚

- 一、金五兩式分ト銀六匁四歩 御預り
- 一、米拾八俵ト四升四合式勺 御預り

内

十月廿二日

- 一、金式兩 富津登助様(之脱カ)江上ル
- 一日ニ付百四拾八文ツ、 十月廿四日方 御雑用
- 一、式貫四百文 十一月十日迄

此銀式拾四匁

一日ニ六合ツ、

- 一、白米九升六合 十月廿四日方
- 十一月十日迄
- 代銀七匁三步壹厘

十一月十日

- 一、金三兩 久保田源兵衛様へ上ル

同

- 一、金式分式朱 袖嶋小袖壹ツ

同

- 一、金壹分式朱 紺袖綿入壹ツ

- メ金六兩式分銀壹匁三步壹厘

引而

- 金三分ト銀九匁九歩壹厘 御かし

内四拾五文返帰り

此銀四歩七り

- 米拾八俵ト四升四合式勺 御預り

右者松田嘉次郎様御分、先達而御預り申上候御米金、今日迄御用立之分、御差

引如斯ニ御座候、以上

卯十一月十日上ル

御蔵札差
八日町
久右衛門

御下金

御会所

左候而ハ、御仕法通相立不申、何とも難儀至極奉存候、何卒乍恐右之趣被為
聞召分、右御濟方御仕法通り私江御渡被下置候様奉願上候、右願之通被成
下置候ハ、御仕法通相立、難有仕合奉存候、以上

寛政七年卯十月

御蔵札差

八日町

幸助

月番

同町

幸兵衛

同町

七郎兵衛

御下金

御会所

乍恐書付を以奉申上候

一、当卯五月、御会所金奉拝借、高田孫七様・岡本八十郎様・酒井文五郎様江
臨時御入用金拾貳兩御用立申候、右之内服部角左衛門様江御三人様方御かし
金御座候や、私共方ニ而者相分り不申候、乍恐右之段、書付を以奉申上候、
以上

卯十一月朔日

御蔵札差月番

緑町

藤兵衛

同

立近習町

御下金

半六

覚
一、以来三季御蔵渡前日、御飯米代丈ケ御差金被遊、御渡り米之内ニ而御飯米
差上可申旨被仰付候得共、御返上ニ相成候丈ケ之御米差上候儀者格別、前日
ニ御差金被遊候而御飯米丈ケ御米差上候儀者、何分御請難仕奉存候、右之趣
書付を以申上候様被仰候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

覚

卯十一月六日

御蔵札差

月番

二文字屋

幸兵衛

福井小三郎様

御用人中様

覚

一、御改正御年賦金之儀ニ付、先達而御屋鋪様江御届ケ申上、御会所江御願書差
上申候処、右願書写奉入御覽候様被仰付候得共、右御願中之儀ニ御座候間、
其儀御免被成下候様奉申上候処、右之段書付を以申上候様被仰聞候ニ付、乍
恐如斯ニ御座候、以上

卯十一月七日認メ

菊屋

幸助

吉井太郎吉様

御用人中様

見越証文下書

借用申金子之事

但文字金也

一、金壹分 同七月

一、金貳朱 同月

七月

一、金壹分 夏上納金

〆金貳分貳朱

壹匁五り

元り

〆貳兩貳分

八匁四歩

外二壹分

合テ

貳兩三分八匁四歩

一

卯十月廿八日臨時金拝借

(印) [写] 一、金五兩

(印) [写] 一、金五兩

(印) [写] 一、金三兩

(印) [写] 一、金五兩

(印) [写] 一、金五兩

(印) [写] 一、金貳拾五兩

(印) [写] 一、金七兩

(印) [写] 一、金七兩

(印) [写] 一、金五兩

(印) [写] 一、金五兩

(印) [写] 一、金五兩

松平金之丞様

庵原庄次郎様

豊原為五郎様

葛木伝藏様

堀内糸之丞様

満田市左衛門様

牛奥太郎右衛門様

酒向藤十郎様

夏目政藏様

末高鍋五郎様

別所孫左衛門様

(印) [写] 一、金三兩 鳥居文五郎様

(印) [写] 一、金五兩 水野藤九郎様

(印) [写] 一、金七兩貳分 鈴木鉄吉様

(印) [写] 一、金六兩 斎田八十七様

(印) [写] 一、金貳兩貳分 桜井幸助様

(印) [写] 一、金三兩 花形友之助様

(印) [写] 一、金五兩 三間吉三郎様

(印) [写] 一、金四兩 本間善藏様

(印) [写] 一、金三兩 漆原栄三郎様

(印) [写] 一、金拾兩 清野権左衛門様

〆御証文貳拾壹通

金高百貳拾六兩也

乍恐書付を以奉願上候

一、私元札旦那吉井太郎吉様・三宅牛五郎様御儀、当二月迄之御殘金、御高百

俵三兩濟并利足相添、御渡被下候儀者御承知ニ御座候得共、去ル七年以前西

年迄之御用立金之儀者、元々御藏宿藤井や忠兵衛方之御借用之由、御濟方之

儀者、右忠兵衛方江御相对を以、私方右百表^(俵)三兩濟之御年賦金皆濟迄、御濟

方御延引被遊候思召之由被仰聞、私方江御渡不被下候、尤是ハ当時利足斗請取、

前書当二月迄之御殘金皆濟之上、百表^(俵)三兩濟ニ可奉受取金子ニ御座候、右御

兩所様被仰聞候通、七年以前西年迄之御用立金者、元々御藏宿忠兵衛方之御

用立ニ御座候得共、六年以前戌十月、私江札替之節、右御兩所様江茂御相对申

上、忠兵衛方江金子立替、私方方之御用立金ニ相改申候ニ付、当春迄も仕切

二入、御仕法通り私方へ御年賦受取来申候、依之右之段、度々御掛合申上候

得共、御聞濟無御座、右躰忠兵衛方之御借用之由被仰聞、何分御渡不被下候、

同 (印)〔写〕一、金六兩也 大竹栄次郎様

同 (印)〔写〕一、金五兩也 疋田喜市郎様

同 (印)〔写〕一、金五兩也 後藤熊之助様

同 (印)〔写〕一、金六兩也 佐々木利兵衛様

病氣 (印)〔写〕一、金四兩也 杉浦長之助様

(印)〔写〕一、金五兩也 山崎弥太郎様

(印)〔写〕一、金八兩也 飯室勝五郎様

普請 (印)〔写〕一、金四兩也 野田嘉吉様

同 (印)〔写〕一、金七兩也 花井吉藏様

普請 (印)〔写〕一、金八兩也 本間大之助様

(印)〔写〕一、金四兩也 松下源三郎様

御証文式拾四通 金高百三拾式兩也

覚

一、服部角左衛門様へ御三人様方金式兩三分八匁四歩式り御座候由ニ付、此度

右角左衛門様御分仕切返上金式兩壹分七匁三歩五りと差引不足之分金式分壹

匁五リン、仲間共損毛ニ仕候様御支配様方御下知御座候由被仰聞候所、左候

而ハ仲間共一同迷惑至極奉存候間、御詫御訴詔奉申上度奉存候旨申上候所、

右之趣書付を以申上候様被仰聞候ニ付如此御座候、以上

卯十月廿六日

御藏札差

月番

二文字屋

幸兵衛

同

木曾屋

七郎兵衛

高田源七様

岡本八十郎様

酒井文五郎様

乍恐書付を以奉願上候

一、高田源七様・岡本八十郎様・酒井文五郎様江御会所金之内当夏方金式拾式

兩式分御用立申候処、右之内服部角左衛門様江金式兩三分八匁四分、右御三

人様方御貸御座候由ニ付、右角左衛門様御分、此度仕切勘定返上金式兩壹分

七匁三分五厘と差引、不足之分金式分壹匁五厘、仲間共損毛ニ仕候様御下知

御座候由、右御三人様被仰聞候、左候而ハ仲間共迷惑至極ニ奉存候ニ付、乍

恐書付を以御願奉申上候、仲間共者御三人様江御用立候金子之儀ニ御座候

得者、右御三人様より角左衛門様江何程御かし付被成候儀ニ御座候哉、一向

存不申候、前書之通御会所拝借金之内を以右御三人様江御用立候御儀ニ御座

候得者、何共奉恐入候、乍恐右之趣被為聞召分ケ、角左衛門様御差引斗ニ不拘、

御三人様方不殘御勘定御立被下候様仕度、奉願上候、右願之通被成下置候

ハ、難有仕合奉存候、以上

〔挟込文書〕 角左衛門様分 一、金三分 卯四月

此り三匁壹歩五り

一、金式分式朱 同五月

此式匁式歩五り

一、金式分 卯六月

此壹匁五歩

奥様駿府御引越 御病氣 御病氣	(印[写]) 一、金拾五兩	江守徳次郎様
御病氣	(印[写]) 一、金拾兩	田中新左衛門様
破損修復	(印[写]) 一、金拾兩	加藤政之助様
病中不幸入用	(印[写]) 一、金拾貳兩	同留吉様
破損	(印[写]) 一、金九兩貳歩	今村平蔵様
同断	(印[写]) 一、金拾壹兩	南条彦六様
破損	(印[写]) 一、金七兩	石丸杏庵様
病氣入用	(印[写]) 一、金拾兩	大竹九八郎様
御番入用	(印[写]) 一、金拾貳兩	石川五郎右衛門様
破損	(印[写]) 一、金拾兩	伊藤長十郎様
婚礼	(印[写]) 一、金拾三兩	同伝一郎様
普請	(印[写]) 一、金拾四兩	佐々井兵次郎様
同断	(印[写]) 一、金拾兩	加藤万兵衛様
破損	(印[写]) 一、金拾貳兩	中村助九郎様
不幸	(印[写]) 一、金七兩貳分	中村新兵衛様
普請	(印[写]) 一、金七兩貳分	矢田銀作様
弟様	(印[写]) 一、金拾兩	川井善吉様
片付	(印[写]) 一、金拾兩	岡部勝之助様
(合点)	(印[写]) 一、金拾五兩	加藤富十郎様
御婚礼	(印[写]) 一、金拾兩	福岡彦太夫様
縁談	(印[写]) 一、金拾兩	森宗兵衛様
病氣入用	〆金貳百拾貳兩貳歩	

行事出役
八郎兵衛

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、来辰二月御高引当御用立方之儀、百俵ニ付金三拾貳兩之目当を以御用立申候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

卯

十月廿五日

御蔵札差

月番

八日町

幸兵衛

同

同町

七郎兵衛

御下金

御会所

卯十月廿六日臨時拝借

普請	(印[写]) 一、金七兩也	岩田鍋太郎様
同	(印[写]) 一、金六兩也	平井五郎左衛門様
婚礼	(印[写]) 一、金七兩也	小林岡次郎様
破損	(印[写]) 一、金七兩也	飯高初三郎様
同	(印[写]) 一、金三兩也	芥川鉄之丞様
同	(印[写]) 一、金三兩也	山田勢重郎様
破損	(印[写]) 一、金三兩也	豊前八右衛門様
同	(印[写]) 一、金四兩也	福井小三郎様
普請	(印[写]) 一、金六兩也	矢部金次郎様
普請	(印[写]) 一、金八兩也	葉山伊之助様
破損	(印[写]) 一、金三兩也	斎田満蔵様
同	(印[写]) 一、金五兩也	杉浦八百之丞様
井戸	(印[写]) 一、金六兩也	小泉大蔵様
普請	(印[写]) 一、金五兩也	

久右衛門

柳町

忠藏

八日町

幸助

同町

平右衛門

豎町

弁助

立近習町

伝十郎

西青沼町

清兵衛

柳町

権八

八日町

七郎兵衛

和田平町

喜平次

立近習町

半六

魚町

八郎右衛門

山田町

庄三郎

横近習町

喜右衛門

魚町

元七

御下金

御会所

乍恐書付を以奉願上候

一、先達而御用立候金拾両、何卒御返金被下置候様奉願上候、明十八日御会所
金上納仕度奉存候処、金子差支申候二付乍恐御願奉申上候、以上

卯十月十七日

御藏札差

月番 八日町

幸兵衛

同町

御下金

七郎兵衛

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、駿府御勤番榊原太郎右衛門様御儀、当六月江戸表へ被為召候二付、御会所
金御濟方之儀、是迄駿府御代官様方御渡し被下候所、右御引越二付、於江戸
表二御直ニ御渡し可被下旨被仰下候、依之右之段乍恐御披露奉申上候、以上

寛政七年卯十月十九日

榊原太郎右衛門様

元御藏札差

和田平町

平左衛門

月番

八日町

幸兵衛

同町

七郎兵衛

御下金

御会所

卯十月廿四日臨時拝借

破損

(印「写」) 一、金七両

郡司善藏様

成とも、御金にて成とも返上可仕旨奉申上候得共、御聞濟無御座、右之段書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

寛政七年卯十月九日朝出ス

永楽や

久右衛門

会所手代

嘉兵衛

山本与次左衛門様

御用人中様

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、私札旦那松田嘉次郎様、当冬御切米御渡り高之内ニ而、私方江可奉請取御年賦御濟方之分、御窺之上引取、仕切勘定相立可申旨、(之脱カ)富津登助様被仰聞候、右者御定御濟方之儀ニ御座候間、御渡り高之内ニ而請取可然奉存候得共、御窺之上引取候様○右御方様被仰聞候ニ付、乍恐書付を以御窺奉申上候、以上

寛政七年卯十月十一日

御蔵札差

八日町

久右衛門

月番

八日町

幸兵衛

同

同町

七郎兵衛

御下金

御会所

十月十三日行事之内兩人山手御役所江御呼出シ御立会ニ而被仰渡候趣

八郎兵衛

平八

一、先達而申渡候外町人共右差加へ金八百兩、此度申付候、但し午年十月上納限金主へ御下ケ被遊候旨、被仰渡候

御会所金拝借証文之御事

合

但文字金也

右者私共惣札旦那方江御用立候ニ付、御会所金御願申上、書面之通只今慥ニ請取奉拝借候処実正ニ御座候、然ル上者、来辰二月御借米渡り之節、金壹兩ニ付壹ケ月銀六分宛之利足を加へ、元利共急度御返納可仕候、尤札旦那方御当用証文之儀者相揃、一所ニ差上可申候、為後日仲間一同連印を以証文差上申処仍如件

寛政七年卯十月何日

御蔵札差

元城屋町

八郎兵衛

八日町

平八

同町

平兵衛

和田平町

平左衛門

山田町

吉右衛門

八日町

忠右衛門

同町

幸兵衛

緑町

藤兵衛

八日町

渡之節、御藏方御役所^ら御渡可被下旨御証文受取、其砌右之段御披露奉申上候、然ル処右御藏宿相勤罷在候内、穴山町勘左衛門^ら金拾貳両、愛宕町勘左衛門^ら金六両貳分、右御方様御借用被遊候ニ付、私引請加印仕候、右御返金之儀者当春迄ニ御済し被遊候御約速^{（速）}ニ御座候処、御返金相滞候ニ付、私方江数度及掛合候間、其段右御方様江申上候所、此節被仰聞候者、私方御年賦金江右両人^ら御借用金之分を結び、御高百俵ニ付壹ヶ年元金三両濟并壹割貳分^之利足相添、御藏方御役所^ら私江御渡可被下間、右両人方江割合相渡候様被仰聞候ニ付、右之者共方江私及掛合候趣意者、私方御年賦金^之之儀者、当卯年^ら十ヶ年賦ニ去寅十二月御定被遊候儀故、両人御用立金^之之分皆濟迄者私方者十ヶ年賦之積リニ請取、右両人御年賦皆濟之上、私方江者百俵三両濟ニ請取可申、左候得者、右両人御用立金者四ヶ年余ニ者皆濟ニ相成候間、右之割合ニ而承知いたし相済し候様申候処、穴山町勘左衛門儀者得心仕候得共、愛宕町勘左衛門儀者何分承知不仕候ニ付、其段山下与惣兵衛様江も申上候処、右御方様被仰聞候者、左候ハ、百俵三両濟之積リを以御藏方御役所^ら私方へ請取、穴山町勘左衛門方江者割渡し、愛宕町勘左衛門^{（割合）}江者^{（割合）}之分者、私方江預リ置可申旨被仰聞候、依之当冬御切米^ら百俵三両濟之積リを以、御藏方御役所^ら私方へ奉請取候、去寅十二月御披露奉申上候御年賦割合与相違仕候ニ付、乍恐右之段御披露奉申上候、以上

寛政七年卯十月

御藏札差

豎町

弁助

月番

八日町

幸兵衛

同

同町

御下金

七郎兵衛

御会所

八日町へ

十月十一日右御披露書上ル

請取申冬御切米之事

高式百俵之内

米合百俵者

但三斗五升入

外 五拾俵者 当春

為御借米嘉次郎請取申候

右是者大久保遠江守支配松田嘉次郎儀、御吟味之儀有之、於江戸表、揚座鋪江被遣候ニ付、同人御切米相支配拙者印形ニ而請取候積、御勘定所添状を以、当卯冬為御切米請取申所実正也、仍如件

大久保遠江守支配

（之脱力）

富津登助

寛政七年卯十月

小笠原仁右衛門殿

表書之冬御切米可有御渡候、断者本文有之候、以上

大久保遠江守

乍恐書付を以奉申上候

一、当冬御切米渡 御親子様ニ而、御金七拾五両と御米凡百俵程相渡り候内、当五月御当用金元利斗私方江奉請取、御年賦濟と札差口錢之分者来春御高引当、御当用金之内ニ而奉請取候様被仰付候所、左候而者、当五月奉請取候御証文御言通りニ相違仕、難儀至極仕候ニ付、御証文通り御渡り高之内ニ而、御年賦濟元利・札さし口錢ともニ奉請取、全ク返上ニ相成候丈ケ、御米ニ而

明晦日、右御方様御臨時金拝借御願奉申上度候、以上

卯九月晦九日

御蔵札差

月番

魚町

八郎右衛門

同町

元七

御下金

御会所

〔朱書〕
九月廿八日八日町御会所ニ而被仰渡候

松田嘉次郎様当冬御切米之儀、御吟味中之事故、富津登之助様御印形を以御切米御請取被成候段、依之御用向無滞御用立候様被仰渡候

〔永楽屋久右衛門〕
永久御会所江御礼申上候由

見越貸御証文下書

借用申金子之事

不用

〔全文抹消〕
合何両者

但文字金也

右者勝手向取統入用不足ニ付、御下金会所方其方拝借金之内用立給、慥ニ請取借用申処実正也、返金之儀者、来辰五月御借米後当用金之内ニ而書面之金子元利共不残引取可被申候、為後日証文仍如件

寛政七年卯何月

十月四日

一、八日町御会所方被仰渡候、小野藤右衛門様より大津屋久米右衛門宛名ニ

而、去ル五月請取候御証文写差出候様被仰渡候、則相認、月番七郎兵衛持参候事

乍恐書付を以奉願上候

一、私札旦那佐々井兵次郎様方元蔵宿大黒屋長藏方江御返金可被遊金子、私預り置申候所、右金子御封金ニ被成、私へ御渡し可被遊旨被仰聞候ニ付、金子差上候処、右金子何分御渡不被遊、迷惑至極仕候ニ付、不顧恐を、無是悲右之段、当七月廿一日書付を以奉願上候処、昨三日右金子佐々井兵次郎様方私へ御渡し被遊、則元宿長藏親類一蓮寺地内町彦右衛門方へ相渡し相済申候、依之当七月廿一日奉差上候願書、何卒御下ケ被下置候様奉願上候、誠御威光を以、右之通相済御仕法通り相立、難有仕合奉存候、以上

寛政七年卯十月四日上ル

御蔵札差

豎町

弁助

月番

八日町

幸兵衛

同

同町

七郎兵衛

御下金

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、山下与惣兵衛様御蔵宿、去寅十二月迄私相勤罷在候所、御相對を以御蔵宿相離、私御用立金御濟方之儀者、当卯年方十ヶ年賦之積りを以、三季御切米

明廿六日右御方様御臨時金拝借御願奉申上度候、以上

御蔵札差

月番

魚町

寛政七年卯九月廿五日

元七

同

八郎右衛門

廿六日御会所延引ニ付、此書付下ル、尤来ル晦日之積り被仰付候事

御下金

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、久保田源右衛門様御蔵宿是迄私相勤罷在候所、此度御相對を以御蔵宿御離し被遊候、依之乍恐右之段書付を以御披露奉申上候、以上

寛政七年卯九月廿八日

元七

伊勢主馬助様

御用人中様

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、久保田源兵衛様

一、久保田源右衛門様

右御方様御蔵宿是迄私相勤罷有候所、此度御相對を以御蔵宿御離し被遊候、右御兩人様共ニ御用立金一切無御座候、右之段乍恐書付を以御披露奉申上候、以上

御蔵札差

寛政七年卯九月廿八日

魚町

元七

御下金

御会所

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、御小普請之御方様、当卯二月御殘金御濟方御相對相濟候御方様茂有之、亦者去寅十月迄之御殘金多分故、当二月御殘金之分別段ニ御濟方御附被遊候而者、御暮方御差支ニ茂相成候旨被仰聞、今以御濟方御定メ不被下候御方様茂御座候、右者御暮方御差支ニ茂不相成候様御濟方奉請取度奉存候得共、御相對ニ而者御定難被下段被仰聞候御方様茂御座候、依之乍恐御窺奉申上候、何卒可相成御儀ニ御座候ハ、御下知被成下置候様奉願上候、以上

寛政七年卯九月廿九日

御蔵札差

月番

魚町

八郎右衛門

同

同町

元七

御下金

御会所

覚

一、金貳拾兩 愛知鉄之助様

右御方様御分、当月朔日奉拝借候御臨時金三拾兩、明晦日上納仕、同日右貳拾兩御臨時金拝借御願奉申上度候、以上

沢梶五郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度御破損御入用金拾両御臨時金、御会所を拜借仕、御用立候様被仰付候処、御屋敷様御儀者元宿御殘金多分二而、御仕法通り御渡被遊候而者御暮方御差支二相成候旨被仰聞候二付、先達而御窺之上、元宿御年賦減少仕候程之御儀二御座候得者、右御破損御入用金拾両御会所を拜借仕御用立候而者、猶亦御濟方多分二相成候二付、此度御入用之儀者御請難仕奉存候、右之趣書付を以申上候様被仰付候二付、乍恐如此二御座候、以上

御藏宿会所

手代

嘉兵衛

卯九月

小幡次郎藏様

御用人中様

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、札旦那様方御用立方之儀、十月より来二月迄之間、式百俵取之御方様江拾五俵、春御借米高見越御用立、二月より五月迄之間五俵、夏御借米高見越御用立、合而式拾俵見越御用立之分、冬御切米高二而引取可申旨、当四月御仕法被仰出奉畏候、右二付、乍恐此度仲間一同御窺奉申上候趣意ハ、平生札旦那様方三季御当用御証文金之分、不残一所二御請取被遊候御方様過半御座候二付、自然与御遣ひ込二相成、向御高渡り後、御当用金之内取越等被仰付候御方様茂有之、甚難渋仕候、尤三季御貸替之節、可成丈ケ御雜用御飯米等者追々差上候様仕度旨、種々御掛合申上候得共、御聞濟無御座候御方様江者、御当用

御証文金之儀二御座候間、達而御預り可申旨難申上、任御意不残差上候御方様茂有之、右之通御遣ひ込二茂相成申候、依之十月より二月迄之見越拾五俵者十二月下旬御用立、二月より五月迄之見越者四月より御用立候様仕度奉存候、左候得者御遣ひ込二茂不相成、御暮方御差支御座有間敷と奉存候間、右之通御用立可然哉二奉存候、依之御窺奉申上候、以上

御藏札差

月番

魚町

寛政七年卯九月廿二日

八郎右衛門

同

同町

元七

御下金

御会所

右御下知

尤成願二候間、預り置候

右九月廿三日八日町御会所を被仰渡候

(朱書)

〔九月廿八日御下知、見越貸之事者当用証文不残相揃、御会所江納候後、貸出

し可申旨被仰渡候

覚

(印)〔写)一、金貳拾両 愛知鉄之助様

右御方様御分当月朔日奉拜借候御臨時金三拾両、明廿六日上納仕、同日右式拾両御臨時金拜借御願奉申上度候、以上

(印)〔写)一、金拾両 山崎又次郎様

之通願書御下ケ被下置候ニ付、右富五郎様御取斗之程窺罷在候、然ル処此度森川新兵衛様御方ニ臨時御入用出来仕候ニ付、金七両御用立候様、右富五郎様方被仰付候、前書奉申上候通、右新兵衛様御儀、中々御藏宿難相勤奉存候ニ付、当四月御願奉申上候程之御儀ニ御座候間、右御臨時金御請候儀、甚当惑仕候、尤富五郎様御儀、当四月一件御取斗之程者難斗奉存候得共、右御臨時御入用ニ付、御会所金奉拝借御用立候儀、私共愚案ニ難決奉存候、何卒乍恐御下知被成下置候様、奉願上候、以上

寛政七年卯八月

御藏礼差

緑町

藤兵衛

月番

平右衛門

同

清兵衛

御下金

御会所

乍恐以書付奉願上候

一、小野藤右衛門様、当五月御当用証文、今以御引替不被下候

一、牛奥太郎右衛門様、当五月御当用証文、今以御渡し不被下候

右御方様、先達而書付を以奉願上候通、今以御証文相濟不申候、最早御切米渡ニ茂近寄申候間、何卒早速御渡し被下候様、奉願上候、以上

御藏礼差

月番

魚町

八郎右衛門

寛政七年卯九月四日

同

同町

元七

御下金

御会所

乍恐書付奉申上候
(以脱)

一、此度森川新兵衛様御臨時御入用出来仕候ニ付、御窺之上御用立候様被仰聞候ニ付、則御窺奉申上候処、右御方様御藏宿御免被成下候様、当四月御願差上候処、殿様思召御座候ニ付、御願下ケ仕候様被仰下候節、其段申上願願下ケ仕候而、尔今殿様御取扱中ニ御座候ニ付、臨時御入用年賦濟ニ拝借仕御用立候儀者御聞濟無御座候、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、如此ニ御座候、以上

寛政七年卯九月八日

藏宿会所

手代

嘉兵衛

酒依富五郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度

(空白ママ)

御儀、庵原庄次郎様江御養子御相談御座候ニ付、右御入用

金式拾両御臨時金、御会所方拝借仕御用立候様被仰付候得共、先達而御不幸御入用金拾両御用立候上、又候此度御入用ニ付、御臨時金御会所方二重ニ拝借仕御用立候儀者御請難仕旨奉申上候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

御藏宿会所

手代

嘉兵衛

卯九月

又候御窺奉申上候、以上

御蔵札差
魚町

寛政七年卯八月十一日

元七

同月番

八日町

平右衛門

西青沼町

清兵衛

御下金

御会所

一、八月十三日諏訪紀十郎様方御人来ル、同日手代嘉兵衛参上仕候処、此度江戸出府御入用十ヶ年賦ニ借用し度旨申聞候ニ付、其段其方方窺書差出し候所、未夕御下知無之由差懸り候儀ニ候間、先ッ五ヶ年賦ニてかり請候積りニ可致旨被仰聞候、依之其段八日町御会所へ御届申上候

一、八月十四日行事平兵衛参上仕候様、柳町御会所方御書付を以被仰付候ニ付、参上仕候所、此度江戸表江囚人被遣候ニ付、右入用御割合被遊候迄金拾兩御用立候様被仰付候、則御請仕同日金子差上申候

〔全文抹消〕
覚

一、先達而私被招呼候節、会所手代嘉兵衛翌日差上可申旨申上候処、右嘉兵衛無抛故障之儀御座候ニ付、翌々日参上仕候処延引ニ罷成候段、蒙御察斗、依之菊屋幸助代太兵衛を以御詫申上候処、早速御聞濟被成下、難有仕合奉存候、右之趣書付差上候様被仰聞候ニ付、如此ニ御座候、以上

寛政七年卯八月十八日

大黒屋

福井小三郎様

御用人中様

権八

覚

一、先達而私病氣故、仲間之内志人差上候様被仰聞候間、差上可申段御答仕候処、右之者差上候儀延引ニ相成候ニ付、私取斗不^(マツ)屈行候段、蒙御察斗奉恐入候、右ニ付菊屋幸助代太兵衛を以御詫申上候処、早速御聞濟被成下、難有仕合ニ奉^(聞脱カ)存候、右之趣書付差上候様被仰聞候ニ付、如此ニ御座候、以上

寛政七年卯八月

大黒屋

権八

福井小三郎様

御用人中様

八月廿^七四日、酒依富五郎様方森川新兵衛様御用ニ付、高原田屋藤兵衛并仲間之内同道ニて参上仕候様被仰付候ニ付、藤兵衛代文七并夷や半六参上仕候所、此度右新兵衛様御女中変死ニ付、右御入用金七兩御用立候様被仰付候、右御返事相談相決不申候ニ付、延引致し罷有候所、同月廿九日夜夷や半六方へ酒依若殿様御代、右金子之内三兩、急々差上候様被仰聞候ニ付^(以下空白)

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、森川新兵衛様御儀、当四月御掛合之儀ニ付、種々御難渋被仰聞、中々御蔵宿難相勤奉存候ニ付、右御方様御蔵宿之儀、仲間共一同御高免被成下置候様、書付を以奉願上^(候脱カ)処、右ニ付酒依富五郎様御儀、当十月迄ニ御取斗被遊候思召御座候由ニ付、右御願下ケ仕候様、達而被仰聞候ニ付、其段奉願上候処、願

一、金拾六兩壹分余

幸兵衛

同断

右之通御濟方御座候、尤此度御入用金年濟ニ御用立候得者、夫だけ御濟方相
嵩申候、依之右御濟方乍恐奉入御高覽候、以上

卯八月十日

御藏札差

八日町

幸兵衛

魚町元七

七左衛門

同月番

平右衛門

清兵衛

御下金

御会所

森川様上ル御返書之写

昨日者御書被成下難有奉拜見候、然者於江戸表御不幸御座候^(趣カ)、右御入用金
御掛合之儀ニ付参上仕候様被仰下候処、御屋敷様御用向之儀ハ酒依富五郎様
御掛合中之儀ニ御座候間、御直談者難申上奉存候、依之私共参上之儀、何分
御高免被遊可被下候、右之段宜敷被仰上可被下候、以上

八月十二日

高原田屋

森川新兵衛様

藤兵衛

御用人中様

服部角左衛門様御濟方書付指上候扣

覚

一、金壹兩壹分

八ヶ年賦

九匁三分七^六毛

卯五月

引残り

一、金四兩三分

四匁分七^七

藤井屋

八郎兵衛

御年賦

卯五月 引残り

右者服部角左衛門様御分如此御座候

卯八月十一日

会所

酒井文五郎様

手代

嘉兵衛

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、諏訪紀十郎様、此度江戸表御出府御入用金之儀ニ付、昨十日御窺書奉差上
候処、右御方様被仰付通り、金三拾兩三ヶ年賦ニなりとも五ヶ年賦ニなりと
も御用立、尤御用立金御不用之分御帰府之節請取、其節御証文仕直候様御下
知被成下置難有奉存候、依之右之趣を以御懸合申上候処、私方御殘金多分御
座候ニ付、十ヶ年賦ニ御用立候様被仰聞候、手代嘉兵衛申上候ハ、御臨時金
之儀者三ヶ年賦・五ヶ年賦ニ御用立可申旨先達而被仰渡候御儀、殊ニ昨日御
窺申候節も、三ヶ年賦ニなりとも、五ヶ年賦ニ成とも、御用立候様被仰付候
御儀ニ御座候間、十ヶ年賦ニ御用立候儀者御免被成下候様申上候処、左候ハ、
右十ヶ年賦之儀御窺申上候様被仰聞候得共、昨日御下知被成下候儀も御座候
得者、何分其儀者御免被成下候様申上候所、御聞濟無御座、右之段御窺申上
候共、又者其儀も難相成候ハ、其段仲間共廿三人連印を以書付差上候共可
仕旨被仰付候、都而御臨時御入用之儀者、先達而被仰付候通り三年賦・五ヶ年
賦ニ限り候様仕度奉存候故、種々御断申上候得共、右之趣故不顧恐を無是^(非)

寛政七年卯八月二日

忠右衛門代
嘉兵衛

山本与次左衛門様

御用人中様

去年中夷屋平左衛門改名之節御披露手札之写

私儀此度平左衛門与改名仕候ニ付、此段乍恐御披露申上候

御蔵札差

彦兵衛事

夷屋平左衛門

此通り之手札、御代官・御蔵御立会・御組頭・与力衆四人

ノ拾貳枚

私儀此度平左衛門と改名仕候ニ付、此段御届申上候、以上

御蔵札差彦兵衛事

夷屋平左衛門

此通手札、御蔵方上役下役六人江、ノ拾八人

一、此度井戸屋七左衛門儀改名致し候ニ付、右之振合ニ相認メ、御役人中様へ

相廻り候事

卯八月八日

乍恐書付を以御窺奉申上候

一、諏訪紀十郎様・愛知鉄之助様御儀、御用ニ付此度江戸表へ御出府被遊候ニ付、

右御入用金御志軒様金三拾兩宛御用立候様被仰付候、尤右金高程御入用ニ茂

御座有間敷思召ニ御座候得共、御用先之御儀ニ御座候間、御用立金共ニ右之

通御用立候様被仰付候、依之私共愚案仕候処、前書之通御用先之御儀ニ御座

候得者、御用立金之儀者難斗奉存候得共、右御兩所様共御蔵宿御濟方多分御座候上、此度御入用金右被仰付候通、御会所金拝借仕御用立候而者、御濟方相嵩、以来御暮方御差支ニ茂相成可申与奉存候、殊ニ此上御臨時之程茂難斗奉存候、乍併此度御大切成御用向ニ而御出府被遊候御入用之儀ニ御座候得者、何程斗御用立可然哉、私共愚案ニ難決奉存候ニ付、乍恐書付を以御窺奉申上候、以上

御蔵札差

八日町

寛政七年卯八月十日

幸兵衛

魚町元七

七左衛門

同月番

八日町

平右衛門

西青沼町

清兵衛

(朱書)
同日右御下知

三拾兩ニてハ多分之様ニも被存候へとも、用立金共ニと申事故、三拾兩貸渡し、帰国之節右用立金之分受取、其節証文仕直し可申候

御下金

御会所

覚

諏訪紀十郎様

一、金貳拾四兩貳分余

辰年分御濟方

愛知鉄之助様

井戸屋元七

七左衛門

二文字屋

平左衛門

(印) 写) 一、金拾兩 小笠原伊左衛門様

吉右衛門

(印) 写) 一、金拾五兩 酒依富五郎様

忠右衛門

(印) 写) 一、金拾兩 賀茂宮助之進様

幸兵衛

(印) 写) 一、金拾五兩 河村七郎右衛門様

藤兵衛

(印) 写) 一、金拾兩 間宮宗七郎様

久右衛門

(印) 写) 一、金拾兩 山岡源左衛門様

忠藏

(印) 写) 一、金拾兩 沢梶五郎様

幸助

金百兩

平右衛門

来ル八月二日、右御方様方御臨時金拝借御願奉申上度候、以上

弁助

御蔵札差

伝十郎

卯七月廿九日 幸助

清兵衛

月番

権八

同 権八

七郎兵衛

御下金

喜平次

御会所

半六

乍恐書付を以奉願上候

八郎左衛門

一、去ル丑夏花井吉藏様御儀、鈴木八郎右衛門様御世話を以若松屋弁助方金

庄三郎

五兩御借用被遊候ニ付、私御引請加印仕候、然ル処其後御返金相滞候ニ付、

喜右衛門

度々御催促申上候得共、彼是被仰聞、今以御濟不被下候ニ付、右鈴木八郎右

御下金

衛門様方私方江度々御催促ニて甚迷惑至極仕候、依之乍恐書付を以奉願上候、

御会所

何卒右金子花井吉藏様方早速御返金被下、乍恐私御請合之印形相立候様奉願

覚

上候、以上

(印) 写) 一、金八兩

団吉太郎様

(印) 写) 一、金拾貳兩

庄駒之進様

いっゝ屋

御下金

権八

差上申証文之御事

御会所

乍恐書付を以奉願上候

一、坂部仁藏様御藏宿大津屋久米右衛門儀、当五月廿七日御藏宿御免被 仰付、右代り藏宿未々不被 仰付以前、五月月番宛名ニ而御当用証文受取置申候、然処先月四日右代り藏宿被 仰付候三人之内、和泉屋庄三郎儀右御方様御藏宿御引請仕、其節御披露奉申上候、依之右月番宛名ニ而受取置候御証文、当宿庄三郎宛名之御証文ニ御引替被下候様、右御方様江申上候処、元宿久米右衛門方御濟方之儀者、御相对を以御濟し可被成思召ニ付、元宿御濟方之儀、御証文文段ニ相除キ候様被仰聞候ニ付、私共申上候ハ、元宿江之御濟方当宿江受取濟し候儀者、御仕法通之儀ニ御座候間、御文段ニ相除キ候儀者難仕旨具々申上候へとも御聞濟無御座、兎角元宿御濟方之儀者御相对ニ而御濟し可被成思召ゆへ、御証文ニ御書加江被遊候義ハ御不承知之趣被仰聞、迷惑至極仕候、依之乍恐書付を以奉願上候、何卒前書之通り元宿御濟方之儀御書加江、当宿庄三郎宛名之御証文ニ御引替被下候様奉願上候、左候へハ元宿江之御濟方当宿庄三郎方相渡候ニ付、御仕法通相立難有仕合ニ存候、以上

御藏札差

月番

八日町

幸助

同 柳町

権八

寛政七年卯七月廿四日上ル

御下金

御会所

御証文御引替相濟候ニ付、其段八月十四日御会所へ御届申上候

一、金貳百廿六兩

井戸屋

一、金四百兩

元七

一、金貳百拾四兩

藤井屋

一、金百七拾兩

八郎兵衛

一、金貳百九拾兩

高原田屋

一、金四百五拾兩

吉右衛門

一、金八拾兩

井筒屋

一、金四百壹兩

忠右衛門

一、金九百九拾六兩

二文字屋

一、金三千貳百廿七兩

幸兵衛

右者此度仲間一同連印を以奉拜借候御会所金之内、手廻りかね候ニ付、右之者共奉拜借候処実正ニ御座候、然上者当卯十月御切米渡之節、金壹兩ニ付壹ヶ月銀六分ツ、之利足を加江、元利共急度可奉納候、万一拜借人相滞候ハ、仲間共一同割合御弁納可仕候、其節少も相違仕間敷候、為後日証文差上申候所仍如件

御藏札差

魚町

寛政七年卯六月

元七

八郎兵衛

平八

平兵衛

一、私札旦那牛奥太郎右衛門様江当五月御借米後御当用金之内、拾壹兩余御用立候処、御当用証文御渡し不被下候ニ付、何卒右御証文御渡し被下候様奉申上候処、右御方様被仰聞候者、元宿丸屋伝十郎方御濟方御仕法通り御渡被下候而ハ、御暮方御差支ニ相成候趣被仰聞、右御証文何分御渡し不被下甚難渋仕候、右伝十郎方御濟方、凡壹ヶ年ニ元利ニ而九兩程宛之御濟方ニ御座候、殊ニ年増少々宛減シ申候得者、御暮方御差支ニ相成候程之儀ニ者御座有間敷と奉存候得共、右躰御差支之趣被仰聞、今以御証文御渡し不被下候、依之乍恐御願奉申上候、何卒右御当用証文早速御渡し被下候様被成下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

御蔵札差

西青沼町

寛政七年卯七月十八日上ル

清兵衛

同月番

八日町

幸助

同

柳町

権八

御下金

御会所

乍恐書付を以奉願上候

一、私札旦那佐々井兵次郎様元蔵宿大黒屋長蔵方江御返金可被遊金子、私預り置申候処、右御方様被仰聞候者、御会所江御届ケ申上、右金子御屋敷江差上候様被仰聞候ニ付、先月書付を以御窺奉申上候処、元宿江之御濟方当宿江請取済シ候儀者御仕法通り之儀ニ付、奉窺候ニ不及候旨、御下知被成置候ニ付、其段右御屋敷江申上御断奉申上候、然処当月十三日、右御方様被仰下候者、右金子之儀、思召御座候ニ付御改メ被成、纔五七日之内なりとも御封金ニ被

成、私江御預ケ可被遊旨被仰聞候ニ付、私持參可仕候、其節私病氣ニ付、仲間共之内菊屋幸助代太兵衛、私為名代則金五兩貳分・銀貳分壹厘持參仕、御目通り仕、右金子差上申候処、其御席ニ而直々御封金ニ被遊、其上ニ而被仰聞候者、此節弁助不快ニ候ハ、快気次第可參候、其節右金子可相渡スと被仰聞候ニ付、右太兵衛申上候者、御封金ニ被成、直ニ御預ケ可被遊旨被仰聞候ニ付、持參仕候金子之儀ニ御座候間、右金子者直ニ御渡し被下候様申上候処、いつれ弁助快気いたし參り候節ならでハ相渡候儀不相成と被仰聞候ニ付、せひなく金子御請取不申罷歸り申候、然ル処私儀快気仕候ニ付、当月十八日・廿日兩度右御屋敷江參上仕、先達而太兵衛へ被仰聞候通り、右金子私へ御渡し御預ケ被下候様奉申上候処、又々右御方様被仰聞候者、元蔵宿長蔵儀去々丑年御用立金之儀ニ付、御約速違之儀有之由被仰聞、或は此間之御下知之趣者、当年之御仕法ニ而、御改正之節之御仕法ニ者有之間敷候、左候得者長蔵方之儀者去寅年之事故、当年之御仕法とはちがひ可申抔彼是被仰聞、右金子何分御渡し不被遊候、前書之通当月十三日御人を以被仰下候者、私不快ニ候ハ、名代のもの金子持參可致候、其席ニ而直ニ封金ニいたし、其ものへ金子可相渡と被仰下候ニ付、金子為持差上申候処不寄存、右躰彼是被仰聞、金子御渡し不被下候儀、何とも絶言語可申上様無御座、迷惑至極仕候、依之乍恐書付を以奉願上候、何卒右之趣被為 聞召分ケ、右金子私へ御渡し被下置、私方元蔵宿長蔵方へ相渡し候様仕度奉願上候、右願之通被成下置候得者御仕法通り相立、難有仕合奉存候、以上

御蔵札差

堅町

寛政七年卯七月廿一日上ル

願人

弁助

同月番八日町

幸助

同 柳町

方差上候義、何分御高免被遊可被下候、当十月迄ニ酒依富五郎様御取斗被遊候
思召御座候由ニ付、先達而御願下ケ仕候御儀ニ御座候間、御屋敷様方被仰下候
御儀、不依何事御屋敷様へ直々御答之儀難申上奉存候、依之此間之御ケ条書、
則奉返上候、右之趣可然様被仰上可被下候、以上

七月十七日

きく屋
幸助
大こく屋
権八

森川新兵衛様

御用人中様

井戸屋元七忬七左衛門、以来御藏宿相勤候段、御披露書左之通
私父元七儀病氣差重り候ニ付、以来御藏宿私相勤申度旨、御披露書申上候処、(挿入)
月二日」御聞濟被成下候、此段乍恐御披露書申上候、以上

井戸屋
元七
代
太兵衛

右之通口上書相認持参

御組頭様四軒 印鑑共ニ上ル

御立合様式軒

御目附様十四軒

御代官様

御藏手代衆六人

御与力方四軒

ノ三十一軒

乍恐書付を以奉願上候

一、小野藤右衛門様御藏宿大津屋久米右衛門相勤罷在候処、当五月廿七日右久
米右衛門御藏宿御免、代り藏宿被仰付候三人之内、井筒屋喜右衛門儀右御方
様御藏宿御引請仕、其段先達而御披露書申上候、右ニ付当五月大津屋久米右
衛門宛名を以請取候御当用証文、当宿喜右衛門宛名之御証文ニ御引替被下候
様奉申上候処、右御方様被仰聞候者、以来御藏宿不被仰付、御直差ニ被遊候
旨被仰聞候ニ付、左候ハ、右久米右衛門宛名之御証文ニ御用立候御当用金、
此度御返金被成下候共、又者右之通喜右衛門宛名之御証文ニ御引替被下、十
月御切米後方御直差ニ被遊候儀者思召次第被成下候様奉申上候処、此儀ニ而
思召御座候ニ付、右金子当時御返金被下候儀茂不相成、当宿喜右衛門宛名之
御証文ニ御引替被下候儀茂不相成候旨被仰聞甚難渋仕候、依之右金子此度御
返金難被下候ハ、前書之通喜右衛門宛名之御証文ニ而御引替被下、当十月
御切米後方御直差^(マ)ニ被遊候儀ニ而思召被成下候様仕度奉存候、乍恐右之趣被
為 聞召分、願之通被成下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

御藏札差
月番
八日町
幸助

寛政七年卯七月廿四日上ル

同
柳町
権八

御下金

御会所

乍恐書付を以奉願上候

二付、札差料会所ニ而奉請取候筋無御座候間、御返上仕候様申聞候間、則富五郎様江御返上仕候所、富五郎様被仰聞候者、会所ニ而請取不申候ハ、何レ取扱方付候迄、其方預り置候様被仰聞候ニ付、私奉預り置候、右書付を以申上候様、被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

卯七月
井筒屋
嘉兵衛

森川新兵衛様

御用人中様

〔全文抹消〕
乍恐書付を以奉申上候

一、此度松田嘉次郎様、御飯米御雑用之儀、久保田源兵衛様御加印を以御用立候様被仰付候節者、御断申上、從 御支配様被仰付候ニ付、御請仕候段、蒙御察斗奉恐入候、然処右御断申上候趣意者、此節御慎中之松田嘉次郎様ニ御座候得者、金子御用立候儀、御会所江御願難申上奉存候而御断奉申上候処、右御会所江私被招呼、松田嘉次郎様此度御飯米御雑用之儀、外々様御同様、御当用御証文を以、無心置御用立候様ニ被仰付候ニ付御請仕候、右之段書付を以申上候様被仰聞候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

卯七月
永楽屋
久右衛門

富津登之助様

御用人中様

〔全文抹消〕
乍恐書付を以奉申上候

一、此度松田嘉次郎様御飯米御雑用之儀、殿様御加印を以御用立候様被仰付候節者、御断申上、從 御支配様被仰付候ニ付、御請仕候段、蒙御察斗奉恐

入候、○然ル処右御断申上候趣意者、此節御慎中之松田嘉次郎様ニ御座候得共、金子御用立之儀、御会所へ御願難申上奉存候而御断奉申上候処、右御会所江私被招呼、松田嘉次郎様此度御飯米御雑用之儀、外々様御同様御当用証文請取、無心置御用立候様被仰付候ニ付、御請仕候、○其節御屋敷様へ一応奉申上、其上ニ而御請可仕候、無其儀御請仕候儀、心得違不調法至極奉存候得者、其段御高免被成下候様奉願上候、右之趣書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

卯七月
永楽屋
久右衛門

久保田源兵衛様

御用人中様

森川新兵衛様方御ケ条書を以書付差上候様被仰付候、右ケ条書之写

覚

一、札差料月番江取置、藤兵衛方へ相渡不申訳合
一、御借米後、我等方ニ而懸合可致之旨、酒依氏江相届、度々其趣申遣候へとも、不承知之趣、猶又申付候所、十月迄ハ懸合等我等直段致間敷趣之由之訳合
一、当御借米酒依氏家来御藏物へ被差出受取、御下金勘定致候所、札差料遣候へとも、我等藏宿一向不存と申義、如何之儀ニ御座候や、此訳合
一、先日も申附候所、是迄借金片付以後、藏宿我等方へ罷越候而、相談等用向相勤申候哉、又ハ勤り不申哉之訳合
右今日中ニ早々印形書付を以可申聞候

右之通御ケ条書き屋太兵衛へ御渡被成候ニ付、手紙を以右御返事申上候、左之通

〔存脱カ〕
益御機嫌能被遊御座奉恐悦候、然ハ此間御ケ条書を以被仰聞候書付之儀、私共

置候様「御断奉申上候処、右之段書付を以奉申上候様被仰付候二付、如此御座候、以上

卯七月

永楽

久右衛門

庵原庄次郎様

加藤富十郎様

磯部元右衛門様

御用人中様

七月十日、右御三人様久右衛門被召呼、右前文之趣被仰付被下候処、御断申上候二付、書付を以申上候様被仰付候二付、右之通書付差上申候

乍恐書付を以奉申上候

一、松田嘉次郎様御取続為御入用、御用立金被仰付候得共、右御方様御儀者、去十月御切米後、庵原庄次郎様御対談を以、御藏宿御離被遊、其節御残金四拾兩余御座候所江、巷ケ年ニ米式拾五俵ツ、御濟方ニ御極メ被遊、其後一向御用相達不申候得共、故障之義御座候二付、未夕御届者不仕候、然所、此度無扨御入用御座候由、右ニ付金子之義被仰付候得共、右之義故幾重ニも御高免被下置候様、御断奉申上候処、右之段書付を以奉申上候様被仰付候二付、如此御座候、以上

卯七月

永楽屋

久右衛門

庵原庄次郎様

加藤富十郎様

磯部元右衛門様

御用人中様

一、七月十二日、柳町御会所江平兵衛被召呼、被仰渡候ハ、穴山町久米右衛門引請、親類井筒屋元次郎方江掛合、右久米右衛門拜借之御会所金為相納候様可仕段被仰渡候、尤右之段元次郎方へも申渡置候と被仰候、且又久米右衛門方へも掛合可然節茂有之候ハ、勝手次第罷越相談申候様被仰渡候、尤久米右衛門儀当時御咎中故、罷越候ハ、穴山町名主方へ相届ケ候様可仕段、尤名主方へも右之段申渡し置候と被仰渡候

一、同日井筒屋元次郎殿被参候様会所手紙遣候所、代庄兵衛殿被参、右之段かけ合、盆後二者早速被相納候様申渡候

(全文抹消) 覚

一、先達而御会所江御願申上候案書、奉入御覧候様被仰聞候得共、此儀者其節酒依富五郎様御声掛りニ而御願下ケ仕候儀ニ御座候得者、奉入御覧候儀者、何分御高免被遊可被下候段申上候所、其段書付を以申上候様被仰聞候二付、如此二御座候、以上

卯七月

森川新兵衛様

御藏札差

月番

御用人中様

幸助

同

権八

覚

一、当五月御屋敷様御藏渡り之節、札差料之儀(平出)酒依富五郎様方私江御渡し被遊候二付、会所江持参仕候所、此度之儀者、富五郎様御人ニ而御請取被遊候

候事故、其方ニ而違変いたし減少いたし候事不相分候、右拾五兩御会所江願
出有無、相願与力誰・同心誰・町年寄誰・両替たれ、右之者共何と申候や、
御会所何レ相窺、其上返答可致候ニ而者、其方ニ而何程ニいたし不幸入用相定
候事相分り不申候、拾五兩出来不申候ハ、書付下書遣し可申候間、其通書
付差出し可申旨被仰下候、御下書別紙ニ有、但写
御答、右書付之趣差上申候義奉恐入候ニ付、罷歸り一同相談可仕旨奉申上候、
罷歸り

四日、御手紙度々被下候、吉右衛門・八郎兵衛・嘉兵衛右三人参上可仕旨被仰
下候ニ付、吉右衛門代豊次郎・八郎兵衛・嘉兵衛三人、八ツ時参上仕候

佐々木四郎兵衛様
岡部民五郎様
御立合、被仰聞候者

昨日申付候通り拾五兩御用立可申候旨種々被仰聞候得共、御答出来不仕書付
之義も御請不仕奉申上候処、先差扣江罷在へく旨被仰付、佐々木様御立被遊候、
夜五ツ比迄差扣江罷在候処、

御目付

花井吉藏様

沢梶五郎様

佐々木四郎兵衛様

御立合、被仰聞候

臨時入用拾五兩申付候処、なせ用立不申候や

八郎兵衛御答、是迄外々様三兩又者七兩位イ御不幸御入用御用立申候、
殊ニ御隠居様之御義御座候間、拾兩ならて者難御用立段奉申上候

八郎兵衛申候事一向相分り不申、七兩ト申候者何者か申出し候事ニ候や、行
事共申候事や、亦々会所ニ而与力同心共申候や、何ヶ之訳候や、御答可申旨
被仰下候

御答

右七兩之義者前書之通外々様御入用ニ応し御用立申候、仲間共一同ニ
而奉申上候御義ニ御座候

其訳ニ而者一向相訳り不申候、七兩ニ而何葬礼入用等出来いたし候や、算用い
たし候様算盤御出し被成

覚

(印)写) 一、金五兩 石野太郎兵衛様 (印)合)

(印)写) 一、金五兩 植村鉄藏様 (印)合)

(印)写) 一、金五兩 江原兵左衛門様 (印)合)

(印)写) 一、金五兩 満田左十郎様 (印)合)

(印)写) 一、金五兩 武田斧之助様 (印)合)

金貳拾五兩

(朱書)
出入帳合)

明八日、右御方様御臨時金奉拝借度、御願奉申上候、以上

御蔵札差

月番

幸介

同

権八

卯七月七日

御下金

御会所

乍恐書付を以奉申上候

一、松田嘉次郎様御取続為御入用、御用立金被仰付候得共、右御方様御義者、
去十月御切米後、
先達而庵原庄次郎様御対談を以、御蔵宿御離申候得者、^(挿入)一二付、其節方一向御
用相違不申候、^(挿入)別而此節△△御取続御用立之義者、幾重ニも御高免被下

付差上候様被仰聞候ニ付、書付差上候儀者御免被成下候様奉申上候得共、御聞濟無御座候ニ付、則書付相認メ差上申候、然処私方差上候書付之趣、御意ニ入不申由被仰聞、御案書被成下候ニ付拜見仕候処、中々御案書之通り相認メ印形仕難差上御儀ニ奉存候ニ付、何分御免被成下候様奉申上候得共、御聞濟無御座、御案書へ直ニ印形仕可差上旨、御威光を以種々御難渋被仰聞、奉恐入、無是悲右御案書へ印形仕差上申候、先達而仲間共之内、右躰之趣ニテ無拋書付差上候儀有之、蒙御咎、一同奉恐入罷在候ニ付、右御方様如何様之儀被仰聞候とも、不承知之御案書へ印形仕差上候儀者、幾重ニも御断可奉申上御儀ニ相心得罷在候得共、私儀事馴不申候者ニ御座候間、種々御難渋被仰聞候ニ付、不奉得止事、誠ニ御威光ニ奉恐入、無是悲右之通り印形仕差上申候、此上御咎之程何共奉恐入候得共、右躰之仕合ニテ無拋書付差上候ニ付、乍恐右之趣書付を以奉申上候、則右御方様へ差上候御案書之写、別紙相認奉入御 高覽候、以上

寛政七年卯七月四日

御藏札差

西青沼町

清兵衛

煩代

利右衛門

月番

幸助

同

權八

御下金

御会所

七月朔日山岡源左衛門様方御人被下、吉右衛門并手代召連参上仕候様被仰下候、

吉右衛門代豊次郎・手代嘉兵衛早則参上仕候、岡部民五郎様被仰付候者、御隠居様御不幸ニ付、金拾五兩臨時御入用御用立可申旨被仰下候処、御不幸御入用是迄外様振合ニ応し申候而者、金七兩御用立可申候、先達而金三兩御病氣御入用ニ被仰聞候ニ付、金拾兩御用立可申旨御請仕候処、拾五兩入用ニ少々も相減し申かたく候ニ付、罷歸り相談仕候而、拾五兩用立可申旨、且金三兩急々入用ニ候間、直ニ為持遣し具候様被仰下候ニ付、先金三兩為持差上候

△右金拾五兩出来不仕候ハ、書付明日持参可仕旨被仰下候

二日、嘉兵衛書付持参上候、印形なし

乍恐書付を以奉申上候

一、此度御不幸御入用金拾五兩御用立可申旨被仰付候処、外々様御振合ニ応し、金拾兩御用立可申候段奉申上候処、右之外出来不仕候ハ、其段書付差上可申旨被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、以上

卯七月二日

会所手代

左七代

嘉兵衛

山岡源左衛門様

御用人中様

右之通書付持参仕候処、此分ニ而者相濟不申候ニ付、明日合齋^(マツ)佐々木四郎兵衛ヲ呼置可申候間、仲間内行事召連参上可仕旨被仰付候、罷歸候

三日、行事八郎兵衛・嘉兵衛兩人ニ而参上仕候処、

岡部民五郎様

佐々木四郎兵衛様

御立合

被 仰付候拾五兩臨時入用之事、被 仰渡候通り此方三百俵高之内ニ而御付

(表紙)
寛政七年卯六月

会所日記

(朱書)
「四」

差上申書付之事

此度十月迄御取統御暮方之儀、先達而右段々被仰付候間、仲間共江相談仕候所、承知不仕候ニ付、奉御断申上候、御飯米御雑用等、其外御用之儀被仰付候間も御用立難申上候、右ニ付、先達而右申上候儀共、書面認可奉申上旨被仰付奉畏候、則委細ニ相認差上申候

一、丸屋伝十郎方御年賦御濟方之儀、御暮方御相談出来不申候ニ付、御渡不被遊候趣、被仰付奉畏候、右伝十郎御年賦御濟方元利、私方江奉預置候書付差出候様被仰付候得共、是又右之段仲間共江申間候所、承知不仕候間、此義御断奉申上候、尤相渡不申候様被仰付候ニ付、私方江御預り置奉申候ニ相違無御座候

一、私病身ニ御座候ニ付、御用之節者、代井筒屋利右衛門差上、御用向等も相候候、私儀御藏宿被仰付候節、病身ニ付、御藏宿難相動趣仲間江茂得与申間候處、相動候様ニ仲間共取斗ひ具可申候由ニ御座候、右ニ付金子仲間共江差出候様申間候間、差出置可申候ニ付、諸事共ニ仲間共承知不仕候而者御相談合も出来不仕候、利右衛門罷上候節、得与私儀勘弁仕御請可申上旨被仰付候得共、右奉申上候通仲間承知不仕候間、御断奉申上候、此後御札差不被仰付候而も一言之申訳無御座候、壁此段御支配様へ被仰上候而も恐多者御座候得共、及是悲不申儀奉存候、為後日一札奉差上置候、仍如件

寛政七年

卯六月晦日

御藏宿
清兵衛

代
利右衛門

牛奥太郎右衛門様御内

荒川藤右衛門様殿

寛

一、此度小普請御役金壹両差出候様被仰付候所、諸事御相談合出来不仕候ニ付、奉書付差上候程之儀ニ御座候間、差出不申御断奉申上候、右ニ付当五月御借米相渡り候節、丸屋伝十郎方江御渡し被遊御年賦金元奉預置候うち、御上納金ニ奉差上候様被仰付候得共、是又御断奉申上候、縦御不納ニ相成候共、及是非不申候儀ニ奉存候、右ニ付書付指出候様被仰付奉畏候、右奉申上候通相違無御座候、為後日仍如件

寛政七年

卯七月朔日

御藏宿

清兵衛

代

利右衛門

牛奥太郎右衛門様御内

荒川藤右衛門様殿

乍恐書付を以奉申上候

一、御不幸御入用金拾五兩御用立可申旨可申上候様被仰付候處、是迄外々様江御用立申候振合ニ応、金拾兩御用立可申旨申上候所、右之外出来不仕候ハ、其段書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上

卯七月二日

会所手代

佐七

代

嘉兵衛

山岡源左衛門様

畑、海老沼、中野)

第二回 二〇二〇年六月 遠隔開催(六月二〇日(土) 締切)

翻刻(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松)、検討(小畑、海老沼、中野)

第三回 二〇二〇年八月 遠隔開催(八月一八日(火) 締切)

翻刻(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松)、検討(小畑、海老沼、中野)

第四回 二〇二〇年一〇月三日(土) 於…山梨県立博物館

輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、亀井、村松)

第五回 二〇二〇年一二月一九日(土) 於…山梨県立博物館

翻刻案の全体検討(金子、小畑、海老沼、中野、村松)

第六回 二〇二一年一月～二月 ※随時メールを用いて意見交換

紀要掲載原稿の確認、原本校正

(3) 清兵衛の屋号は今回紹介する「会所日記四」には現れてこないが、例えば「惣会所発端日記」寛政七年二月三日、同九日などの記事から確認できる。他の札差についても同様に、これまでの会所日記から屋号を特定したが、煩雑になるのを避けるため、以下は註記を省略する。

(4) 前掲註(1)「会所日記三」寛政七年六月条、井筒屋清兵衛「覚」。

(5) 『山梨県史 通史編三 近世』(二〇〇六年三月)、一〇八ページ。

(6) 前掲註(1)「会所日記三」解題、(二)・(三)。

(7) たとえば、先の清兵衛の七月四日「乍恐書付を以奉申上候」の直後には、七月朔日の記事が続いている。

【凡例】

史料の翻刻にあたっては、原本の体裁を尊重しつつも、読解の便を考慮して、以下のように改めた。

- (一) 旧字・俗字・略字・異体字などの漢字は、原則として常用漢字に改めた。ただし、固有名詞など、特に必要と認められる場合については、原本のままとした。
- (二) 変体仮名は、原則として現行の平仮名に改めた。ただし、江(え)、而(て)、与(と)、者(は)、茂(も)、方(より)、メ(しめ)など、慣用的に使用され、出現頻度の高い文字については、原本のままとし、小活字を用いて示した。
- (三) 欠損・虫損等により判読し難い場合は、文字数が推定できる場合は□□□、文字数が不明な場合は「 」で示し、傍注でその旨を示した。
- (四) 抹消・訂正箇所については、抹消のみの場合は左側にこゝで示し、訂正がある場合はその内容を右側に記した。また、抹消箇所が広範囲にわたる場合は、その文言に「 」を付し、右肩に傍注で(抹消)と示した。さらに、抹消箇所が判読不能の場合、文字数が推定できる場合は■■■■不明な場合は■■■■で示した。
- (五) 貼紙・付札などは、その文言に「 」を付し、右肩に傍注でその旨を示した。
- (六) 史料には、適宜読点(・)や並列点(・)を付した。
- (七) 改行については、原則として追い込みとした。
- (八) 尊敬を表す闕字は、原則として残し、一字あけとした。また、平出や文字の脱落等における空白部分は二字あけとし、その旨を(平出)、(空白ママ)等と注記した。

で、下金会所に対して服部への貸与金額がわからない旨を示している。

札差仲間たちも言う通り、これは高田ら三名と服部のやりとりであり、札差側には書類が全く残らず、借金のようすを把握することができない。いくら厳しく会所の金を管理し、勤番士たちに返済への協力を求めたところで、こうした帳簿外の取引の損失を札差に負わせられてはまったものではない。服部はこの指示が勤番支配からなされたとは主張しているようだが、その実否は不明である。

さきに見た弁助と穴山町・愛宕町の両勤左衛門とのやり取りを踏まえてこの件を考えるに、札差からの借金が困難になった勤番士たちのなかには、札差以外の商人やほかの勤番士などから借金をするものがあった。そうした借金のあり方は、札差会所の設立や「仕法」制定以前から存在したのかもしれないが、「仕法」の運用が定着し、厳格になったことで、札差からの金融が、勤番士たちにとってある意味使いづらい存在になると、そうした非公式の金融ルートの比重が大きくなることは一般的な傾向として指摘できるだろう。会所日記が札差仲間たちの日記であるという史料の性格から、そうした非公式の金融ルートの存在の全体は、ここから見えてくることはおそらくないだろうが、いっぽうで、そうした金融の存在がそこかしこに見られるようになってきているのも、「会所日記四」の特徴といえることができるだろう。

おわりに

「会所日記四」には、寛政七年六月晦日から、十一月一日頃までの記録が収められている。一〇月の扶持米給付を含んでいることもあり、内容は非常に豊富である。これまでも述べてきたように、会所日記は甲府の札差の目線から、当時の甲府のようすを探るうえで非常に興味深い史料である。右に紹介した他にも、森川新兵衛をめぐる一件や、臨時金の拝借に際する用途と金額の関係な

ど、「会所日記四」で明らかになることはまだまだたくさんある。会所や札差仲間の活動が定着するなかで、新たな動きがみられるようになってきた。こうした動向が、一九世紀を通じてどのように変化し、それが江戸など他地域での状況とどのように違うのか、また関連するのか、徐々に明らかになっていくことだろう。

註

(1) 中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵「資料紹介」寛政六年十一月 惣会所発端日記(山梨県立博物館所蔵十一屋野口家資料のうち)『山梨県立博物館研究紀要 第二集』(二〇一八年三月。以後「発端日記」と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・山本倫弘「資料紹介」寛政七年三月 会所日記(山梨県立博物館所蔵十一屋野口家資料のうち)『山梨県立博物館研究紀要 第一三集』(二〇一九年三月。以後「会所日記二」と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・村松昌浦・山本倫弘「資料紹介」寛政七年五月 会所日記(山梨県立博物館所蔵十一屋野口家資料のうち)『山梨県立博物館研究紀要 第一四集』(二〇二〇年三月。以後「会所日記三」と略記)。以後、本稿ではこれらの資料紹介をそれぞれ略称で記し、註記を省略する。

(2) 「発端日記」・「会所日記二」・「会所日記三」でも触れたが、この研究会を「甲府町方研究会」と呼んでいる。これまでは二か月に一度程度、山梨県立博物館に集まって研究会を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の流行拡大をうけ、二〇二〇年四月から八月までは遠隔開催として、史料の画像データを共有し、それをもとにそれぞれが作成した翻刻案をメールで集約し、県立博物館職員(小畑、海老沼、中野)で検討するかたちで実施した。一〇月・十一月には対面開催を再開している。二〇二二年二月までの活動状況は以下の通りである。

第一回 二〇二〇年四月 (四月一八日(土) 締切)

翻刻(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松)、検討(小

返してもらえないように取り計らってくれと下金会所に訴えている。

その後、一〇月三日になって、佐々井は弁助に封金にした金子を返却した。返却をうけた弁助は、それを長蔵の親類で一蓮寺地内町の彦右衛門に渡した。これにより弁助は、七月二一日の願書を取り下げている。

(三) 札差以外からの金融

また一〇月には、山下与惣兵衛が、蔵宿であった豎町の市川屋弁助からの借金を相対に切替、その返済を一〇年賦にすると証文を提出している。しかし、弁助が蔵宿を勤めていた期間に、山下は穴山町の勘左衛門から一二両、愛宕町の勘左衛門からは六両二分の借金をしていた。穴山町・愛宕町の二人の勘左衛門は、いずれも札差の中には見られないので、札差以外の商人から勤番士たちが借金をすることがあったことがわかる。弁助はこの借金についても自らが引き受けることにした。この返済について、本来であればこの春までに済ませる約束であったところが滞ってしまった。それについて、穴山町・愛宕町の両勘左衛門から弁助に催促があったのだろう。弁助が山下に催促を伝えると、山下から次のような提案があった。弁助からの借金と穴山町・愛宕町の勘左衛門からの借金を「結び」、すなわち合算し、百俵あたり一年に三両と一割二分の利息を添えて蔵米を直接弁助に渡し、そこから弁助が二人の勘左衛門に配分してはどうかというのである。弁助は勘左衛門たちに、自分は去年の一二月から一〇年賦にしたので、勘左衛門たちが用立てた借金が皆済されるまでは弁助は一〇年賦のつもりで、山下の蔵米から兩人への返済分を差し引いたうえで受け取り、兩人への借金が皆済されたのちは、弁助が百俵三両済で、山下の蔵米を全て受け取ることにしたい、そうすれば、兩人の用立金は四年ほどで完済されるので、この割合で承知してほしいと言った。これに対し、穴山町の勘左衛門は承知をしたが、愛宕町の勘左衛門は承知しなかった。これを山下に報告したと

ころ、そうであるならば、百俵三両済の計算で蔵方役所から弁助に支払いを行い、そこから穴山町の勘左衛門に返済分を渡して、愛宕町の勘左衛門への返済分はひとまず弁助が預かることにしてはどうかと提案があった。以上のような経緯を報告し、弁助が蔵方役所から山下への蔵米を百俵三両済の割合で受け取ることについて、去年一二月に報告した割合と変わるので披露する、というのである。

一〇月二六日、札差月番の二文字屋幸兵衛・木曾屋七郎兵衛は、高田源七・岡本八十郎・酒井文五郎にあって、次のような書面を出した。すなわち高田ら三名が服部角左衛門に貸した金二両三分余りについて、角左衛門からの返済分を差し引き、不足分の二分一匁五厘を、札差仲間の損失として計上せよと勤番支配から下知があったという。目を疑うような文言が並んでいるが、当然札差たちも「仲間共一同迷惑至極」とこれに反発し、「御詫御訴^(歌)詔」をしたいと願っている。その訴訟の願書とみられる文案が続けて記されている。これによれば、高田ら三名は、会所金のうちからこの夏に二二兩二分を借用し、そこから金二兩三分八匁四歩を服部に貸し付けていた。服部からは一〇月の返済として二兩一分七匁三歩五厘が渡されたが、不足分の二分一匁五厘については札差仲間の損失にせよと下知があったと高田ら三人は服部から聞いたのだという。しかしそれでは札差仲間は迷惑至極であるので、願書を提出する。札差仲間からは、高田ら三名に貸した金であり、そこから服部に又貸しされてしまうと、服部にどのくらい貸し付けられたのか、まったくもって把握することはできない。会所からの拝借金から三名に用立てた金であることを踏まえて、服部の返済分に不足があるかどうかに関わらず、高田ら三名が残らず返済してくれるようにと願っているのである。なおこの丁には挟込文書があり、服部の借金二兩三分余りが、四月から七月にかけて段階的に貸与されていることが記されている。月が替わって一月朔日にも、この月の月番緑町藤兵衛と豎近習町半六の名前

出しなかったことで下金会所に訴えられている。ここでは、元の札差丸屋伝十郎への返済について、仕法通りにしていたのでは生活が成り立たないといって証文の提出を拒んでいた。しかし、伝十郎方への返済は一年に九両ほどであり、それも年々減っていくのであるから、特に生活の妨げにはならないはずだと清兵衛に指摘されている。牛奥は遅くとも九月四日までこの証文を提出していないが、一〇月二八日には臨時金七両を借りているので、このころまでには解決していたのであろう。

(二) 札差交代時のトラブル

右にみた清兵衛と牛奥の一件は、丸屋伝十郎から札差が交代した際の返済分の取扱いに起因していた。同じように、札差の交代に伴うトラブルが、他にも確認される。七月二四日の下金会所宛「乍恐書付を以奉願上候」では、小野藤右衛門の蔵宿を勤めていた大津屋久米右衛門が蔵宿を引退し、代わりに井筒屋喜右衛門が蔵宿に就任した。このとき、これに先立つ五月の蔵米渡しに際して出された久米右衛門宛の証文を喜右衛門宛に切り替える必要があった。しかし、小野はこれを機に「直差」、すなわち蔵宿を介さず特定の商人と個別に取引するようにしたいという意向を示した。そこで久米右衛門宛の証文で用立てた金については、この時点で返済するか、あるいは喜右衛門宛の証文に書き換えたうえで、一〇月の蔵米渡しの後に「直差」にしてはどうかと札差側から提案したところ、小野はこれに同意した。しかし金子を返済するでもなく、喜右衛門宛の証文に切り替えることもなかったため、札差は困惑し、下金会所に訴えたのである。

すでに札差仲間の申し合わせで、札差からの借金は会所を介することが推奨され、「直差」は避けるようになっていたが、ここでは貸借の清算を条件に「直差」を認めている点が注目される。なお、小野は一〇月四日になって久米右衛

門宛の証文の写しを提出しているが、その後の動きはわからない。

日付が前後するが、その後に出てくる七月二一日付下金会所宛「乍恐書付を以奉願上候」では、佐々井兵次郎の一件が記されている。佐々井の蔵宿は、もとは大黒屋長蔵が勤めていた。長蔵から佐々井の蔵宿を引き継いだ堅町の市川屋弁助は、佐々井の借金の返済分の一部を、おそらく長蔵から引き継いで預かっていた。佐々井は、これを会所に届け出て、返済分を佐々井の屋敷へ持って来るように弁助に命じた。弁助が会所に伺いを立てたところ、会所からは、そもそも元の蔵宿への返済を後継の蔵宿に行くことは「御仕法」の通りであるため、届け出る必要はないと返答があった。そこで弁助は返済分の金子を屋敷へ持つていくことはできないと断った。すると七月一三日、佐々井は弁助に対し、返済分の金子について、思うところがあり、金子を確認したうえ、わずかな期間であっても封金にして弁助に預けたいと言ってきた。折あしく弁助は病に倒れており、札差仲間のうち菊屋幸助の代理の太兵衛が弁助の名代として金五両二分、銀二分一厘を持参し、佐々井に面会して金子を渡した。すると佐々井はその場で金子に封をしまい、弁助の病気が治って本人がこの佐々井の屋敷に來たら金子を返すと言い出した。驚いた太兵衛は、封金にしたら返してもらえと言われて持参した金子なので、すぐに返してほしいと佐々井に言ったが、佐々井は弁助の病気が治って本人が来たときでなければ渡せないといい、仕方なく太兵衛は金子を受け取らずに帰ってしまった。病気が治った弁助は、七月一八日と二〇日の二度、佐々井の屋敷を訪ね、金子を返してくれるように言ったところ、佐々井は元の蔵宿長蔵が、一昨年の用立金について約束違いのことがあったと言い出した。また先日下知があった趣は当年の仕法であって、「御改正」の時代以来の仕法ではなく、長蔵からの借金は去年のことであるので、当年の仕法とは異なる、などあれこれと言ひ募り、一向に金子を返そうとはしなかった。弁助は「何とも絶言語、可申上様無御座」といい、佐々井に金子を

奥のところを訪ねていった際、よくよく勘弁して牛奥からの依頼をうけるように言われたが、札差仲間が承知しないために断るのだとし、これによって今後札差から外されても文句は言わないし、勤番支配に訴えられてもよい、仕方のないことだと説明している。また明るく七月朔日には、牛奥から小普請役金一両を出すように言われたが、清兵衛はこれを断った。さらに牛奥は、それならば五月に支給された蔵米のうち、伝十郎への返済分として清兵衛が預かった金のうちから支出するように指示をしたが、これも清兵衛は断り、小普請金が不納になっても仕方がないとし、その旨を書面で牛奥に通知している。小普請金は、甲府勝手小普請に課された唯一の負担とされており、その役目が果たせなくなっても「及是非不申候」と、清兵衛は牛奥にいうのである。

勝手小普請である牛奥と札差の清兵衛とのやり取りであるが、いくつか不自然に感じられるところがある。まず清兵衛は、牛奥からの預かり金の存在を書付で示すことを拒絶しているにもかかわらず、六月晦日の「差上申書付之事」ではその存在を認めており、書付で示したのと同じ状態になってしまっている。また札差を免じられてもよい、勤番支配に訴えられても仕方がない、あるいは七月朔日の「覚」の、小普請金が不納になっても仕方がない、といった文言は、これまでの札差たちの動きからするとあまりにも強気にみえてならない。さらに、双方を通じて仲間の意向を確認しなければ何もできないという、個別の札差の無力さを強調するようなトーンをにじませているあたりも気になるところである。

これらの点は、七月四日条を見ると、おおよそその背景が明らかになる。清兵衛が下金会所に出した報告が収録されており、それによると、牛奥が清兵衛を度々呼び出し、融資などを申し入れたが、清兵衛はこれを断っていた。そこで牛奥はその内容を書面で残すように清兵衛に命じた。清兵衛はこれも断ったが、牛奥が納得せず、やむなく書付を提出した。しかし、その内容が気に入ら

なかった牛奥は、書付の案を用意して清兵衛に提示した。清兵衛にとっては、その内容の通りに提出することができない書付であり、どうか勘弁してほしいと伝えたが、牛奥は納得せず、案文にすぐ捺印をせよと「御威光」をもって清兵衛に迫った。やむなく清兵衛はその案文に捺印をしてしまった。「先達」として言及されているように、同じようなできごとがすでに起こっており、その際には勤番支配から札差たちに「御咎」が命じられた。そのような経緯もあって、どのようなことであっても、内容を承知できない書面への捺印は断るよう心で得ていたものの、札差業務に（すなわち、武士との応対に）慣れておらず、様々に「御難渋」を言われたこともあって、「御威光」に恐れ入ってやむなく捺印をしてしまった。このうえはどのような処罰をうけるかわからないが、このような仔細があつてしかたなく差し上げた書付であるとし、その際の案文の写しを添えて報告している。

これにより、清兵衛による六月晦日の「差上申書付之事」・七月朔日の「覚」のいずれか、もしくは両方が、このとき牛奥から提示された案文にやむなく捺印させられたものとわかる。先にみた不自然な点も、牛奥側が提示した内容を清兵衛がそのまま認めさせられたものと考えれば納得できよう。この下金会所への報告によって、先の書付との関係を全て清算できるわけではないにせよ、清兵衛としては、不本意な捺印であったことをどうしても書き残しておかねばならなかったのだろう。

なお、先に見た六月晦日の「差上申書付之事」・七月朔日の「覚」と、七月四日の「乍恐書付を以奉申上候」の間には、七月二日・四日分の記事が書き込まれている。これらから、会所日記が作成されるにあたっては、案件ごとの整理よりも、日付による整理が優先されていることが看取できる。厳密に日付通りでない部分も散見されるが、大きな傾向として頭に置いておきたい。

牛奥はこの後、五月の蔵米渡しに際して一一両を借用したが、その証文を提

《資料紹介》

「寛政七年六月 会所日記」(山梨県立博物館所蔵十一屋野口家資料のうち)

中野 賢治・海老沼真治・小畑 茂雄・金子 誠司・亀井 大輔
 小林 可奈・堀内 亨・宮澤富美恵・村松 菖蒲

【解題】

はじめに

本稿では、二〇一六年度に山梨県立博物館に寄贈された十一屋野口家資料のうち、「会所日記」と題された、寛政七(一七九五)年六月から同年一月ころまでの内容を含む冊子の内容を紹介する。当該史料は、当館紀要において、二〇一八年度以降紹介を続けている会所日記の四冊目である。^①以下、本稿で紹介する「寛政七年六月 会所日記」は、これまでの慣例に従い、「会所日記四」と略記する。なお、史料群としての十一屋野口家資料の性格や、甲府札差の経営状況など、当該史料を理解するための基礎的な情報については、「発端日記」の解題を参照されたい。

昨年度に引き続き、十一屋野口家資料の活用を図るべく、研究会を継続的に実施した。^②メンバーの所属が変わりつつも、これまでと同様に活動を継続している。

本稿では、「会所日記四」の内容を中心に、これまで紹介してきた史料などから明らかにすることや、特記すべき事項などについて紹介し、当該史料を理解するための一助としたい。なお本解題の執筆は中野が担当した。また今回紹介する「会所日記四」からの引用は、日時と事書などを摘記して示すものとする。

(一) 牛奥太郎右衛門の強要

「会所日記四」の冒頭に、寛政七年六月晦日・七月朔日の両日、札差の井筒屋清兵衛^③とその代理である井筒屋利右衛門が連名で、牛奥太郎右衛門の部下の荒川藤右衛門に宛てた書状が収録されている。なお、牛奥はこの直前にも、清兵衛に対して、元の札差であった丸屋伝十郎への返済分を預かっている旨の書付の提出と追加融資を命じたが、いずれも断られている。^④これに関連して、まづ六月晦日には、蔵米支給のある一〇月までの融資について、清兵衛は札差仲間と相談のうえで断っており、その詳細を示している。一つには、返済が滞っている牛奥の借金について、元札差の丸屋伝十郎への返済分を、元利ともに清兵衛が預かっていると書面を出すように牛奥から依頼があったが、清兵衛は札差仲間と相談のうえ、以前と同様にこれを断るのだという。ただし預かり金は実際に存在するとして、その点を確認している。二つ目には、清兵衛は病気であり、用向は同じ井筒屋の利右衛門が何うとする。そもそも清兵衛が札差に就任する際にも、病身で勤め難いと札差仲間^⑤に断りを入れていたが、それでもやってほしいと札差仲間が取り計らってくれたために札差を勤めることになった、その際に金子を仲間に出すように言われ、差出するので、諸事について札差仲間の承諾がなければ、直接の相談もできないのだという。利右衛門が牛

中心に分析し、第四章では、若尾本人に取材した『名家長寿実歴談』を例として、その証言内容を検証した。

第三章までの伝記・評伝類の分析によれば、若尾逸平の伝記・評伝類のサクセスストーリーを彩る「立志伝」とも言える数々の逸話は、すでに明治十年代初頭の『明治百商伝』の時点には既に成立していたと言える。そして、その後の多くの評伝が刊行された明治二十から三十年代は、粗製濫造時代であるとは言え、内容的には停滞していたことが指摘できた。また、明治十年代初頭時点の若尾逸平は、山梨県有数の富豪ではあっても同県第一位の地主経営には至っていない、まだ全国区とは言えない存在だった可能性があるが、その時点で同時代における若尾逸平像がほぼ確立していたということは注目に値する可能性があると思われる、またその後三十年以上の時のなかで、多くの伝記・評伝類が重ねられていくなかでも、その像に大きな修正が図られなかったことも興味深い。

おわりに

以上のように、若尾と同時代の伝記・評伝類の刊行状況を整理し、明治十年代初頭の各逸話の確立と、明治二十から三十年代の内容的停滞、晩年の本人取材のものの紹介など、「正史」である『若尾逸平』に結実する経緯を整理した。とは言え、確認した伝記・評伝類もまだ完全とも言えず、より注意深い調査と、著編者や出版の環境および状況への考察が求められると考えられる。

本稿を含めた研究課題は、若尾逸平という「甲州財閥」の中心人物の動向を、その歴史資料の散逸という状況のなかで理解を深めていくためのアプローチであるが、ここまでのところ、同時代の伝記・評伝類のなかでは「甲州財閥」の語の使用例はひとつもなかった。『当代の実業家 人物の解剖』(番号10)では「我

国実業界に於て謂ふ所の甲州派を代表し」など、『名家長寿実歴談』(番号12)にて「(東京電燈を)所謂甲州派なるものを率ひて大に株式を買収し」と、『修養叢書 苦学力行の人』(番号17)にては「甲州派の実業家として京浜間に雄視する若尾逸平翁の如き」など、「甲州派」という語で表現されていることが確認できる(傍点筆者)。今後は、同時代における若尾逸平像とともに、「甲州財閥」像やその呼称の普及過程についても、併せて検討を進めていきたいと考える。

註

- (1) 齋藤康彦氏は『地方産業の展開と地域編成』(多賀出版 一九九八年)、「転換期の在来産業と地方財閥」(岩田書院 二〇〇二年)、『地方財閥の近代』(岩田書院 二〇〇九年)によって、若尾家を中心とした「甲州財閥」の投資活動と経営状況を分析している。
- (2) 中澤年章(なかがわとしあき)一八六四—一九二一 甲斐国巨摩郡布施村出身の浮世絵師。その画業については守屋正彦氏の「明治時代の浮世絵師中澤年章について」(山梨県立美術館「山梨県立美術館研究紀要」第4号 一九八三)参照。
- (3) 南アルプス市蔵。本作品は「まち見物誌ランデブー」第6号(二〇〇〇年)のほか、山梨県立博物館「企画展 山梨の近代人物と鉄道展」(二〇一三年)などで紹介されている。
- (4) 松崎天民(まつざきてんみん)一八七八—一九三四 この時点では東京朝日新聞記者として山梨県を訪れている。
- (5) 明治四十五年の東宮山梨行啓については、拙稿「明治45年3〜4月皇太子(大正天皇)山梨行啓について」(「山梨県立博物館 研究紀要 第8集」二〇一四年)および「同山梨行啓について」(「山梨県立博物館 研究紀要 第10集」二〇一六年)参照。
- (6) この際に招かれたのは若尾、栗原と八田達也。松崎天民は東宮行啓に先立って山梨入りしており、「甲州見聞記」の巻頭の口絵には、この三名の顔写真が飾られている。
- (7) 若尾の初代甲府市長就任は明治二十二年(一八八九)八月二十四日(退任は翌年六月三日)、貴族院議員の在任期間は明治二十三年九月二十九日から同二十七年八月二十日。
- (8) 山梨県立博物館蔵(甲州文庫・大木家資料)。
- (9) 大隈は、渋沢栄一とともに、「若尾逸平」の巻頭言を記している。
- (10) 横浜開港は安政六年(一八五九)六月二日。

(山梨県立博物館)

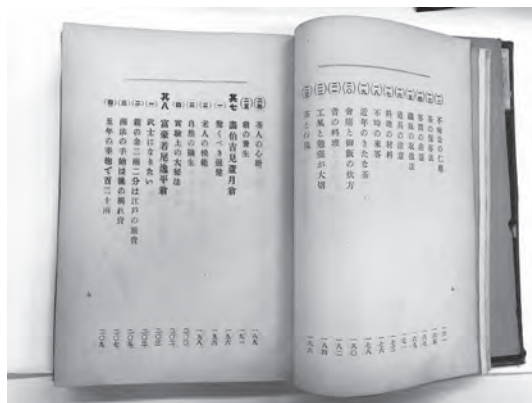
其の頃弟（幾造氏）も横浜に居つて、何んでも木葉水晶のやうな物を西洋人に売つたが其の方はなかなか受けが能く、ソコで見本を見せていよいよ約束を取組んだのは私が四十になる歳の十二月二十八日でありました。私も弟も其の足で直ぐと、而かも夜通して甲府に帰り、水晶の山元である御嶽に行つて品を仕入れて、又た夜通して以て横浜に駆けつけ、翌年の正月にかけ横浜と甲州との間を三度往復して四五百両の儲けに有りました。いくら善い事でも考へて居たばかりでは仕様が無い。又其れと勘考が就いたなら直ぐに遣つて見ると云ふのも私の一つの心掛けでありますヨ。

水晶販売にまつわるエピソードも『若尾逸平』に収録されている伝説的な「逸話」だが、これもまた本人の口から「見通しがついたら停滞せずに着手してみる」という自身の哲学とともに語られている。

インタビュは午後六時から十時までの四時間にもおよんだとしており、若尾の口からは、明治十年代の紙幣価値の回復によつて巨利を得たエピソードや、同二十三年の貴族院議員就任ごろのことまで語られ、最後に次のような処世訓を述べている。

- ・借れたものは吃度返へすと云ふ心掛けと、骨身を惜まず時間を無駄にしないで能く勉強すること、一と歩一と歩と前きに進むごとに後方にも気を配つて油断しないこと、の三個条丈は、大にも小にも誰れでも守る可き心掛であらうと思はれる。
- ・昔から今に至る迄飯は五分間位で食つて仕舞うから、旨い不味いなと云ふ考えが頭に浮ぶ間隙が無いヨ。此の節でこそ朝六時に起き晩十時に床に就いて居るが、働き盛りの時分は寝たのか起きたのか分らない程であつた。

こうした若尾自身の言葉によつて、若尾の仕事や商売に関する哲学、食事に時間を掛けない生活習慣、殆ど寝なくても活動できる強靱な体力などが垣間見



『名家長寿実歴談』目次（個人蔵）

分析をさらに深めていくことで、若尾逸平という人物と、若尾を見つめる同時代の人々の視線や意識についても考察を深めていきたい。

五、同時代の若尾逸平像と伝記・評伝類

ここまで見てきた若尾逸平と同時代における若尾の伝記・評伝類での描かれたかを整理してみよう。

第一章では、実際に若尾と出会い、その出会いの際のエピソードを記したふたりの著述を紹介し、彼らの描写を現在の私たちが若尾という人物を素描するための手がかりとしていく方法論について述べた。第二章では、同時代の伝記・評伝類のなかで若尾の人物像がどのように紹介され、「若尾逸平一代図屏風」や内藤文治良『若尾逸平』に結実する若尾逸平の「正史」形成に寄与したかについて述べた。第三章では、伝記・評伝類の系譜、特に誤表記の書き継ぎなどを

える。こうして晩年に若尾自身によつて自らの足跡が語られていたことにより、少なくとも本人談という資料性の高いかたちで、自叙伝としてその業績を知ることができ、恐らくは「正史」である『若尾逸平』を含め、若尾没後の伝記・評伝類の内容を彩るものとなつていったのであろうと考えられる。今後は、没後の伝記・評伝も含めて、著編者や取材、編集の過程など、さらにその成立過程や系譜、関係性についての考察や

・若尾の出身地「塚原村」の記述(番号3・4・6・9・10・11・20)
・横浜開港の「万延〇年」の記述(番号2・6・9・10・16・20)

このように、三項目とも重複して誤りの記述しているものは、『当代の実業家人物の解剖』(番号10)と『成功百話』(番号20)のみではあるものの、二項目間でみれば四作以上が重複しており、その執筆や編集において引用や参考とされている関係や、別に共通の種本となる伝記・評伝が存在する可能性が高いと言える。いずれにせよ、これらは一次的な調査や聞き取りを省いた執筆や編集がおこなわれているのであり、ノンフィクションとしてもあまり出来が良いとは言えないものと評価せざるを得ない。こうした伝記・評伝類が粗製濫造されたのは、前章でも述べたように、これらが刊行された概ね明治二十から三十年代においては、経済発展や議会開設を背景として、民間の人物の活躍や、立身出世を遂げた人物の伝記・評伝類の需要の大きな増加があったからであろう。しかし、この時期の若尾についてのものは、数こそ多く刊行されたものの、多くは二番煎じ、三番煎じの内容であって、間違いの書き継ぎのみならず、新たな要素も少ないために、見るべきものがほとんどなく、基本的には管見の限り最古である明治十三年刊行の『明治百商伝』(番号1)の域を脱していないとさえ言える状況なのである。

四、若尾自身の言葉を伝えるもの

粗製乱造が続いた若尾逸平の伝記・評伝類であるが、明治四十年代には先の松崎天民『甲州見聞記』のように若尾に直接取材したものなど、若尾自身の言葉として見ることが可能な資料的価値の高いものも登場してくる。『甲州見聞記』同様に若尾へのインタビューによって、若尾自身が語る体裁で構成してい



JR笹子駅前の「笹子隧道記念碑」(裏面)本碑の拓本が『若尾逸平』および、『名家長寿実歴談』に掲載されている。

るのが中村木公編の『名家長寿実歴談』(番号12)である。

在家塚村での誕生と家族や家柄についての紹介から始まり、江戸への出奔資金が父林右

衛門が川普請(徳島堰修築による収入か)によって得た二十五両のうち二両二分をこっそり拝借したことなど、のちに『若尾逸平』にも収録されるエピソードが若尾自身の口から語られている。その後の商人としての挫折と成長、婿入りと離縁、そして再出発と語られていく。甲府商人としての成長時代については、左のような述懐が語られている。

二ヶ月目に一度づつと暮れに一度と、都合年七度八王子から江戸にかけて甲府の間を往復した。八王子と甲府との間は小仏峠の中に二十四里あるが、荷を負ったり担いだりして、其れを大概一日旅に歩いたものだ。其の時分の私の勉強は随分激しかったもので、食ふ物も食はず寝る目も寝ずと云ふ訳で、足かけ三年間は一日四時間位しか眠らなかつた。

このように、若尾は二十四里(約九十六キロメートル)の甲府・八王子間を一日行程で走破したと断言しており、通常三日程度のそれを荷物を担いでやったのけたという「逸話」レベルのことを、若尾本人の証言として残している。また、このころの若尾にまつわるエピソードとして有名な、横浜の開港場での水晶の販売についての記述が次である。

せがむ若尾に旅費まで渡していることにしている。もともと明治二十二年の『山梨県人物誌』(番号2)以来、若尾が武士を目指して上京を志すその動機のひとつを「父母の名を顕すへし(傍点筆者)」とするなど、上京や若尾を帰郷させるくだりにおいて働きかけたのは「父母」であると記述するものは複数あり、「母に旅費をせびって上京する逸平」は、数ある誤認識コピーのなかの著しい「劣化コピー」に過ぎないとも言える。こうした「家族との関わり」は、若尾の「物語」において、その「超人的行動力」や「合理的思考」といった要素ともに若尾逸平像を構成した「人情深さ」を形成する前章だと指摘でき、「若尾逸平」においては父林右衛門や弟幾造をはじめとした一族周辺の人々がその役割を担うのだが、これら架空の「母」をめぐる記述には、こうした「物語」上の若尾逸平像の形成の萌芽と見ることもできるのではないか。

そのほかにも誤った記述を書き継いだ例はあり、横浜開港に関する記述においては、開港の年月を『山梨県人物誌』(番号2)で「万延元年八月」として以来、「万延元年」ないし「万延元年八月」とするものが八作(番号2・3・4・5・6・9・10・16)におよび、『成功百話』(番号20)にいたっては、「万延三年横浜に出で、貿易を試み(傍点筆者)」と記している。



『若尾逸平』掲載の「兄弟三人」の写真

そのほか、若尾の立身出世の物語を正面から評価、あるいは顕彰するものばかりではなく、冷やかかな、あるいはシニカルな視線を向けた

ものも指摘できる。例えば、『実業家奇聞録』(番号8)においては、「若尾逸平書を気取る」の標題の一文で、巨万の富を築き栄達したことで増長したともとれる、鼻持ちならない若尾逸平の姿を描いている。

若尾逸平文盲を以て巨萬の富を致し、齡五十二にして始めて手習に従事し今は相應の能書となる。故を以て天下また己のれよりゑらい者なしと思意し、衣帽下駄傘の如きも力めて最上飛切を用るに至る。一日友人の来りて揮毫を求むるあり。曰く「先生の如き能筆宜しく雅号無かるべからず。願はくは自ら撰べ」と逸平乃ち逸齋の号を撰で之を署し、又其落款を刻して俄然書家を気取る。人以て明治の小野の道風となすや否や。

もともと同書では、この章の後に離縁となったもと婿入り先の没落に対する援助をおこなう若尾の「報怨以德」^{ほうえんいでとく}ぶりを紹介しており、必ずしも批判的一色の論調ではないのだが、本書では若尾のおのれより「えらい者なし」の増長とともに、「最上飛切」の着道楽ぶりを紹介しているが、これは「正史」で語られる、お気に入りの一張羅ばかりを着たり、訪問先で草履や羽織を頓着せず他人のものを履いてきてしまう若尾の姿や、餅や蕎麦などの粗食を旨としていたとする若尾の人となりとは必ずしも符合しない。そうしたことから、若尾逸平像をより正確に理解していくためには、批判的なものも含めて、さまざまな視点からみた伝記・評伝類の分析を進めることが重要であり、さらなる調査が求められているとも言える。

さて、本章で紹介してきた誤りの書き継ぎについて、その記述内容を次のとおり整理して見ると、若尾の伝記・評伝類の一定の特徴、あるいは系譜が若干見えてくる。

・若尾の上京(出奔)や帰郷に関する「母」の関与(番号2・5・10・11・20)

交流範囲の広がった若尾にとっては揮毫の機会が増加したことであろう。そして、著名人になったことで経歴や実像の露出が増えたことが、「七十の手習い」説が流布していった理由の真相なのであろう。『修養叢書 苦学力行の人』(番号17)においては、「特に習字を以て貴重な日課となし、毎日規則的に実行し、先づ一日に習ふ字は多き時は四枚折の唐紙百枚、少なき時は四十枚と定め、平均一日の習字数二千五百字内外を違へたる事なし。七十の手習とは古来の諺なりしも、翁に取ては我身の生涯に著大なる実歴たりしなり。」と、前掲の松崎天民『甲州見聞記』(番号26)と同様、書道を日課として精励する若尾晩年の姿について描写している。

壮年になるにおよんで、若尾は商人としての地位が確立したことによって、ようやく書に興味を持ち得た(そのような余暇が持ち得た)のは確かなのだが、書道が若尾のライフワークのひとつになっていったのは、若尾の地位の高まりによる、若尾の書の需要や機会の増加が背景にあったであろうことが、こうした一連の記述の変遷を見ることによって垣間見ることができよう。

ちなみに、書道とならば若尾逸平のライフワークとも言えるのが囲碁であり、若尾自身「私は酒は飲まず、煙草は吸はず、外に之ぞとした道楽と云ふものは無いが、強めて云つたら囲碁と手蹟位なものでせう。」(番号12『名家長寿実歴談』)と述べており、「甲斐碁鑑」では東の大関に列するほど、その囲碁への傾倒振りには知られるところであった。囲碁についての記述は、すでに明治十三年の『起業秀才 明治百商伝』(番号1)に見られ、『名流百話』(番号13)には、「若尾逸平、囲碁に酔ふ」と題して、大隈重信邸での次のようなエピソードが記されている。

若尾逸平、囲碁を好むこと、三度の食事よりも太甚し。一日大隈邸に於て、某客と烏鷺の争ひをなすや、敵手妙出殆んど防ぎ難し。逸平考案数時、遂に石を握りたる儘ウーンと昏倒して前後を知らざるに至る。乃ち水を吹き醫師を呼び漸く息

を吹き返へさしむ。後帰宅せしめんとするや、逸平曰く、『まア待つて下さい、今の勝負を片づけてから帰りましょう。』

三、伝記・評伝類記述の系譜・特徴

若尾逸平に関しては多くの伝記・評伝類が刊行されており、若尾自身の栄達やその長きにわたった生涯もあり、その記述も変化や成長も見られるが、叙述においては既刊の刊行物も参考としたであろうし、記述内容の系譜も指摘することができる。

数々の伝記・評伝類のなかには、大阪で刊行された『実業立志 日本新豪傑伝』(番号4)と『日本新立志伝』(番号6)のように、別の編者でありながら(発行者は同じ)全く同じ内容となっているものもある。

この前者の編者である篠田正作(城南)がその前年に発行した『明治新立志伝』(番号3)においては、若尾の出身地を「塚原村」とする誤った記述があるが、この間違いはその後の伝記・評伝類でも散見され、明治四十三年(一九一〇)刊行の『成功百話』(番号20)まで七作品にまで続く間違いの系譜となっている。このことから、既刊を種本にして無批判に叙述しただけの泡沫的な伝記・評伝類が横行していたことの証左と言える。こうした記述上の間違いだけでなく、年代や記述内容についても引き継がれており、書き継がれることによって「逸話」が「定評」化していった側面もあるだろう。

ただし、必ずしも正しいコピーがされているわけではないようで、『商人立志 豪商の雇人時代』(番号11)においては、「母の忠言を排しての上京」との章だてで、誕生後まもなく生母を、数え年十四歳で継母を失っているはずの若尾の母を登場させるくだりがあり、「トウトウ母親から僅かの旅費を調達して貰つて、喜び勇むで江戸に出た。然かも何の様な腹案があつたのやら。」と、上京の許しを

エピソードに紙数が割かれている。⁽⁶⁾

さらに『山梨県人物誌』では、若尾が明治十年代の紙幣価値の低迷の際に、横浜正金銀行から銀貨を大量に借入し紙幣と交換、その後の紙幣価値の回復をもって為替相場を中心に数十万円もの巨利を博したエピソードも初めて見ることが出来る。

また、若尾逸平の個性のひとつである書道への造詣についてのエピソードの初出も本書である。「年五十歳に至り初て家政整頓し、小事は托するに人あるを以て文学に志し、閑あれば則ち書を読み字を書し、自から榮と為すに及にべり」とあり、商売上の安定を得てからの「五十の手習い」であるとしている。「五十の手習い」については、『商海英傑伝』(番号5)には明治五年(一八七二)ごろ



若尾晩年製作の扇面(当館蔵)



若尾の碁盤(当館蔵)蓋内部に記された「明治二十年亥二月求之」の記述

の着手、『実業家奇聞録』(番号8)には「齢五十二にして始めて手習に従事し今は相応の能書となる」との記述もあり、山梨県や甲府町内の政財界に進出をしいった明治五年ごろに筆を持つようになったとしている。その一方で『当代の実業家 人物の解剖』(番号10)や『名家長寿実歴談』(番号12)では、若尾の貴族院多額納税者議員選任ごろからとする「七十の手習い」説もあり、『嗜好百種』(番号19)に至っては「老人が手習ひを始めたのは、世事を民造君に譲て、店の方一切を閑はぬやうになつてからで、ヤ、八十に手の届く頃からだ」と「八十の手習い」説を取っている。

実際に若尾が筆を執ることを好むようになった始期は定かではないが、「七十の手習い」説が指摘するように、貴族院議員就任ごろには頼まれて書く量も、若尾自身のことを報道される量も増えたことは間違いないだろう。『当代の実業家 人物の解剖』においては、若尾をして「当時新聞紙の議會瑣話が無学議員の一人として伝へたる所ならずや、書は以て姓名を記すに足るとは戦国武士の常態なれども、彼れは其初め姓名を記すだに覚束なかりしといふ」と酷評しているのだが、若尾が一代で昇りつめた立法府を占める議員という地位は学問や能書を求められる存在であるが、若尾の野武士的な前半生と驚異的な立身出世を支えたものは学問的とはかけ離れた「実力」である。同書の記述では若尾の「スビード出世」を可能にしたそうしたある種の知性や才能、器量といったものを、「無学」や「文盲」のイメージを読み手に与えることで、逆に際立たせる記述をしていると見ることもできる。

若尾本人に取材した『名家長寿実歴談』において、若尾は「其の時(筆者註 貴族院議員就任時 七十一歳)手蹟のまづいのが残念だと思つて手習ひを始めた処、何時となしに面白みが出来て来て今でも楽み半分遣つて居ますヨ」と述べている。若尾の貴族院議員や初代甲府市長などの就任、そして明治二十年代初頭の若尾らによる在京企業買収の拡大は、若尾の名声と地位を急速に高め、

十四頁にわたって、若尾の生誕から江戸への出奔、地元の葉煙草の商人としての旗揚げからはじまり、小仏峠で仕入れた法團扇を雨で損なったエピソード、最初の結婚の経緯、再出奔と甲府の商人としての発展、横浜開港に伴う同地への進出、外国人への水晶販売による巨利、若尾機械の考案、官軍甲府進駐時の混乱と若尾の発砲による威嚇、大小切騒動での焼き討ち、道路・学校の設立などの甲府町政への貢献、弟幾造らへの財産分与などが描かれ、同書発刊年の明治天皇巡幸時における奉迎と鯉魚献上についても記述されている。出身地が家塚村（「在」 欠 在家塚村が正しい）との誤表記や、水晶による利益が二千余両と他の評伝類と金額が異なる点（もつともこの水晶にまつわる金額は「二五〇〇両余り」が多数であるものの、評伝によってばらつきがある）などが指摘できるものの、同書が刊行された時点での若尾の主要なエピソードを余すことなく押さえている。

凡例には「諸氏ノ伝ハ多ク其人及ヒ其履歴ヲ詳知セシ人ニ就キ確實ナル説ヲ撰ミ、亦諸書ニ参考セシモノナレハ大概誤謬ナキヲ信スルモ、尚ホ遺脱等アラハ幸ニ覽者ノ高教ヲ乞フ」とあり、著者の取材と記述の方針とともに、同時代の共通認識に基づく記述であることと、参考とした何らかの種本の存在が示唆されている。本書の成立や、それ以前の若尾の伝記や評伝については、さらなる調査が求められるものの、この時点での若尾にまつわるエピソードの集大成と見ることもでき、その後の若尾の伝記・評伝類の基礎となった可能性も指摘できる。

明治二十年代になると、わが国の企業勃興および産業革命が進む経済発展の世相のなかで、若尾のような商業で「立身出世」を遂げた人物の伝記・評伝がその数を増やしていく。現段階では、明治二十年代に若尾を取り上げたものは六点、同三十年代は四点、同四十年代に入ると十三点にも上り、若尾の没する直前の大正元年・二年には三点が確認できている。

明治二十二年（一八八九）刊行の『山梨県人物誌』（番号2）には、『起業秀才 明治百商伝』で記述されたエピソードに加え、明治十五年（一八八二）の第十国立銀行における、頭取栗原信近との争いについての記述を初めて見ることができている。

明治十六年甲府第十銀行役員改選の事あり。此行は向に公益社と称せし合資会社の改て銀行となりし者にて、当時の頭取相原某は公益社の発起人たりしよりして継続以て頭取の地位に在る人なるが、自専の処置極めて多く甚だ世上の信用を失せり。若し今年にして尚ほ同人の重任するが如きことならば、株主は相率て背き去らんとするの趣ありて頗る危急の域に際したり。然るに阿諛の輩は尚ほ改選に異論を唱へ重任を依頼すべしと為し、議論分派して決する所を知らず。終に可否を起立に取らんとするに及びたり。時に君は取締役たりしが、決を取らば或は重任に至らんとするの機あるを見て、起て堂々其不可を鳴し、曰く宜く条例の明文に依て改選を投票すべし。何ぞ条例を措て之を起立に問ひ、然後に事を定むるが如き反則を為さん、と衆論を弁破したるを以て事漸く定まり。其投票を為すに及び、佐竹作太郎氏挙られて頭取となりたるを以て、行業の信用始て回復し破綻痕を取め今日の盛業を致せり。

栗原の名を「相原某」とし、創業以来同行の頭取を務めて来た相原が専横したために、若尾が綱紀の肅正を図ったとする内容で、相原を悪魔化したうえで主張は若尾の「正論」のみ記していることから、極めて若尾側に立った書きぶりである。のちの『若尾逸平』には、同書後半の「逸齋翁逸事」内の「翁と栗原梧園翁」にてこのエピソードを収録しているが、「翁は藤村県令の政策にも栗原翁の遺口にも反対の意見を持つて居た。何時かは堂々と戦はねばなるまいと覚悟して居た。」と、かなり中立的な表現が採用されており、明治四十五年の東宮山梨行啓の際、共に皇太子（大正天皇）宿舎である機山館に招かれた際の

別表1 若尾逸平の伝記・評伝(没時までのものおよび『若尾逸平』)

番号	書籍名	巻数	発行年	発行日	編著者	発行者	発行者所在地	章標題	所 蔵	備 考
1	起業秀才 明治百商伝	第二巻	明治13年	12月23日	竹内護亨	発兌元 東京出版会社	東京下谷練堀町	若尾逸平君伝	甲州(520)・国会	
2	山梨県人物誌	初 編	明治22年	11月26日	平野文	平野文	東京府芝区神明町	若尾逸平君伝	大木(8431)・国会	
3	明治新立志伝		明治24年	4月16日	篠田正作	中村芳松 発売所競争屋	大阪心斎橋北詰	若尾逸平氏	国会	
4	実業立志 日本新豪傑伝		明治25年	11月25日	篠田城南(正作)	岡本仙助	大阪市東区北久太郎町	若尾逸平君	国会	日本新立志伝と同一内容
5	商海英傑伝	第三編	明治26年	4月10日	瀬川光行(一気呵成斎主人編纂)	瀬川光行(大売捌大倉書店 富山房書店)	神田区錦町	若尾逸平君伝	国会	
6	日本新立志伝		明治26年	10月12日	河合東涯(寿造)	岡本仙助	大阪市東区北久太郎町	若尾逸平君	国会	日本新豪傑伝と同一内容
7	山梨人士伝評	第一巻	明治26年	10月31日	米山信八	米山信八	山梨県甲府市稲門村		甲州(478)	印刷所山梨県甲府市常盤町八番戸内藤伝右衛門
8	実業家奇聞録		明治33年	11月15日	実業之日本社(代表増田義一)	実業之日本社	東京市麹町区有楽町	(五七)若尾逸平外商をへこます(八八)若尾逸平書家を気取る(一四〇)若尾逸平の報怨以德	国会	
9	商海立志 明治豪商苦心談		明治34年	10月11日	岩崎祖堂(勝三郎)	岩崎鐵次郎 発兌元大学館	東京神田区鍛冶町	若尾逸平	国会	
10	当代の実業家 人物の解剖		明治36年	9月6日	実業之日本社(筆者:永田岳淵)	実業之日本社	東京市麹町区有楽町	若尾逸平を論ず	国会	「無学議員の一人、初め姓名を記すだに覚束なかりし」
11	商人立志 豪商の雇人時代		明治38年	9月26日	墨堤隠士	大学館	東京神田区錦町	若尾逸平	国会	「母の忠言を排しての上京、物を売るときは売り銭を用意すべし」
12	名家長寿実歴談		明治40年	9月28日	中村木公	増田義一(発兌元実業之日本社)	東京市京橋区南紺屋町	富豪若尾逸平翁	国会、個人	
13	名流百話		明治42年	2月1日	渡辺斬鬼	文錦堂	東京市神田区小川町	若尾逸平囲碁に酔ふ	国会	
14	実験立身策 官吏・会社員・商店員		明治42年	10月11日	藤田日東(栄三郎)	前川文栄閣	東京市京橋区中橋広小路	麦飯に舌鼓の若尾逸平翁	国会	
15	滑稽百話		明治42年	11月1日	加藤教栄	文学同志会(大月隆)	東京市神田区錦町	若尾逸平の盗み儲け	国会	
16	現代映中名士小伝		明治43年	2月27日	中村重造(香山)	中村重造	甲府市横近習町	若尾逸平氏	甲州(466)・国会	印刷所藤伝右衛門
17	苦学力行の人		明治43年	5月18日	永田岳淵	富田能次(発兌元富田文陽堂)	東京市神田区美土代町	第五章 七十年前九貫目の重荷を負ふて小仏峠を往来したる小男、今は富豪若尾逸平	国会	
18	無資奮闘成功家実歴 最新実業家立志編		明治43年	9月10日	実業力行会	樋口福三郎・源次郎(発売所樋口蜻輝堂・樋口隆文館)	大阪市千日前濱の側北へ入・大阪市南区三休橋鯉谷南入	武士に成り損ねて実業に成功した若尾逸平	国会	
19	嗜好百種		明治43年	11月25日	服部大喜弥(大夢)	服部大喜弥(大夢)	甲府市百石町	若尾逸平氏	国会	販売所柳正堂・徴古堂、朗月堂、眞盛堂
20	成功百話		明治43年	12月10日	大月隆	文学同志会	東京市神田区錦町	若尾逸平の艱難	国会	
21	立志訓話 精神修養		明治44年	5月5日	吉丸一昌	武田福蔵(発売所武田交盛館)	大阪市東区安土町	若尾逸平の無資本成功	国会	
22	成功者とその人格 処世修養		明治44年	8月20日	島田福太郎	春江堂書店(発行者 湯浅策策)	東京市日本橋区若松町	若尾逸平君	国会	
23	成功立志談		明治45年	1月10日	東華山人	岡村書店(発行者 岡村庄兵衛)	東京市浅草区下平右衛門町	恠傑若尾逸平	国会	
24	成功座右銘 名家家訓		明治45年	5月31日	河内夏山	岡村書店(発行者 岡村庄兵衛)	浅草区下平右衛門町	(百八) 若尾逸平	国会	
25	現代実業家立身伝		大正元年	10月5日	永川隠士	磯部甲陽堂(発行者 磯部辰次郎)	東京市日本橋区蛸殻町	若尾逸平	国会	
26	甲州見聞記		大正元年	10月17日	松崎天民	磯部甲陽堂(発行者 磯部辰次郎)	東京市日本橋区蛸殻町	高齢者の多い國・若尾逸平の足跡	甲州(675)・国会	発行所に磯部長平(山梨県甲府市鍛冶町)もあり
27	偉人成功の徑路		大正2年	3月19日	山田草人	岡村書店(発行者 岡村庄兵衛)	東京市浅草区下平右衛門町	若尾逸平氏	国会	
28	若尾逸平		大正3年	9月7日	内藤文治良	内藤文治良(発兌元博文館)	山梨県西山梨郡清田村(博文館は東京市日本橋区本町)		甲州(21824)・国会	

※所蔵欄の「甲州」は甲州文庫(山梨県立博物館蔵)、「大木」は大木家文書(同)で、カッコ内は資料番号。「国会」は国立国会図書館蔵。

二、若尾逸平の「ライフヒストリー」とその伝記・評伝

若尾逸平の生涯を語るうえで最重要の資料として、前掲の「若尾逸平一代図屏風」が挙げられる。この屏風には、若尾の九十三年近い生涯の波乱万丈に彩られたエピソードが描かれている。若尾の没後に描かれたであろう本作品に収録された逸話の数々は、若尾の若き日の挫折やその後のサクセスストーリーにおいて、代表的なものが抜き出されているものと言え、若尾の「正史」として確立した物語とも言える。そして、多くの伝記や評伝で同時代の共通認識として成立していた、若尾逸平像であるとも言えるだろう。まずは本作品に描かれた若尾のエピソードを挙げてみよう。それぞれのエピソードには、若尾の年齢と各場面に相当する内藤文治良『若尾逸平』の挿絵の掲載頁を添書きした。

【第一扇】

- ① 継母を弔う灯籠を自作する。(十四歳 五五頁)
- ② 故郷を出て江戸に向かう。(十九歳 九三頁)
- ③ 行商生活のスタートとして信濃へ桃売り。(二十二歳 一五六頁)
- ④ 最初の妻の不義を知る。(三十三歳 二二六頁)
- ⑤ 婿入り先の父母に養子の解消を告げる。(三十四歳 二四六頁)
- ⑥ 両国屋喜兵衛と綿商売で再出発。(三十四歳 二五七頁)

【第二扇】

- ① 練綿相場の下落で無一文になる。(三十五歳 二六五頁)
- ② 小仏峠で夕立ちに遭い、商品の火口と渋団扇を台無しにする。(二十三歳 一八一頁)
- ③ 再婚したはっ夫人が出迎える様子。(三十八歳 三〇二頁)
- ④ 緑橋付近の須原屋でのトラブルか。(三十六〜七歳 二七六頁)

- ⑤ 歟沢二階屋での支払いトラブルか。(三十六〜七歳 二八〇頁)
- ⑥ 外国人との初貿易。(四十歳 三五〇頁)
- ⑦ 若尾機械を考案し、製糸工場を設立する。(四十三歳 三八五頁)

【第三扇】

- ① 官軍甲府進駐直前の混乱に乗じた暴徒へ威嚇射撃。(四十九歳 四〇九頁)
 - ② 大小切騒動における焼き討ちの様子。(五十三歳 四二〇頁)
 - ③ 生糸価格の暴落を機に兄弟や手代への財産分与を行う。(五十七歳 四二七頁)
 - ④ 明治天皇巡幸に際し奉迎送。(六十一歳 該当挿絵なし)
 - ⑤ 貴族院多額納税者議員就任。(七十一歳 該当挿絵なし)
 - ⑥ 若尾公園(愛宕町)に寿像建設。(九十三歳 四七三頁)
 - ⑦ 最晩年の書を記す若尾。(九十歳代 巻頭口絵写真)
- (※年齢は数え年による表記による。)

屏風上の各場面とエピソードの同定については異同もある可能性があるが、若尾逸平の生涯の主要なドラマティックなシーンを挙げていられるものであり、『若尾逸平』の要旨をビジュアルに紹介している作品でもあることがわかる。若尾が没した大正時代のはじめに製作・編纂された「若尾逸平一代図屏風」と『若尾逸平』によって、若尾の生涯を彩るエピソードが「正史」として確立したとも言えるが、この両作品に結実した若尾の物語が、若尾の生前中からどのように語られてきたかを見てみよう。

若尾逸平の伝記・評伝について、山梨県立博物館と国立国会図書館の蔵書から対象となるものを調べた。この調査により、内藤文治良『若尾逸平』および前述の『甲州見聞記』を含め、二十八の評伝類(別表1)を確認することができた。管見の限りでは、現在のところ若尾の伝記・評伝で最古のものは明治十三年(一八八〇)刊行の『起業秀才 明治百商伝』(リスト番号1)である。同書では



明治45年当時の「若尾本邸」とされる写真(当館蔵)

松崎の記すところでは、今なお丈夫な肉体と老人となっても最小限の睡眠しか取らないこと、習字を日課とする「八十手習い」、少ない趣味としては囲碁を愛していること、粗食を旨としているが餅を大変好んで、朝から海苔を巻いた餅を七切れも食べることを記している。睡眠が少ないことや習字・囲碁・粗食は、若尾逸平の人物像を構成するキーワードとして、さまざまな伝記にも扱われているが、最晩年には若尾逸平像の一部として確立していたと言えるだろう。餅のエピソードについては『若尾逸平』にはさらに詳しく記されており、養嗣子民造たみぞうの妻幾久子（弟幾造の娘で若尾の姪にもあたる）が毎朝作る特製の餅であることが伝えられている。

もう一人は山田町やまだまちの若尾家のそばに居住していた名取淑子による『たどりしあと』に記された名取の幼年時代に目撃した、若尾の最晩年の姿である。

若尾さんの本家には、空襲でも焼け残ったほどの大きなお蔵があったんですよ。東の方にずつとならんで。

そのお蔵の中のハリへ、ブランコをつつてもらいましたね。勝世さん（筆者註 若尾璋しょうはら八三女）と、交互に乗って遊んでいたんですが、そのとき逸平さん（若尾財閥の創始者）が……。本当に忘れもしないんですよ。小さいおじいさんでしてね。キンキンの声でして。ヒョコヒョコ、蔵の中の私達のところへ出ていらつしてね。甲州弁丸出しでね。

「あれ、これが名取さんちのぼこけえ！」

ほんとうに……。いまもってその声が耳について忘れられないの。幼稚園のころですから明治四十二年ころだと思えますけれどね。

ああ、これが若尾逸平さんちゅう人かなあー、とね、思いました。

それから二、三年のちに、逸平さん、九十いくつかで亡くなりました。これが逸平さんにお会いした最初にして最後でした。勝世さんのひいおじいさんになるのかしら。民造さんのお父さんですからね。

名取にとつての若尾逸平は、「キンキン声」の鮮烈な印象とともに記憶されているものだった。「甲州弁丸出し」ということは、若尾の口調は甲府盆地西部「西郡にしお郡」の地域特有の方言を色濃く纏ったものだったのだろう。名取の見た若尾逸平は、名取本人の言にある明治四十二年（一九〇九）から「二、三年のちに」の範疇である同四十四年ごろの満年齢八十九歳から九十一歳の姿だったことになるが、小柄でありながら「ヒョコヒョコ」と出て来る様からは、いまだ活動力を失っていないことも類推でき、小柄でありながら馬力にあふれた往年の行商人若尾逸平の姿を髣髴とさせられる。

こうした同時代人から見た若尾逸平の姿や言行の記録は、その記録の目的や性質、バイアスを考慮する必要があるが、一定の価値観によって叙述される評伝上の若尾逸平像だけでは知り得ない姿をもたらされ得ると言える。また、実際に若尾に出会ったり、インタビューした人物の記録は、同時代人によって若尾逸平がどのように見られていたかというさまざまな視点のなかでは、創作性が低く資料性の高い立脚点とすることが期待できる。

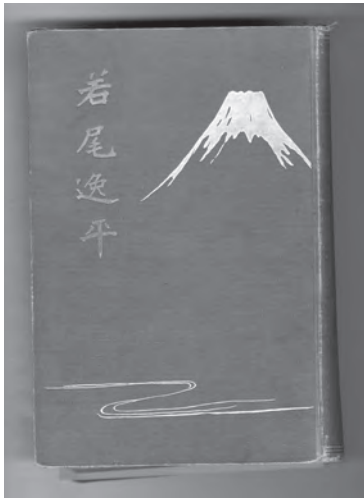
こうした同時代の視線のなかで、若尾逸平がどのように語られ、伝記『若尾逸平』として結実し、後世の我々にとつての若尾逸平像が確立するにいたったのか、その一端を次章以降で繙いていきたい。

いての理解を深める試みとしたいとも考えており、ひいては山梨県の近代史の理解の深まりにもつながっていく課題であると考えている。

一、若尾逸平の人物像

若尾逸平という人物のイメージを語るうえで、その形成の中心となっているのが「正史」とも言うべき内藤文治良『若尾逸平』であろう。同書は、文政三年十二月六日の若尾の出生から大正二年九月七日の死去とその後の葬儀にいたるまで、数々のエピソードを交えつつ、若尾の生涯を生き生きと描いている。同書と軌を一にする内容が、郷土画家である中澤年章²による「若尾逸平一代図屏風」³によってビジュアル化されており、若尾の生涯における注目のシーンの数々が、三曲一隻の屏風の上にて、紙芝居風な展開でドラマチックに描かれている。

『若尾逸平』は若尾の一周忌にあたる大正三年（一九一四）九月七日に刊行されており、没後に編集が開始され、丸一年の節目にあわせて完成させたものである。当然自叙伝のような本人の証言をとることは叶わず、著者の内藤自



内藤文治良『若尾逸平』（大正3年）

身の見聞をはじめ、『若尾逸平』後半の「逸齋翁逸事」に見られるような関係者の証言を取り入れつつ、既存の評伝などからも取材しながら編集を進めていったものと考えられる。本稿では、『若尾逸平』を結実点と見る同時代における若尾逸平

像の把握を進めていくが、その前に若尾に直接会っている二名が記す若尾逸平像について紹介したい。

まず一人目は、岡山県出身の作家・新聞記者である松崎天民⁴による『甲州見聞記』である。松崎は「東京朝日新聞」の記者として、折しも皇太子（のちの大正天皇）行啓に沸く山梨県を訪問しており、明治四十五年（一九一二）春の山梨の姿とともに、満年齢九十一歳（数え年九十三歳）、最晩年の若尾逸平に直面して、その様子を次のように記している。

一代にして稀有の大地主となり、巨萬の富を致し得た若尾逸平老人も、今は九十三歳の高齢者として、甲斐一國の宝物たり。耳こそ稍遠くなつたが眼も腰も確なもので、白髪蒼顔生来の強情張は、今に至るも衰へない。四十一年に赤痢を煩つて、危篤を伝へられても容易に死なず。今年一月尿毒症に罹つてからは、健康復昔日の様でないが、それでも朝は六時頃に起きて、夜は十一時にならぬと臥床に入らない。三年前の九十歳までは、漢籍を村上帰雲に就て学び、書は市河米庵の手に依つて、毎日唐紙に二十字づゝ書くと云ふ元氣、八十手習ひとは、真此の老人の事である。客を好んで能く語り、碁を囲んでは時の移るを知らず、脂肪濃い物は好まないが、蛋白な物は何でも食ふ。殊に好物は蕎麦と豆腐で、パンなども出せば頬張る。九十三歳でありながら、老人臭くないのが、逸平翁の異つた所。

何うして長命が出来ますかと、逢つて聞いて見ても笑つて答へぬ。芝居も講談も見ず聴かず、字を習つて書くだけで、書画骨董にも趣味を有たぬ。壮年から初老の頃を、多くは南船北馬で送つた。最も老人に珍とするは、餅を好むこと異常な一事で、大概朝は海苔に巻いた餅七切位を平気で食ふ。碁を囲んで居る折の如きは、無意識の裡に餅を食ふこと驚くばかり。

人は若尾逸平の長命を、今日の富に帰するけれど、人並勝れて餅を食つても、更に胃腑を害ねざる其の性来の健康體も、富貴長命の素因をなしたに違ひない。甲州一の分限者若尾逸平は、また甲州の代表的高齢者として記するに足る。

伝記資料からみる甲州財閥・若尾逸平像の再構築

小畑 茂雄



晩年の若尾逸平(『若尾逸平』より転載)

はじめに

甲州財閥の代表的人物である若尾逸平は、文政三年十二月六日生まれ(グレゴリオ暦換算で一八二二年一月九日)、大正二年(一九一三)九月七日逝去の満九十二年八か月の生涯であり、その生涯から二百年を迎えた。

若尾は初代甲府市長や貴族院多額納税者互選議員、鉄道会議員を歴任し、県内富裕層による鉄道・電力事業への投資を主導するなど、山梨県の近代史前半における政治・経済分野で最も大きな影響力を持った人物と言える。

山梨県の近代史の理解において、あるいは甲州財閥の実像を明らかにするう

えで、若尾逸平および若尾家についての研究を深めることの重要性は言うまでもないが、関東大震災や金融恐慌からもたらされた若尾家の事業的頓挫と解体によって、「若尾資料」などの一部の例外を除いて、若尾逸平に関する一次的資料や若尾家の家伝文書などは散佚してしまった。このようななかで、斎藤康彦氏の一連の研究¹⁾によって若尾家の経営動向が明らかにされており、甲州財閥の事業的な実態についての理解が大きく進展した。

その一方で、一代で巨富を築き上げた若尾逸平個人については、散佚した資料的な限界もあって十分に検証されていないと言える。現在では、若尾没後に刊行された伝記『若尾逸平』(大正三年刊)が若尾の「正史」となっており、生前から没後に数多く刊行された評伝によって語られ、ジャーナリストックであったり、あるいは立身出世主義に彩られた人物像が、現在の若尾逸平像を支配している。

このような伝記や評伝といった刊行物の資料性については、一般的には高く評価されないとあるが、若尾に関しては在世中から同時代による評価が数多くおこなわれており、評伝類においても若尾自身にインタビューしたことから、既刊からの丸写しのものまで、まさに玉石混交状態となっている。そこで、本稿においては若尾と同時代の評伝を主対象として、その記述内容を整理し、同時代の人々のなかで若尾逸平がどのように理解されていたかを考察するとともに、「正史」へ至る数々のエピソードの成立過程の一端を明らかにしたい。同時に若尾自身による証言を収集することで、若尾逸平の思考や活動の背景につ

- (14) 坂田家には、何年分かの欠損はあるものの、延宝六(一六七九)年の「御公用諸事之留」から明治六(一八七三)年の「御用日記」までが残存している。本稿では山梨県立博物館所蔵坂田家文書マイクロフィルムを使用した。なお冊子ごとに表題が異なるため、以下の行論ではこの坂田家の一連の日記史料を「公用日記」と呼称する。
- (15) 前掲註(5)「甲府市史」九二一〜九二五ページ。
- (16) 坂田家文書公用日記、安政五年八月二七日条。なお、引用史料中の傍線は引用者による。
- (17) このときの水野の立場は不明であるが、同年九月には駿府大目付に転任しているらしいことから(暴瀉病流行日記)、(安政五年)九月五日「駿府目付水野清六巡見につき達書」山梨県立博物館所蔵坂名井家文書、歴二〇〇五―〇五二―〇一三五など)、甲府では仮目付あたりを務めていたのであろうか。
- (18) 前掲註(5)「甲府市史」でも言及されている通り、このときの死者は三三の町で三〇三名を数え、病床にある者は三五町の二五三名に及んでいる。なお、同年九月二一日条では、九月中旬までの集計が行われ、死者は四百六名、病床にある者は四四一名となっている。この年に行われた人別改では、甲府の住民は一万一九九二名であり、死亡率を単純に割り出せば約三・三八%となる。
- (19) 坂田家文書公用日記、安政五年九月一日条。
- (20) 一、山崎久左衛門殿を以手紙談之儀有之ニ付、山手御役所迄罷越候様被申越候間、罷出候処、警女共御救筋之儀ニ付内談有之候(坂田家文書 公用日記 安政五年九月二二日条)
- (21) 山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五―〇三一―〇一八九三四。なお以下本稿では同資料を「触書写」と略記する。
- (22) 前掲註(21)「触書写」。
- (23) 現在、同名の神社は存在しないが、おそらく北杜市白州町横手に所在する巨麻神社のことであろうと考えられる。この「小山神社年中録」は現在、天保一四(一八四三)年から文久元(一八六一)年までの一九冊が残存している(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五―〇三一―〇七六九二―〇七七一〇)。
- (24) 「小山神社年中録」安政五年八月一日条。
- (25) 「小山神社年中録」安政五年八月二六日条。
- (26) 「小山神社年中録」安政五年八月二五日条。
- (27) 甲斐国に「大場」村は存在しない。大八田村(現北杜市)のことかとも考えられるが、横手村からはやや離れており、断定しがたい。
- (28) 『都留市史 史料編 近世Ⅱ』三九一〜三九二ページ、三四一号文書。
- (29) 彗星に関する記述が他地域であまり見られないのは、意識が及ばなかったためであろうか。「書かれなかった理由」の推定は極めて難しい。
- (30) 『都留市史 史料編 近世Ⅱ』四一〜四一三ページ、三五四号文書。
- (31) 史料に記載のある村は、下谷村、上谷村、十日市場村、夏刈村下組・上組、倉見村、境村、玉川村、四日市場村、小形山村、井倉村、古川渡村、川茂村、田之倉村、大月村、駒橋村、殿上村、猿橋村、小野村、上花咲村、下花咲村、小沼村上組・下組、加畑村、平栗村、金井村、中津森村、川棚村、真木村上組、藤崎村、下吉田村、上暮地村、中初狩村、下初狩村、葛野村・下和田村・強瀬村・浅利村・岩殿村・畑倉村、戸沢村、法能村、松山村である。ただし、葛野村以下四ヶ村は畑倉村の名主が兼任しており、松山村には名主などの記載がない。現在の都留市から西桂町、富士吉田市にかけての地域である。
- (32) 前掲註(4)「暴瀉病流行日記」。
- (33) なお白山は幕末まで越前国であり、越前藩が支配していた。以下の記述では全て「加賀国白山」と現れており、情報源の同一性を考える手がかりになるだろう。
- (34) 同類の史料については、後で触れる「Twitter」での紹介以後、様々な形で博物館や著者個人に情報が寄せられた。重複するものや間接的なものもあり、紙幅の制約も大きいため、ここで情報提供者全員のお名前を挙げることは差し控えるが、みなさまには心よりお礼を申し上げます。
- (35) 「安政雑記」安政四年「加賀白山両頭鳥」(国立公文書館デジタルアーカイブ、<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M1000000000000034278.html>)。
- (36) 「安政雑記」安政四年「両頭鳥之絵摺立御仕置」(国立公文書館デジタルアーカイブ、<https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M1000000000000034279.html>)。
- (37) 「吉田屋寛日記抄」安政五年八月三日条(「双葉町史」近世資料、一〇七五ページ)。
- (38) 名付け親は、小林可奈非常勤職員(当時)であった(丸尾依子氏の「教示」による)。
- (39) 当該ツイートはhttps://twitter.com/kaiseun_yjpn/status/124597107688145929。
- (40) このとき休止となったのは、常設展示・企画展示の観覧と資料閲覧業務であり、ミュージアムショップや貸室、外庭は利用が可能であった。
- (41) 四月八日に五月末日までの臨時休館と、「北斎漫画」展の一般公開中止が発表された。
- (42) 末尾の#はハッシュタグと呼ばれ、「Twitter」ではこれをつけておくと、同じタグを含むツイートを検索しやすくなり、まとめて見るのに便利である。このツイートでは、アマビエを検索した人に見てもらおうことを目的として、アマビエのハッシュタグをつけておいたのであった。
- (43) リツイートは自他を問わず、同じツイートを再投稿することであり、いいねはそのツイートのブックマークをつけ、後から見直すことができるようにすることである。いいねよりリツイートの方が拡散しやすく、多くの閲覧者を得やすいが、多くの利用者は心理的なハードルから、いいねをつけるだけにとどめる場合も多い。またひとつのツイートに対して両方することもできる。
- (44) この「甲斐の国のたからもの」展では「みんなで選ぶ展示品」と題し、収蔵品二〇点のうちから投票で展示品を選ぼう試みが行われた。そこで「暴瀉病流行日記」は二位に入選し、展示されることになった(一位は葛飾北斎「富嶽三十六景」)。それだけ人気資料に「成長」したということであろう。

(山梨県立博物館)

る事例の集積を続け、甲斐国以外の地域との比較検討も目指していきたい。

後半では、「ヨゲンノトリ」について、現時点での情報を整理した。現在進行中の事象ではあるが、ある時点で区切りをつけた情報を集積することにも一定の意義があると感じたためである。すでに述べた通り、現在、甲斐国において安政のコレラに関連する史料として把握されているものは数が少ないが、当該時期を含む記録史料は多数存在する。今回使用したのもその一部である。しかしそれらの記録は雑多な情報を含んでおり、そのままでは活用しづらい。時代がくだって大正時代の「スペイン風邪」になると、ほとんど叙述に使える史料が残されていない。様々な情報があふれ、その取捨選択が日を追って難しくなるなかで、今回の新型コロナウイルス感染症に関する騒動の一環として、これらの情報を整理しておくことにも、それなりの意義があるのではないかと考えている。

歴史資料に限らず、博物館資料の価値は多様であり、様々な評価軸が存在している。調査研究の進展や世の中の状況に応じて、資料の価値は常に変化するものである。学芸員は資料を扱う仕事であるが、資料だけを見ては動まらない。広く世の中一般の人々が、どのようなニーズを持っているかを把握して、適切な資料を紹介することもまた、重要な任務である。今回の「ヨゲンノトリ」をめぐる一連のできごとは、少なくとも情報発信にあたった筆者に、そのことを改めて痛感させてくれた。今後も過度におもねったり流されたりすることなく、調査研究の成果を適切に発信できるよう、その方法や内容について考え続けていきたい。

註

- (1) 代表的なものとして、高橋敏「幕末狂乱^{まがら}コレラがやって来た」(朝日新聞社、二〇〇五年一月、後に「江戸のコレラ騒動」(角川ソフィア文庫、二〇二〇年一月)として再刊)をあげておく。
- (2) 大月市郷土資料館ホームページ (http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/bunka/shisetsu/images/korera_kaisetsu_web.pdf)、二〇二一年一月二二日閲覧。
- (3) これまでに刊行されている県内の自治体史で、安政五年のコレラについての記述がみられるのは、『東山梨郡誌』(一九一六年七月)、『上野原町誌 上巻』(一九七五年七月)、『大月市史 通史編』(一九七八年二月)、『甲府市史 通史編 第二巻 近世』(一九九二年三月)、『都留市史 通史編』(一九九六年三月)、『塩山市史 通史編 上巻』(一九九九年三月)、『富士吉田市史 通史編 第二巻 近世』(二〇〇一年三月)、『西桂町誌 本編一』(二〇〇三年二月)、『山梨市史 通史編 上巻』(二〇〇七年三月)のみである。
- (4) 『安政五年暴瀉病流行日記』(『甲斐志料集成 第十二、甲斐志料刊行会、一九三五年三月)、『一七一 市川喜左衛門「暴瀉病流行日記」』(『山梨市史 史料編 近世』、山梨市、二〇〇四年一月)など。
- (5) 『甲府市史 通史編 第二巻 近世』(甲府市、一九九二年三月)。
- (6) 以下、「暴瀉病流行日記」の分析にあたっては前掲註(4)、『山梨市史 史料編 近世』所載の翻刻を底本とし、適宜「暴瀉病流行日記」原本(山梨県立博物館所蔵頼生文庫、歴二〇〇五―〇〇八―〇〇三七八)を参照する。
- (7) 安政五年のコレラ流行時の三峰神社をめぐる動向については、前掲註(1)高橋著書「安政五年の武州秩父三峰神社」を参照。
- (8) 『甲斐国志』には那賀郡神社としては立項されていないが、同じ上釜口村には「赤ノ浦権現」についての記述があり、おそらくこれが現在の那賀郡神社につながっているものと考えられる。
- (9) 石川博「燈籠仏や浮世絵に見る近世の善光寺」(『甲斐路』八九、一九九八年一月)。
- (10) 七貫一八八文を二八軒で割ると、一軒あたり二五六文ほどとなり、計算が合わない。規定よりも多く支出した家がいくつかあったのだろう。
- (11) 平山敏治郎「取越正月―文献と伝承について―」(『民間伝承』第一三巻第一号、一九四九年一月)、同「取越正月の研究―日本民族信仰の伝承学的考察―」(『人文研究』第三巻第一〇号、一九五二年一月)など。
- (12) 安政五年八月二二日の日付をもつ「療治方」は、写しを含めて県内各所で多数確認され、当館の所蔵品のなかにも「悪病流行致候二付御触流」(山梨県立博物館所蔵甲州文庫、歴二〇〇五―〇〇三―〇一八九三三)など、複数存在している。なお「療治方」そのものの日付と、公用日記などの記録類に「療治方」が現れるまでには数日のタイムラグがある。この点にも注意が必要であろう。
- (13) ただし「其外人別無之分不数知」、すなわち人別に記載されていないものについては数がわからないという注記がついている。

を浴びるようになるのは、令和二(二〇二〇)年四月三日に山梨県立博物館の「Twitterで紹介して以降である⁴⁰⁾。これについて、二月からの状況とあわせて整理をしておきたい。

二月から三月にかけて、国内の新型コロナウイルス感染症への感染者数はさほど増加しなかったものの、海外での爆発的な流行拡大をうけ、国内でも徐々に自粛ムードが強まりつつあった。多くの博物館・美術館が「当面の間」の休館を発表するなか、二月二十七日には、山梨県立博物館でも一部業務を二月二十八日から三月二〇日まで休止することを発表した⁴⁰⁾。三月一四日に予定していた「北斎漫画」展の開幕も、それに合わせて二日に延期されたうえ、三月一九日には業務休止期間が延長されたことをうけ、展覧会の一般公開はさらに延期され、やがて中止となった⁴¹⁾。三月二四日には東京オリピックの延期が発表され、週末の外出自粛が政府や都道府県から要請されるようになっていく。

展示の公開という、これまで当たり前に行ってきた活動が長期的に不可能になるなかで、公立の博物館としてどのように活動をアピールしていくかが課題として認識され、他館のひそみに倣って、職員が自発的に常設展示や「北斎漫画」展の内容を「Twitter」などで少しずつ紹介するようになった。その「Twitter」では、二月下旬ころから「アマビエチャレンジ」と題して、様々な人々が、妖怪アマビエの絵を描くというブームがあった。アマビエは、京都大学附属図書館が所蔵する瓦版に描かれた妖怪で、疫病が流行した際には自身の姿を写して人々に見せよと語ったとされている。同じような疫病除けの妖怪として、白羽の矢が立ったのが「ヨゲンノトリ」であった。

四月三日、「ヨゲンノトリ」の画像を添えて、「【ヨゲンノトリ】当館蔵の「暴瀉病流行日記」には、安政4(1857)年12月、加賀国白山にあらわれた「ヨゲンノトリ」が描かれています。頭が2つの不思議な鳥が、翌年に流行するコレラを予言し、「私の姿を朝夕に拝めば難を逃れることができるぞ」と言ったとされています。#アマビエ #ヨゲンノトリ」というツイートを行った⁴²⁾。ウェブでの盛り上がりや遅れて、ようやくテレビでアマビエが話題になったころでもあり、ツイート直後から数多くのリツイートやいいねをされた⁴³⁾。令和三年

二月七日時点でリツイートは九、三六一件、いいねは一三万二、二二一件を数え、インプレッション(ユーザーがこのツイートを見た回数)は実に一、三九万四、一三三回に上った。もちろん当館の「Twitter」では空前の数値である。

四月一〇日の山梨日日新聞を皮切りに、新聞掲載も相次いだ。さらに同二三日には全国ネットのワイドショーで取り上げられ、大きな反響を実感することになった。すでにこの時点でいくつかの業者から、「ヨゲンノトリ」を商品に使用したい旨の申出があったが、同二七日には県内の事業者を対象に、画像の使用料を免除することが発表された。これをきっかけに「ヨゲンノトリ」グッズが多数生み出されていくことになる。さらに商業利用だけではなく、一般の方が描かれた「ヨゲンノトリ」のイラストも多数寄せられた。博物館の開館を願うメッセージを伴うイラストに、思いを共有する人々の広がりを感じることができた。

五月に入ると、当初は五月末とされていた休館期間が短縮される見通しとなり、同一五日、山梨県立博物館は二日からの営業再開を発表した。開館すると、当然「ヨゲンノトリ」を実際に見たいという声が寄せられてくる。そこで営業再開にあわせて、常設展示室で「暴瀉病流行日記」を展示することになった。初夏のシンボル展、夏の企画展は延期とされたが、秋の特別展「未来へ伝えたい 甲斐の国のたからもの」展は開催される見込みとなり、そこにも「暴瀉病流行日記」が展示されることになった⁴⁴⁾。このように、「ヨゲンノトリ」が話題になることで、「暴瀉病流行日記」という史料の存在も広く認識されることになったのである。

おわりに

本稿の前半では、いわゆる安政のコレラについて、甲斐国における流行状況を瞥見した。史料の制約もあり、全体像の把握には遠く及ばなかったものの、甲府城下町・巨摩郡・都留郡での流行がほぼ同時に進行したことや、その記述に共通点が多くみられることなどを指摘した。ただし巨摩郡南部など、今のところ情報が把握できていない地域もまだ多い。今後もそうした空白地域におい

流行日記」に書き留められた鳥にまつわる伝承は、江戸近辺で創出されたものである可能性が高い。甲斐国にまつわる霊山としては富士山が著名だが、このような不思議な伝承と関連付けるには富士山はあまりにも近すぎると考えられたのであろう。人々には霊山としてよく知られているが、富士山に比べて遠方であり、実否を容易には確認できない場所として白山が選ばれたものと考えられる。

同じような双頭の鳥が描かれた史料が、他にもいくつか確認されている³⁴。たとえば藤川整斎の「安政雑記」の記事に、次のようなものがある。

〔史料8〕

○安政四年丁巳

此度加賀国白山ニ両頭の鳥出、申けるハ、世の人九分死ぬ難あり、依之我姿を朝夕見る時は、其難義を通る、也、我ハ熊野権現の使なりと云、此節世上専ら流行、我人共ニ此図を写すなり

この文字の下に、双頭の鳥らしき鳥を描いている。「ヨゲンノトリ」が白と黒の二つの頭を持つのに対し、この双頭の鳥は頭が二つとも白く描かれている。喜左衛門が書き残した内容と一致する部分も多いが、白山に現れた時期や「世の人九分死ぬ難」がいつ起こるかについては示しておらず、さらに難を免れるにはこの絵を見るだけでよいとする点も異なっている。難の起こる時期を指定しないということは、ここでいう難が必ずしもコレラなどの流行病だけを想定したものではないことになろう。なお、この記事には続きがある³⁵。それによると、鉄五郎らが住所も知らない者から双頭の鳥が描かれた一枚摺の絵を買い取り、常五郎に摺らせて販売して利得を得たことが不届きとされ、江戸処払いの処罰をうけた。さらに版元の常五郎も過料五貫文に処されている。鉄五郎が入手して頒布する安政四年以前、すなわち喜左衛門が甲府で「ヨゲンノトリ」を見る一年以上前から双頭の鳥の摺物が流布していたことや、この「奇怪」な摺物の流布を幕府が規制していたことがわかる。

さらに、次のような記録が『双葉町史』に掲載されている。

〔史料9〕

○流行之悪病除ニ両頭ノ鳥一羽、白紙ニ書、門口又ハ家ノ内ニ張置事、此鳥ハ加賀ノ白山ニ出現ノ鳥之由

この文字の下に、双頭の鳥の絵と、金棒を持った鬼のような絵が描かれている。この双頭の鳥は頭が二つとも黒く、黒一色に塗りつぶされ、目なども描かれていない。福島県域でも、安政五年の八月から九月にかけて各地でコレラが流行した。コレラを避けるために、ここでは双頭の鳥の絵を描き、門口や家内に掲示することが指示されている。いっぽう、この鳥が白山に出現したものであること以外の情報はなく、災難からの救済は明示されていない。

他にもいくつか類例がみられるが、多くは「安政雑記」と同様の姿の写しであり、双頭の鳥を描きながら、その頭を白と黒に塗り分けている事例は、今のところ「ヨゲンノトリ」以外には確認されていない。喜左衛門の写し間違いの可能性もあるが、おそらく喜左衛門が甲府で見た鳥はこのような塗り分けの姿であったのであろう。

安政のコレラ流行以前から「奇怪」なものとして存在した双頭の鳥は、コレラという「世の人九分通死ル難」をうけて、何者かによってその見た目や性格、予言の内容を変化・具体化させられ、人口に膾炙したものと考えられる。その予言は病気の流行をうけて、いわば後出しで付けられたものであったが、人々はまさに藁にもすがる思いで、その姿を神棚に祀り、拜んだのであった。

(二) 山梨県立博物館と「ヨゲンノトリ」

「暴瀉病流行日記」は、『甲斐志料集成』に掲載されて以来、幕末の甲斐国の社会状況や民俗を物語る史料として様々に活用されてきた。頼生文庫のうちの一点として、山梨県立博物館開館時に山梨県立図書館から移管されて以降、常設展示や企画展示のなかで何度も紹介してきた史料である。平成二六(二〇一四)年に当館で開催した「幽霊・妖怪画大全集」展とあわせて開催された「やまなしの幽霊・妖怪」展での紹介にあたって、「ヨゲンノトリ」と名付けられたという³⁶。

今回の新型コロナウイルス感染症の流行と関連して、「ヨゲンノトリ」が脚光

コレラの流行は、当時の人々の認識どおり、東から順に進行したものとみてよ
いだらう。

巨摩郡の例でみたとおり、甲斐国内でもその発生時期には差があったが、多
くの記録では七月下旬から九月にかけてコレラが流行したとしている。ただし、
これらの記録の多くが、リアルタイムで書かれたものではなく、後からまとめ
られたものである点には注意が必要であろう。流行の時期についての記述が、
あまりにも符合しすぎている感がある。コレラの予防や治療に関する情報と同
様に、流行時期についても情報は流布していたはずであり、そうした情報に基
づいて記主の記憶が修正されている可能性があるのではなからうか。今後も県
内を中心に事例を集積し、コレラやその関連情報の伝播のスピードを踏まえ、
より細かく分析を加えていく必要があるだろう。

三 「ヨゲンノトリ」の登場

(一)「暴瀉病流行日記」での「ヨゲンノトリ」

さて、「暴瀉病流行日記」には、七月末から八月初頭とみられる時期に、次の
ような記述が現れる。

〔史料7〕

如図なる鳥、^(安政四年)去年十二月加賀国白山ニあらわれ出て、^(安政五年)申て云、今年年八
九月の比、世の人九分通死ル難有、依テ我等か姿を朝夕共ニ仰信心者ハ、
かならず其難^(が脱)のるべし与云々

是

熊野七社大権現御神武の鳥ニ候旨申伝

今年八・九月至テ人多死ル事、神辺不思議之御つけ成、又云、世上あまり
おごりニ長し、上下共ニ古の事ヲわすれ、只麗成巳ニ身をかた向、上たる
人は下ヲあわれむなく、下ハ只先ニ云おごりニ長し候斗ゆヘニ、諸神諸仏
のいましめ成与、諸人一統ニ申伝

依テ右御姿ヲ家々神棚ニ祭テ、神武御鳥ト信心ス

式寸

諸
規氏將孫内懐中御守
民
諸
来

四寸

上ノ図如なる紙二書、門口ニ張者不幸
無之与申、甲府町々者軒別ニ張出申候
事

図のような、頭が二つあり、その片方が白く、片方が黒い鳥が、去年一二月
に加賀国白山（現石川県白山市）に現れた。この鳥は、「この午年の八・九月こ
ろに、世の中の人が九割死ぬ難が起こる。そこで我らの姿を朝夕共に仰ぎ、信
心するものは、必ずその難を逃れることができる」と語った。これは「熊野七
社大権現御神武の鳥」であると言われていた。安政五年の八・九月に人が多く
死んだ、これは神辺不思議のお告げであった。またある人は、世の中があまり
驕りに長じ、上下ともに昔のことを忘れ、ただ贅沢なことだけに心を傾け、上
に立つ者は下を憐れむことがなく、下の者はただ驕りに長じているばかりであ
るため、神仏がこのようにして



戒めたのだといった。そこで右
の姿を家々の神棚に祀り、「神武
御鳥」として信心をした。さら
に「規氏將孫内懐中御守」など
と書いた縦四寸、横二寸の紙を
門口に貼れば不幸がなくなると
いい、甲府の町々では軒ごとに
これを貼り出していたという。

白山は八世紀に泰澄によって
開山された霊山として知られ、
白山比咩神社・白山寺を拠点と
して、長らく山岳信仰の一つの
核をなしていた。しかし白山近
辺には右の鳥にまつわる伝承は
確認することができず、「暴瀉病

るものの、正確な数値はわからない。

これまであまり注目されてこなかった巨摩郡北部でのコレラ流行のようすをみてきた。葦崎や小淵沢という大きな宿場町では多数の死者が出ており、村方でも数人から数十人ほどの犠牲者があった。いっぽう、コレラの流入が甲斐国では遅い地域であったこともあり、コレラに伴うさまざまな情報や噂もほぼ同時に流入したことがこの地域での特徴と言えるだろう。その対処や予防法は、甲府で語られていたものとはほぼ同じであり、甲府で語られていたものがほとんどそのまま持ち込まれたものと考えられる。

(三) 都留郡の状況

右に見た記録類では、甲斐国でコレラが流行するルートとして、江戸から都留郡を経由して甲府盆地に至るといふ認識が示されている。このこと自体が甲斐国と江戸との関係や甲州街道の重要性を示すように思われるが、その経路である都留郡における流行のようすはあまりよくわかっていない。同時期の記録も少ない地域ではあるが、『都留市史』や『富士吉田市史』には、関係する史料がいくつか収録されている。

『都留市史』に掲載されている「コレラ流行に付記録」と題された史料は、古川渡村（現都留市）におけるコレラの流行状況の記録であると考えられている。意味が取りづらい部分もあるが、これによれば、この地域でも安政五年七月下旬からコレラが流行し、八月中旬までに、八〇軒で四五人が亡くなった。人々は仕事を休み、昼夜念仏をあげ、医者や行者が逼迫するといった混乱に陥った。八月月上旬には病気で頓死するのと同様に責殺されるものもあり、全快したものは二〇人ほどであった。狐や狸の仕業であるとか、異国船が乱妨をしているためであるといった、病気に關する様々なうわさが飛び交うようになる。さらに北の空に明るい星が見え、人々はこれを病難流行の顛れとして昼夜拝んだ。八月下旬には病難が去ったことから、先の星をほうき星と呼んだ。九月になると病人は一人も出なくなったため、人々は仕事に戻っていった。

七月下旬からのコレラの流行、八月の社会の混乱、噂話の流布、九月の終息

という流れは甲斐国以外の地域と同様である。また横手村で目撃されていた彗星が、ここでも目撃されていることから、おそらく甲斐国のほぼ全域で観測できたものと考えられる。²⁹⁾

続けて下谷村（現都留市）近辺の状況をみていこう。「下谷村外三か村よりコレラ流行救助方に付非常備金ならびに御困粉拝借願書」は、下谷村・上谷村・十日市場など、都留郡の三八ヶ村が連名で谷村役所に提出した歎願書である。³⁰⁾ ここでも流行は七月下旬から始まっており、八月にかけて村々の七・八割の人々が病気にかかり、多くの人が亡くなった。中には一家が全滅したものもあり、恐れを抱かないものはなかった。すでに病気を患ったものは、生死の境をさまよひ、尋常のようすではなかったといひ、禰宜や修験者に昼夜を問わず祈祷をさせて日々を送ることになった。この歎願書が作成された九月ころには状況は落ち着いていたが、病人たちは治療をうけねばならず、病気にからなかったものたちは病人や病死人の世話にかかりきりになってしまったため、七月以来農業などを一切できずにいた。そのため人々は日々の暮らしに差し支え、途方に暮れるようになった。たださえ都留郡は富士山の北根方にあたり、焼砂が混じる地味のよくない場所であり、平年であってもさほど作物が実らないところだといふ。昨年末の大雪で、麦の根が腐ってしまう被害が出ており、種麦さえも失う状況になっている。それに病災が続き、さらにこの秋はことのほか不熟で、畑作は皆無同様であり、田作も三・四割ほどしか収穫が見込めない。さきに年貢の減額を願ひ出たが、容易なことではないとされ、地主たちが小作粉を引き下げるなどして対応した。しかしこのように連作が続いており、さらに「前代未聞」の病災が諸国を襲ったため、特産の織物も売れず、このままでは村々は行き詰ってしまう。ようやく病災が収まっても、飢餓に至ることが目に見えるので、拝借米をお願いしたい、というのである。

拝借米の歎願という史料の性格から、多少の誇張はあるにしても、大筋では事実を反映しているとみてよいだろう。このように、都留郡でも七月下旬から八月にかけてコレラの流行が拡大したことがわかる。また甲府や巨摩郡の事例と比べ、一村あたりの患者・犠牲者数が多い点も注目される。甲斐国における

の返答であった。その奇病は、一兩日病めばたちどころに死んでしまう。七月二三日ころから市川では一一人ばかりがなくなつたといひ、多い日には一日一七人も亡くなつたのだという。また近辺では台ヶ原宿の酒屋の番頭が、甲府へ用事に出かけ、その帰り道に葦崎で亡くなつた。

「小山神社年中録」において、安政のコレラとみられる流行病のようすが記された最初の部分である。七月下旬から流行のみられた甲府近辺からやや遅れ、八月一〇日過ぎに流行の兆しが見えていることがわかる。おそらくこの時点でコレラについての情報がすでに入っていたのであろう。すぐに百姓代らが神社に祈禱の依頼をしている。七月二三日ころに一〇〇名を超える死者が出たという「市川」は、人数の多さや流行の時期などから、「暴瀉病流行日記」に現れる市川村ではなく、市川大門村（現市川三郷町）のことであろうか。

日記の続きをみてみよう。

〔史料5〕

十六日結願ニ付村中人別千垢り、十八日諏方高嶋迄大小修復ニ行、別紙ニ有、諏方一宮江勸願所ト云額を揚、是ハ今度アメリカニ付始めてかけ候也、十九日夜雨、雨少し、廿日夜雨、廿一日雨少し、公方様御薨御、此間中鳴もの停止奉申、家定公様申君也、廿日諏方表右帰宅、同日原組佐左衛門死ス、廿一日雨少し、大雨、同日葬義、此間中夕かた宮座山辺の前方江は（音思）うきぼし出る、廿二日雨少し、夕かた冷氣、廿三日同日村中原組薬師堂江集り、それ右原組百万遍、尤家別、廿四日新居本村西組家別安福寺取もの良兵衛ニ結願也、当社・本了院ハ寺社の社堂■ニて祈禱、のり入八切ニて御札百十枚出ス、廿四日安福寺大般若修行、村中人別ニて和尚ニ付添て新居丁始ニて歩行、尤ひる前ニ相帰

一六日には祈禱が終わり、千垢離を行った。一八日には信濃国の高嶋（現長野県諏訪市）まで神主の刀の修復に行っている。同地の諏方一宮（諏訪大社）には「勸願所」という額が掲げられていた。これはアメリカ人が来たことに対してかけられたものだといふ。一九日から二一日まで雨が続いた。二〇日には横手村に戻り、二一日には將軍家定の訃報と鳴物停止令が通達されている。さ

らに同じ二一日には、宮座山近辺で箒星が目撃された。二三日には百万遍の念仏が執行され、二四日には村内新居組の良兵衛宅で結願し、本了院は糊入紙を切り分けた祈禱札を配っている。さらに安福寺では大般若經の転読が行われ、住職が村内を巡った。

ここには病氣そのものについての記述は見られないが、降り続く雨、各地の神社で続けられる祈禱、信濃一宮である諏方社にアメリカ人対策として掲げられた「勸願所」の額、將軍家定の訃報、はては箒星に至るまで、さまざまなきごとが人々の不安をおおつたものとみられる。

〔史料6〕

廿六日四ツ時方雨、夜雨、廿六日雨、夜迄、袖鏡とか雲端本ニ、文政年中此病はやると有申候、その時もやはりちより（ろ脱之）ちよりと申せし也、是ハ慥成事也、下筋ハにらさき辺迄、それ右川路通りニハ病人無之、逸見筋ニハ有之也、八月三日・四日比右江戸表ニて御書上の死人一万八千八十人、病人八千六百人、イギリス国方コレラト申地疫れの腹痛うつり来ル

二五・六日も雨が続いた。「袖鏡」という本に、文政年間にこの病氣が流行つたとあり、そのときも「ちよりころり」と言っていたのだといふ。このときの流行は葦崎近辺までであり、そこから「川路通り」では病人はなかったが、逸見筋にはみられた。八月三・四日ころ、江戸では死者が一万八、〇八〇人を数え、病人は八、六〇〇人であったといふ。またこの原因であるコレラを、イギリスから持ち込まれたものとしている。

流行病への対処を探るため、過去の記録も参照され、文政二年のコレラ流行のようすが示されている。その時の甲斐国内での流行地域にも言及しているが、文政二年のコレラ流行時には、葦崎以南の釜無川・富士川流域では流行がみられなかったといふことだろうか。

甲府でコレラが終息しつたあつた九月一〇日過ぎには、この地域でも病氣の流行が終息に向かつていたらしい。一日には「大場」村に祈禱札を送っている。一七日には甲府で八〇〇名あまり、葦崎で八〇〇名あまりが今回の病氣で亡くなつたという知らせが入った。いずれもこれまでみてきた史料の数値とは異なる

の記述の多くは、先に見た坂田家の公用日記と同様に、幕府などからの触・達
の写しである。しかし、この「触書写」には一ヶ所だけ、「私日」から始まる、
名主の私見を記したとみられる部分が確認される。ここでは、まず七月上旬の
將軍家定死去について触れたうえで、コレラの流行について次のように記して
いる。

〔史料3〕

七月下旬頃より東海道小田原辺より悪き病起り候由ニ而、江戸表者勿論、
并所々国々城下ノ大流行ニ而、其病症わつらい候時、先わくらん之様ニ而、
吐瀉アケルクダスしきりニして、惣身ひへ、忽ミやくたへテなし、医師も手当可致様なく、
当惑之内兩三日ニ死ス者おひたし、先当国甲府ニ而も七月下旬ハ八月中、
日々五・八人位ハ廿人位ツ、死人有之、其外葦崎杯ニ而も八月中ニ百人も死
し候由、逸見郡中ニ而も御用下り等も一円人馬通行なし、逸見ニ而小淵沢
大流行、其外村々甲府辺ハ奉公ニ参り居候者病付、被送届ノ候連中ニ而死
スもあり、村先江来テ死もありキ、症即座うつる病ニ而、人々おそるゝ事
大へんなり、右ニ付前書有之候 御公儀様も御達し向種々有之、尚又御
役所方村々江 疫神退散之御書付も一村一通ツ、被下置候

七月下旬ころ、小田原近辺から「悪き病」が起り、江戸をはじめとする諸
国で流行した。その病にかかると、まず惑乱したようになり、頻繁に吐瀉して
体が冷え、たちまちのうちに脈が絶えるのだという。医者も手の施しようがな
く、当惑するうちに三日ほどで亡くなるものが多数あった。甲斐国内でも甲府
で七月下旬から八月中にかけて流行し、当初は一日に八人ほどが亡くなってい
たが、そのうち死者は一日二〇人ほどにもなった。その他に葦崎などでも八月
中に一〇〇人が亡くなったという。逸見郡中では街道を通行する者もなく、ま
た小淵沢でも大流行した。その他の村々では、甲府に奉公に出ている者が感染
し、郷里まで送り届けられる途中に亡くなったり、村の近くまで来て亡くなる
ものもあった。即座に移る病であり、人々はこれを大変恐れた。幕府からも様々
な通達があり、代官所からは「疫神退散之御書付」が一村に一通ずつ配られた。

この記事は、おそらく安政五年八月に書かれたものとみられる。具体的な数

値にはにわかに信を置くことができないとしても、これらの地域においても「大
流行」と書かれるほどのコレラの流行があったことがわかる。この後の記述に
よれば、村内の寺院で大般若経の転読が行われ、村々には祈禱札が配られた。
九月中旬ころから段々とコレラの流行が終息し、結局谷戸村での死者は一人で
あったという。

もう一つ、史料から巨摩郡北部における流行状況をみておきたい。「小山神社
年中録」と題された、横手村（現北杜市）に所在した神社の神主横手千淵によ
る日記である。これによると、横手村でコレラの影響がみられるようになるの
は、八月に入ってからであった。

〔史料4〕

江戸表、或ハ郡内道ニテハ頓死之病氣マツ流行ニ付、同日西組武兵衛様婚姻先
才（妻以下同）、二日中死去ニ付、北下條村今福彦助娘也、是ハ原組長兵衛才与成しか、
此間中りゑん之上右之次第、酒ニテ被招、十三日丁内限り千垢り、同病氣
無之様心願ニ付、同日原組百姓代市郎左衛門、本村瀬兵衛両人ニテ、江戸
表或ハ郡内村・甲府市何れニテ奇病流行ニ付、村内静謐之夜三日修行いた
しくれ候様無心ニ来ル、則十四日修行ニ取かかる、本了院・安福寺同断、
何れも社頭江相集りくれ候様頼ミ候処、兩人相こたえ候ハ、銘々道場有之
ニ付、それにてつとめ候よし相こたえ候、其奇病と云ハ、一兩日やミ候得者、
立処ニ死去す、先月廿三日比ハ市川ハ百十四人斗り死スト云、其内多き日
ハ一日二十七人斗り死スト云、此辺ニテハ大ケ原酒や番頭、甲府表江用事
二行、その帰るさ（重職）にらさきニテ死ス

江戸表や都留郡において「頓死之病氣」が流行しており、それによって西組
の武兵衛の妻が八月一二日に亡くなった。一三日には村内で千垢離が行われ、
病氣平癒が祈られた。同日、百姓代の市郎左衛門と瀬兵衛が、江戸や都留郡、
甲府で「奇病」が流行していることをうけて、村内静謐の祈禱をしてくれるよ
うに頼んできた。そこで小山神社では一四日から祈禱を開始し、同じく横手村
の本了院や安福寺でも祈禱が行われた。小山神社からは、本了院や安福寺から
も神社に参集してくれるように依頼をしたが、それぞれの道場で勤行をすると

ろう。

坂田家の公用日記が甲府の町のようすに触れるのは、なんらかの形で行政にかかわる場合が多い。九月一日には、山手役所から暴瀉病の「療治方」が触れ出され、同三日には流行病による死者と「煩居候者」、すなわち病床にある患者の数が調査された¹⁸⁾。同九日、勤番支配は難澁者に対する救恤を打ち出し、それに先立って難澁者について調査するように町年寄を通じて町に命じている。同二日には柳町・魚町など甲府城下町の各町の家持惣代が連署して、安値による米の払い下げを願っている。これは町の自主的な救恤願いではなく、幕府や勤番支配による救恤の意向を踏まえたいうえでの、形ばかりの請願であった。同二四日、難澁者の調査が一通り終わり、勤番支配への報告がなされたのち、翌一五日には救恤策が触れ出された。コレラでの死亡者の遺族と、コレラに罹患して窮乏した者に対し、男は一人あたり玄米を京升で五升、女には三升、さらに味噌を一〇〇匁と塩を一合ずつ配給することとされ、町々に御救小屋が設けられた。このとき救済の対象とされたのは合計一二〇九名で、四八石二斗九升の米、一二〇貫九〇〇匁の味噌、一石二斗九合の塩が与えられた。同二六日には坂田与一郎が山手役所に参上し、救恤への礼を述べ、骨折りに対する褒美として金一〇〇疋を与えられている。続いて同二九日には次のような記録がある。

〔史料2〕¹⁹⁾

一、横近習町名主忠右衛門来、町内警女座元かん儀、仲間之もの四十九人有之候処、御停止ニ付相慎罷在、然ル処此度流行之病氣相煩候者も有之、一同極困窮いたし、凌兼候ニ付、御慈悲を以御救被成下度旨、願書并人数書添差出候間、預り置、山崎久左衛門殿宅江罷越、右之段及談願書差出置候

横近習町の名主忠右衛門が坂田与一郎のもとへやってきて、町内の警女の座元かんからの願書などを差し出した。それによれば、警女仲間四九名が、鳴物停止令に伴う営業自粛によって仕事を失ったうえ、コレラに罹患するものもあり、一同が「極困窮」であると訴え、救済を求めているというのである。坂田

与一郎はこれを勤番士に取り次ぎ、同二二日には山手役所から呼び出しを受け、警女たちに対する救済策について相談している²⁰⁾。これ以降、この件に関する記述は見られないため、警女たちがどうなったか、およびその救済策の具体的な内容などはわからない。ここでは、コレラの流行そのものも脅威であったが、警女たちにとってはそれと同様に、鳴物停止令による営業自粛も大きな問題であったことを指摘しておきたい。人々を脅かしていたのは何も病気だけではなく。経済的な圧迫も、その業種によっては大きくのしかかっていたのである。

以上みてきたように、これまで「暴瀉病流行日記」と並んで甲府城下町での安政のコレラ流行のようすを知るために使われてきた坂田家の公用日記では、町のような行政に伴うものとしてしか記述されず、病気の流行に対して、幕府や勤番支配側からの動きをうけて対応する、坂田家の受動的な姿勢しか見えてこない。これ以外に坂田家の動向を伝える史料が残っていないので、実際にどのような対処していたかを知ることができないが、おそらく町年寄であっても、単独ではこうした状況への対処ができず、指示を待つよりなかったのではなからうか。

また、コレラの流行によって確かに人々の生活は大きな打撃を受けているが、病気の流行だけが脅威であったわけではない点にも注目しておきたい。「暴瀉病流行日記」でも、同年に起こった水害での被害が記述されており、喜左衛門はそちらにも意識を注いでいた。坂田家の公用日記においても、將軍家定死去に伴う鳴物停止令によって困窮に追い込まれる人々がみられた。コレラを主題にするからといって、流行病に関する記述だけを史料から抜き出して並べていくと、あたかも当時の人々が病気だけを恐れていたかのように見えてしまうが、決してそうではないということを意識しておかねばならないだろう。

(二) 巨摩郡北部の状況―谷戸村の名主と横手村の神主の日記―

次は、甲府盆地の西側における記録をみていく。まず取り上げるのは、巨摩郡谷戸村(現北杜市)の名主が記した「御公儀様御達し時行病防方御触書写并二村方御祈祷御神楽次第其外心得書記」である²¹⁾。この表題の通り、「触書写」

然そのような統計が当時あったわけではなく、右に指摘したように、矛盾する数値も書かれている。「暴瀉病流行日記」は、喜左衛門が町で聞いた噂や、喜左衛門自身の感覚によって書かれた部分も多く含まれており、具体的な事実との判別が極めて難しい。喜左衛門が記す具体的な数値には信を置くことはできないが、その点も含め、当時の甲府城下町をはじめとする甲府盆地各地の混乱のようすを伝える史料として利用すべきだろう。

二 甲斐国における安政のコレラ流行の全体像

右にみたように、「暴瀉病流行日記」は、市川村近辺と甲府城下町における安政のコレラ流行を詳細に記録した史料である。これまであまり注目されることはなかったが、「暴瀉病流行日記」以外にも、甲斐国内の安政のコレラ流行期の状況を記した史料がいくつか存在する。当時の状況をより具体的に理解するために、以下ではそれらの史料を読んでいく。

(一) 甲府城下町の状況―町年寄坂田家の公用日記―

江戸時代の甲斐国において、甲府城下町はもともと記録に恵まれた地域である。とはいえ、右にみた「暴瀉病流行日記」を除いて、安政五年の七月・八月ころ、安政のコレラが流行していた時期の記録はほとんどない。しかし、江戸時代を通じて甲府町年寄を勤めた坂田家が代々書き継いだ公用日記¹⁴が、この時期のものも残存している。そこで、この公用日記から、「暴瀉病流行日記」にみられない甲府城下町のようなすを探ってみよう。坂田家の公用日記は、すでに『甲府市史』において用いられ、安政のコレラ流行についても紹介されているが¹⁵、そこでは自治体史という媒体の性格もあって、叙述の不十分さが否めない。そこで、屋上屋を重ねるくらいはあるが、改めて甲府城下町の町年寄がみた安政のコレラ流行のようすを整理しておきたい。

『甲府市史』も指摘する通り、甲府での安政のコレラ流行について、坂田家の公用日記に最初に現れるのは、安政五（一八五八）年八月一日条である。この日、工町の白山神社の神主土屋図書が、町方の病人が多いので、今夜氏子

の町々へ神輿渡御を行うと伝えてきた。「暴瀉病流行日記」でみたように、甲府でのコレラ流行は七月下旬にはすでに始まっていたものと考えられ、八月上旬までに多くの病人が発生していたはずであるが、公用日記からはそうした状況は見えてこない。二日後の一三日には畔村の住吉神社からも神輿渡御を行う旨通知があった。また同じ一三日の夕方、山手勤番支配に呼び出された町年寄たちは、將軍家定の訃報と普請・鳴物停止令などを伝えられている。

この後しばらく流行病に関する記事は姿を見せない。甲府の町で猖獗を極めているはずのコレラについて、八月末にいたるまで、公用日記には何ら記述されない。その背景を考えるうえで、注目されるのは同年八月二七日の次の記事である。

〔史料1〕¹⁶

一、今九ツ時過、此方与一郎・問屋源六郎、一同麻上下着、御目付小屋江罷出、今日御逢可被成下ニ付、罷出候様、昨日御沙汰ニ付参上仕候段、御取次を以申上候処、公用方水崎小藤太殿出會、例席江罷出候様被申聞候間、罷出候処、清六殿被成御逢、町方相変儀無之哉御尋ニ付、御静謐之段申上候処、猶又入念候様被 仰聞候

同日の九ツ時過ぎ、坂田与一郎と問屋の源六郎は、麻上下を着て御目付小屋に参上した。その前日に勤番士から呼び出しを受けていたためである。公用方の水崎小藤太の取次を受け、水野清六と面会した坂田与一郎らは、水野から、町方が変わったことはないか、と尋ねられ、「御静謐」であると返答し、さらに念を入れて業務にあたるように水野から言われている。

もちろん坂田与一郎も、町方で多くの人が病に倒れている状況を知らないわけではあるまい。にもかかわらず、少なくともこの日記の中では、「御静謐」であると答えなければならぬ立場にあるとみるべきであろう。甲府町年寄は、甲府勤番支配のもと、城下町の秩序維持を担っていた。流行病のためであったとしても、特に勤番士に対して、その秩序の乱れを認めるわけにはいかなかったであろう。このように坂田家の公用日記は、勤番支配に都合の悪い情報が記載されないことがある、という性格を踏まえて内容を読み解く必要があるだ

て蘇り、四日ほど生きながらえたらしい。また上の坊の三二歳の和尚も狐憑き同様になった、いずれも違変のことであると喜左衛門は記している。なお、源藏は二八日に亡くなった。

二九日には龍泉寺で百万遍念仏が執行された。村内の人々は残らず招かれ、昼食がふるまわれた。人々は金や米、飾り物を寄進し、大変賑やかであり、評判がよかったという。三〇日には下組に龍泉寺の和尚が出向いて辻念仏を行った。二九・三〇両日は遊び日であった。

九月一日には暴瀉病に対処するための「療治方」^⑩が触れ知らされた。同日には駿府大目付の水野清六が八幡・恵林寺・塩山へ来るとのこと、鳴物停止をもう一日延長するように八幡北・南両村で申し合わせている。これについて喜左衛門は「御停止中、此度之様成事ハ前代（未題）聞見之事」と述べている。この時点で八幡北村では三八人、市川村では二人、八幡南村では一人、大工村・堀之内村で各一人が亡くなっていた。江曾原村では死者は出ていないという。

同四日、大工村の源助が亡くなった。このころには甲府市中は少し状況が落ち着いていたらしい。同六日、大工村の羽右衛門の家内で狐憑きがあり、三峯講・大嶽講の講中が集まって垢離をあげ、狐を責めたところ、市川村内の空き家に逃げ込んだ。通りかかった僧侶が狐と交渉し、油揚げ二〇枚と米三合を渡したところ、大工村の南山というところで狐の声が三遍聞こえ、病人は翌日に全快したという。

同六日・七日・八日は遊び日であった。村内の清水寺では村内安全のため護摩が焚かれた。同九日には金毘羅山の祭りをし、餅投げが行われた。同日には軒別に垢離を取り、片山光明院が祈祷を行い、龍泉寺で名主の会合があった。同九日の夕方には村内の友右衛門の母が亡くなった。流行病ではなかったという。いっぽう江曾原村では流行病で一人死者が出た。

同一日、市川村上組の祖助が流行病にかかり、明け方に亡くなった。また上組では他に四人流行病の患者が出た。龍泉寺では昼夜不断の念仏が行われた。同一四日、甲府代官が江戸から甲府に戻る途中、大月宿で流行病にかかった。花咲宿にしばらく逗留して養生したのち、同二七日に甲府に戻った。同二四日

には、岩手村の荒神が八幡近辺の村々を巡幸した。これに対して市川村では初穂料として金一〇〇疋を渡している。

最後に、九月二〇日時点の情報として、江戸では一二万三、三〇九人^⑪、小田原では一八二五人が亡くなったと記す。さらに同二六日まで、甲府では六八三人、八幡北村では四三人、八幡南村では一七人が亡くなったと記して、記録は終わっている。

（二）「暴瀉病流行日記」の記述の特徴

右にみた「暴瀉病流行日記」は、甲斐国内における安政のコレラ流行について、その渦中にあつた人物が刻々と移り行く状況を書き残した記録として重要なものである。その詳細な描写によって、コレラの流行状況だけではなく、当時の人々の対応や社会の状況についても探ることができる。

冒頭に「安永五癸卯年三月末方同十月末方迄、諸国江変死流行し、世の人多く死す事ト云、始者病症不相分、医師も銘薬つくすといへ共、中々人力ニ及難与申伝ヲ承り居候」とあることや、以降の記述に推敲の跡がほとんどみられないことなどから、この日記は早くとも安政五年一〇月下旬以降、甲斐国におけるコレラの流行がほぼ終息した段階でまとめられたものであると考えられる。日付は前後するところもあるが、おおよそ時系列順に整理されている。一つ書きを並べていく簡条書きが大半を占めるが、冒頭からしばらくの間はその形をとっていない。おそらく記録を整理してひとまず書き始めたのち、八月朔日のあたりから記事を一つにまとめることをやめ、簡条書きに切り替えたものとみられる。

記主の喜左衛門が市川村の名主であつたことから、「市川村暴瀉病流行日記」の名で呼ばれることもあるが、コレラの流行に関する記事に限れば、甲府での状況をより詳しく記している。ただし、病気に対する人々の対応については、市川村とその近辺でのようすを細かく説明している。そのため、この記録を読み解くうえでは、甲府と市川村を行き来する喜左衛門の視点の変化に留意する必要があるだろう。また一日あたりの死者数に何か所かで言及しているが、当

一三日、村の用事で甲府に出ている喜左衛門は、江戸表から早便で到来した御用状の中身を知る。それは同月六日に將軍家定が死去したことに伴う鳴物停止令を知らせるものであり、このことについて同日七時半時には甲府代官所から村々へ触れが出された。また甲府の城下町ではコレラによる「変死」を防ぐため、住吉神社の神輿の渡御があった。神輿は町々を練り歩き、大いににぎわったというが、その直後、將軍死去に伴う鳴物停止が実施された。またこれに先立つ七日には、甲府山田町の浅間大明神でも神輿渡御が行われたという。

さて一三日の夕方には、甲府の町で火災があった。火元は不明であったが、天火であるといわれた。これに伴い、甲府勤番山手支配齋藤三理と追手支配小田切直恭が連名で、町年寄にあてて火の元の取締りを命じ、町年寄から各町の名主らに通達されている。家々では「戸口土地（備）」敷居のことであろうか、そこに女は右、男は左の足を乗せ、その足先や土踏まらずに灸を据えればコレラにかからないという噂が流れていた。喜左衛門も滞在していた井筒屋庄蔵方でこれを試している。さらに小さい茄子、茗荷の子、鰻の根の三品、あるいは黒豆を入れた四品を煎じて飲めばコレラにかからないとも言われていた。

一四日の早朝、甲府代官所は全ての公事出入の審理を停止し、関係者に帰村を命じた。さらに疫病神に退散を命じる「疫神差紙」を出し、コレラの対処法として砂糖水や熱湯に塩と生姜汁を加えたものを飲むことを進める通達を添えて村々に廻達させた。このとき、市川村を含む組合の惣代は大工村（現山梨市）の又兵衛と八幡北村の勘兵衛であったが、又兵衛が病気のため、勘兵衛が触の通達にあたっている。

一五日には市川村の通宝寺が村内安全のために大般若経の転読を行った。一六日・二〇日には村内を回って転読を行っている。その際に、通宝寺は寄付の値段を設定し、寄付をしない家には回らず、旦那でない家であっても寄付をした家には訪問したため、非常に評判が悪かったという。このころには八幡北村では死者が多数出て、南村でも死者があったというが、市川村では一人も亡くなっていなかったらしい。人々はそれぞれの家で神仏にひたすら手を合わせ祈っていた。さらに市川村では村内の組ごとに講を立て、三峰神社に代参さ

せ、「御現足（巻）」を拝借することにし、喜左衛門の組では三人が代参に出ることになった。その費用は一軒につき二四八文ずつ徴収され、二八軒の合計が七貫一八八文であった。^⑩一六・七日ころからは昼夜を問わずに念仏が行われた。一人も仕事をするものはなく、百姓も商人も、ひたすら信心をする日々が続いた。少し日があいて二二・二日、今度は村内の龍泉寺が村内安全のために大念仏を執行して村内を回った。さらに二三日からは毎日、龍泉寺で大念仏が行われるとともに、大山石尊・三峰神社・那賀都神社に垢離を捧げ、家々では灯明をあげて神仏に祈り続けた。これを喜左衛門は「開白（備）以来之珍事」と評している。

二四日、「年替」として松を飾り餅をつくものがあった。不幸があった場合などに、年の途中に正月の儀式を行う慣行で、取越正月や流行正月などと呼ばれる^⑪。市川村では松飾りだけを行ったが、近郷の村々ではその他の行事まで行ったという。またこの八月には、村内の大神宮で湯立の神事を行い、豊後太夫という芸能者を呼んで、獅子舞が村中を回った。このとき喜左衛門は甲府に逗留していたため、村に戻ってからこの話を聞いたらしい。経費の酒四本と金二分は村入用から支払われた。

二六日、市川村の源蔵が流行病を患った。この時、源蔵は狐が憑いたかのような様子であったため、隣の江曾原村（現山梨市）から大山石尊講を呼び、狐払いの祈禱を行った。すると源蔵のようすが変わったので、更に祈禱を続けたところ、源蔵に憑いた狐は万力村（現山梨市）から来たと言った。そこで人々は、狐に退散してくれるように掛け合ったところ、狐は無宿であるため、宮を建ててくれたら立ち退くという。どこに宮を勧請すればよいかと重ねて人々が聞くと、狐は市川村の南隣の大工村のうち芦原へ行きたいといった。そこは他村であるので難しい、市川村内ならばどこがよいかと狐に問うと、狐は日向山・畑山の「神之森」へ行きたいというので、人々はそこへ宮を建てることにした。お供えとして油揚げや赤飯などを用意し、予定の場所へ向かうと、これまで臥せていた源蔵が、目的地が近づくにつれて早足になり、元気になった。その後源蔵は森の鳥居を二度回って倒れ、気を失ったため、人々が連れ帰ったのだという。八幡北村では、一角という社人がいったん病死したものの、狐が憑い

しかし、それ以前の事柄も織り交せて書かれており、冒頭に記された「安永五癸卯年」から始まるくだりをはじめとして、そのことがらがいっつの時点の内容なのか、一見してわかりづらいことも多い。後でみる「ヨゲンノトリ」に関係して、「暴瀉病流行日記」の現代語訳を求める声が多く聞かれたことも踏まえ、ここではまず「暴瀉病流行日記」の内容を丁寧に読んでいくことにしたい。

(一)「暴瀉病流行日記」を読む

村の用事で甲府の代官所に通うため、横近習町の郷宿井筒屋庄蔵方に宿を借りていた喜左衛門は、同年七月末から江戸でコレラが流行し、武士や町人が多く亡くなったという噂を聞き、驚きとともに書き留めている。さらにコレラが八王子・谷村などでも発生した、あるいは五街道全てでコレラが流行した、といった噂が流れていた。七月二四日ころには、甲府城下町でも一日に二・三人が亡くなるようになった。それから数日後の二八日ころには、亡くなる人が一日に八・九人にも及んだ。喜左衛門はこのとき二九日まで甲府に滞在し、同日中に市川村に戻った。この時、市川村では何事もなかったため、喜左衛門は無事を喜んでいる。

ここから話題が少し変わる。安政五年は夏の間じゅう雨が続き、川も度々出水して、いくつもの堤防が決壊した。これにより洪水が発生し、多くの人が亡くなったのだといい、七月二二日から二六日まで、笛吹川流域のみで一七人が水死したとも、また二人が水死したともいわれている。市川村でも二四歳の金五郎が川を渡ろうとして流されて亡くなった。死体の行方はしばらくわからなかったが、二九日夕方になって、笛吹川と重川の合流点に位置する大野村（現山梨市）で発見された。早速親類や村の者が大野村に赴いて確認したところ、年格好などから間違いなく金五郎であろうということになった。大野村の名主に様子を聞くと、二七日の夕方に死体が川から引き揚げられ、領主である田安家の見分を受けたのち、二八日には仮埋葬したのだという。死体を掘り出して確認したところ、金五郎本人であった。このとき、死体の引き渡しについて、田安家に届を出すかどうかが問題となった。届を出した場合、「両御支配」、す

なわち田安家と石和代官所の検使が立ち会わないと死体が引き渡せないだろうし、その場合は検使に対応するための費用もかかる。そこで内々で引き渡すことになり、二九日未明に市川村に戻っている。また二七日の検分の費用五兩二分を市川村から大野村に支出している。ここまですべての費用五兩二分である。また八月一日からは例年通り八幡宮の神事の準備が岩手村の信盛院で行われている。市川村では、八月一日時点ではまだコレラの被害は出ておらず、通常通りの生活が続けられていた。

少し日付が戻って七月二六・七日ころからは、甲府城下町での死者は数十人にのぼるようになったという。右にみた二八日ころの「一日に八・九人」と矛盾しており、この時点での甲府での死者数としては多すぎるようにも思われる。この部分を含め、「暴瀉病流行日記」には、具体的な情報に基づいた記述だけではなく、喜左衛門の感覚や希望的観測が含まれていることには留意しておきたい。このころには、医者は増え続ける患者のために昼夜ともに寝る暇もなく診察にあたっており、神仏への祈念も盛んに行われるようになっていた。

これに続けて、日記では「ヨゲンノトリ」に関する記述が挿入されている。この部分は後ほど検討することにしてしよう。八月二・三日ころ、甲府ではコレラで一日に三・四〇人が亡くなるようになったといい、さらに市川村近辺の東郡にも流行が拡大して、隣の八幡北村では二・三人が亡くなったという。

八月初頭、甲斐国では町・村ともに神仏を拝み、三峰山（三峰神社）に代参人を立て、「御現（倉屋）そく」の借用を申し出ている。さらに大嶽山那賀都神社には毎日のように代参人を立て、甲府善光寺の灯籠仏にも代参人を立てている。善光寺の灯籠仏は吉凶を占うものとして知られていたが、このときは病氣平癒が祈られたのである。この三つの寺社が、「大大変」な状況に陥った市川村の人々にとって、頼るべき村外の信仰ネットワークの主なものであった。

八月一〇日ころには甲府の他にも流行が拡大し、市川村近辺でも八幡南・北両村（ともに現山梨市）では一日に五・六人が亡くなるようになり、岩手村（現山梨市）でも死者が出ていたらしい。日記には「当村にハ一人も無之候」とあり、市川村ではこの時点で死者が出ていなかったという。

甲斐国における安政のコレラ流行と「ヨゲンノトリ」

中野賢治

はじめに

二〇二〇年は、世界が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に蹂躪された年となった。日本では、流行病への対応としては初めて緊急事態が宣言され、私たちの暮らしは大きく変わった。今回の流行病は、人々の生命や健康を直接脅かすだけではなく、社会的・経済的にも大きな影響を及ぼした。いわゆる「コロナ禍」のなかで、生活基盤が破壊され、今もなおその影響に苦しむ人も多い。歴史的にみれば、過去には感染症・流行病が何度も継起し、数多くの人命が失われ、それによって政治や社会に大きな変革をもたらされることもあった。大きく言えば、人類はこれまで幾度となく感染症の脅威に直面し、その都度多大な犠牲を払いながら、再起を果たしてきたのである。現在の私たちも、まさにそうした局面を生きているといつてよいだろう。

そうしたなか、過去の感染症の「克服」の過程に注目が集まっている。本稿で取り上げる安政のコレラは、全国各地に関係資料が豊富に残っていることもあり、これまでも様々に言及されてきた^①。山梨県内でも最近、大月市郷土資料館が、特別展「地域に残る古文書から読み取れる幕末の大月にもあったパンデミック」の解説資料として作成した「安政のコレラ流行地域の状況を地方文書から読み取る」^②において、大月市域にあった下和田村の事例を中心に、安政五（一八五八）年のコレラ流行について紹介している。

翻って甲斐国全域を見渡すと、安政五年のコレラの流行状況については、これまで自治体史などに部分的に記述されることはあっても、全体像が整理されたことはなかった。またそれらの自治体史でも、後で取り上げる「暴瀉病流行

日記」に基づいて記述された『甲府市史』と『山梨市史』を除けば、その分量はごくわずかである。さらにその記述がある自治体も、都留郡を中心に甲府市以東の地域に偏っており、甲府盆地西部や南部の状況はわかっていないというのが現状である。

そこで本稿では、まず安政五年のコレラ流行について、限られた史料からではあるが、山梨郡に位置する甲府と巨摩郡、都留郡など複数地点における記録に基づいて、甲斐国内の状況の把握を目指す。

また昨年、山梨県立博物館のものとして話題となった「ヨゲンノトリ」については、これまで文献のかたちでまとめられたものが存在しなかった。これについても現時点での情報を整理して、県立博物館が今回の非常事態とどのように向き合ったかを考えるために整理をしておきたい。

一 「暴瀉病流行日記」にみる安政のコレラ流行

「暴瀉病流行日記」は、全二〇丁からなる市川村（現山梨市）の名主喜左衛門の日記である。これまで『甲斐志料集成』での翻刻をはじめとして、その内容は様々に紹介されてきた^③。喜左衛門が公用で甲府との間を行き来する際に聞いた情報が盛り込まれた記録史料として注目され、主に甲府でのコレラの流行状況を示すものとして、その概要は『甲府市史』などの記述に反映されている^④。しかし、その記述は断片的に引用されるのみで、日記全体を対象とした解釈や分析が行われてきたとは言えない。そこで、ここでは「暴瀉病流行日記」全体を検討の対象としてみたい^⑤。

「暴瀉病流行日記」は、安政五（一八五八）年八月一日からの日記である。

- Leiden & Boston: Hotei Publishing.
- (16) 菓子屋の名前らしき印については、上段が「大籠富二」（朱文方印）、下段が「笠（もしくは笈）喜」（朱文円印）ではないかとのご教示を田原市博物館様から賜った。記して御礼申し上げる。
- (17) 前掲註（1）参照。
- (18) 市川家資料（歴-2005-089-003363）山梨県立博物館所蔵。
- (19) 上野晴朗氏収集資料（歴-2005-093-001997）山梨県立博物館所蔵。
- (20) 前掲註（13）参照。
- (21) 前掲註（1）参照。
- (22) 『くすり博物館収蔵資料集④ はやり病の錦絵』内藤記念くすり博物館、二〇〇一年。
- (23) 飯島虚心『日本繪類考』一九〇〇年。
- (24) 熨斗が最初から摺られ、達磨や兎が描かれた赤一色で仕立てられた疱瘡絵の菓子袋。
- (25) 源頼朝、達磨が描かれた菓子袋と、富士、達磨、源為朝、鍾馗が描かれた菓子袋が掲載されている（『子どもの領分』サントリー美術館、一九九七年）。なお、この二点の菓子袋には版元印が捺されており、前者は山吉印、後者は山サ印である。
- (26) 前掲註（4）参照。
- (27) 「福」と「渡辺」の両名主による改印であるが、この名主同士の改印の組み合わせは確認された例がなく、今後調査を行う必要がある。
- (28) 淡島寒月「淡島屋のかるやき袋」（『梵雲庵雑話』平凡社、一九九九年）。
- (29) 確認できた改印は「巳八」「改」の二印で、安政四年（一八五七）のものと考えられるが、文末にある「庚申八月再板」と照合が取れなくなり、今後の検討課題とされている。（今村規子「菓子袋」（『和菓子』第二十六号、虎屋文庫、二〇一九年））。
- (30) 前掲註（6）参照。
- (31) 今村規子「菓子袋」（『和菓子』第二十六号、虎屋文庫、二〇一九年）。
- (32) 前掲註（31）参照。
- (33) 例えば、内藤記念くすり博物館所蔵の桃太郎や鍾馗が描かれた疱瘡絵（安政四年の改印と歌川芳盛（一八三〇〜一八五）の署名がある）等は、画面全体を使い、絵と文字が表されている（前掲註（22）参照）。
- (34) 『懐潜諸層』内の資料は袋状ではなく、袋の表面を切り抜いたものが貼り付けられている。
- (35) 前掲註（28）参照。
- (36) 前掲註（15）参照。
- (37) 前掲註（15）参照。
- (38) 前掲註（15）参照。
- (39) 前掲註（4）参照。
- (40) 前掲註（28）参照。
- (41) 残されている淡島屋の軽焼きの菓子袋にも版元印は見られない。

- (42) 今村氏によれば、紅間屋の伊勢谷半右エ門が幕末期に地本草紙間屋仮組に加入し、明治期にかけて菓子袋を販売していた例などが報告されている（前掲註（31）参照）。
- (43) 前掲註（1）参照。
- (44) 吉田コレクションの宝船図に関しては、右下に「金子屋製」と入れられている。

【図版】

- 図版1 山梨県立美術館所蔵（永田コレクション） 画像提供
- 図版2、図3、図5（左部分） 山梨県立博物館所蔵 竹本春二氏撮影
- 図1 ポストン美術館所蔵 画像提供 William Sand John T. Spaulding Collection 21.10234 Photograph © 2021 Museum of Fine Arts, Boston. All rights reserved. c/o DNPartcom
- 図2 太田記念美術館所蔵 執筆者撮影
- 図4、図8〜10 日本浮世絵博物館所蔵 画像提供
- 図5（右部分）、図14（右部分） 吉田コレクション 執筆者撮影
- 図6（右部分）、図14（左部分） 虎屋文庫所蔵 執筆者撮影
- 図6（左部分） 国立国会図書館ウェブサイトからの画像転載
- 図7 田原市博物館所蔵 画像提供
- 図11（株）山星屋所蔵 執筆者撮影
- 図12 内藤記念くすり博物館所蔵 画像提供
- 図13 国立歴史民俗博物館所蔵 画像提供

【付記】

本稿執筆のため、各所蔵施設の皆様にご協力を賜りましたが、とりわけ虎屋文庫の今村規子様、株式会社山星屋の森宜資子様、吉田コレクションの吉田隆一様、太田記念美術館の日野原健司様、日本浮世絵博物館の五味あずさ様、田原市博物館の鈴木まりな様には、多大なご協力を賜りましたことを感謝いたします。また、大和文華館の浅野秀剛様、及び名古屋博物館の津田卓子様には、本稿を執筆するにあたりご助言及び資料所蔵先のご紹介をいただきました。末筆ながらここに記し、感謝の意を申し上げます。

また、本稿は日本学術振興会科学研究費助成事業「学術研究助成基金助成金 若手研究B」包装紙等の実用的作例における浮世絵師の画業研究」（研究課題番号：16K16738）による成果の一部です。

（山梨県立博物館）

ある。拙稿において、虎屋文庫と吉田コレクション中に同様の版木を用いた宝船の菓子袋がある旨を指摘したが⁶³、絵の部分以外はどの店でも使えるよう、菓子名などは入れられず、「御菓子」と文字が入っているだけであった。⁶⁴

これと同様の例として、最後に「風流新製」と暖簾に書かれた店先が表された菓子袋を紹介する。これはいくつか現存作例が確認できるが、全て同じ図様ではなく、少なくとも二種類の存在を確認している。それを比較する図を作成したが(図14)、吉田コレクションの菓子袋は左手前と中央奥に紅葉型の菓子が見えるのに対し、虎屋文庫の菓子袋はそれが丸型の菓子になっている。よく見ると、「風流新製」の文字も筆致が異なる他、他にも細かな差異が多く確認できる。なお、より細部まで描いてあることから、吉田コレクションの「風流新製」が先に作られたと推測される。なお、はじめは版木の一部をそぎ落とし入れ木を施した事例かと考えたが、あまりにも異なる場所が多いため、おそらく虎屋文庫の菓子袋は吉田コレクションの菓子袋をトレースし、新たに版木を制作して摺られたのだろう。

版木を再び作成してまで作り続けたということは、それだけこの菓子袋に需要があったことが推測されるが、こうした例は他にも確認できるのではないだろうか。

おわりに

本稿で紹介できた菓子袋はごく一部であり、他にも多くの菓子袋が残されている。どのような背景を以て制作されたのか、またこれらの菓子袋に施された図様はどのような観点から描かれたのか、浮世絵師の作例を中心に絵師と菓子屋の関係や錦絵からの図様転用例などいくつ事例を挙げることはできたが、まだ検討の余地は多いに残されている。

また、菓子袋の制作背景として考えられるパターンを本稿ではいくつか挙げ

たが、それ以外の過程を経て作られたものももちろんあるだろう。菓子袋に見られる版元印についてもまだ謎が多く、とりわけ錦絵の作例では見たことがない版元については、菓子袋などの実用的な小品を中心に取り扱っていたのではないだろうか。版元印については今後新たな事例が発見されることにより、さらに考察が進展することを望む。

今後は本調査・研究の中で得たデータをもとに、浮世絵師が携わったと見られる菓子袋以外の作例にもその範囲を広げ、その制作背景や制作意図について、さらに研究を進めていきたい。

【註】

- (1) 拙稿「山梨県立博物館所蔵の菓子袋に関する一考察」(『山梨県立博物館研究紀要』第十二集、山梨県立博物館、二〇一八年)。
- (2) 「錦絵 太平喜餅酒多買」たいへいきもちさけたたかい「お菓子とお酒の大合戦」展「虎屋文庫、二〇〇二年。
- (3) 実際に使用したと思しき菓子袋用の版木と印判が吉田コレクション中に残されている(『郷土資料展示室特別展 菓子往来 吉田コレクションから』厚木市教育委員会、一九九一年)。
- (4) 浅野秀剛「菓子袋・菓子箱と商標」(『和菓子』第十九号、虎屋文庫、二〇一二年)。
- (5) 挿絵では店先での場面として描かれているが、実際の菓子袋を作成する作業は店の奥で行われたものと考えられている(前掲註(4)参照)。
- (6) 鈴木俊幸「特集 草双紙 豆合巻小考」(『江戸文学』三十五、ペリカン社、二〇〇六年)。
- (7) 前掲註(4)参照。
- (8) 江戸(東都)、摂津、山城と三ヶ所の名所を、雪月花で表した小判サイズの錦絵シリーズ。
- (9) 『新・北斎展』日本経済新聞社、二〇一九年。
- (10) 浅野秀剛「何でも描いた北斎」(『別冊太陽 北斎決定版』平凡社、二〇一〇年)。
- (11) 前掲註(4)参照。
- (12) 前掲註(1)参照。
- (13) 前掲註(4)参照。「郷土資料展示室特別展 菓子往来 吉田コレクションから」厚木市教育委員会、一九九一年、「蒐める楽しみ 吉田コレクションに見る和菓子の世界」虎屋文庫、二〇一二年など。
- (14) 「安宅の関」(ポストン美術館所蔵など)、「加賀国安宅関弁慶主従危難救図」(国立音楽大学附属図書館所蔵など)。
- (15) Andreas Marks, 2011, Publishers of Japanese Woodblock Prints: A Compendium,

れることの多い山サ印がどちらの版元であるが断言することは難しいが、江戸の浮世絵師が描いた錦絵をより多く扱っていた事例が報告されていることからみて、太田屋佐吉である可能性が高いのではないだろうか。自身の店で錦絵を刊行している浮世絵師たちに菓子袋のデザインを依頼し、自店舗の商品として販売するということは、至極自然な流れであろう。

山吉印も山サ印とともに菓子袋に多く見られる版元印である。先述した英後の落款がある「芝愛石」をはじめ、同じく虎屋文庫所蔵の「偽紫田舎源氏」にも、英後の署名と山吉印が確認できる。なお、「吉」の字を用いた山型に「吉」の版元印は、榎本屋吉兵衛や井筒屋庄吉、山城屋といった版元が用いていることがわかっているが、菓子袋に多く見られる「吉」の字を用いた印については、現在どの版元のものであるか断定はできていない。³⁸⁾

同じように、菓子袋に見られる版元印にはその版元を断定することが難しいものが多く、入り山形に十を用いたものや、丸屋清次郎と清水屋常次郎が用いていた丸に清印などの存在が知られている。³⁹⁾ それに追加する形で、国芳の菓子袋に見られた山一印、及び、吉田コレクション、及び田原市博物館所蔵の菓子袋に、四角の中に「キ」の字が入られた印が捺されていたことについても、本稿で新たに報告しておきたい。

ここで、淡島寒月による以下の記述を示しておきたい。淡島屋で使用していた軽焼き用の菓子袋であるが、「この錦絵袋を摺るのは、始め深川の江崎屋がやったが、後に柳原土手うなぎ屋東屋の先の団扇屋だった園原屋がやる事になった。」⁴⁰⁾とある。江崎屋に関しては、おそらく江崎屋吉兵衛、もしくは江崎屋辰蔵のどちらかであり、園原屋は地本問屋の園原屋正助を指しているであろう。これらの版元による菓子袋の制作例を確認できていないため、⁴¹⁾ これ以上の報告をすることは難しいが、本稿の初めに示した菓子屋内で菓子袋を制作していたケース以外に、淡島屋のように自身の店用の菓子袋を外注していたケースもあるということである。

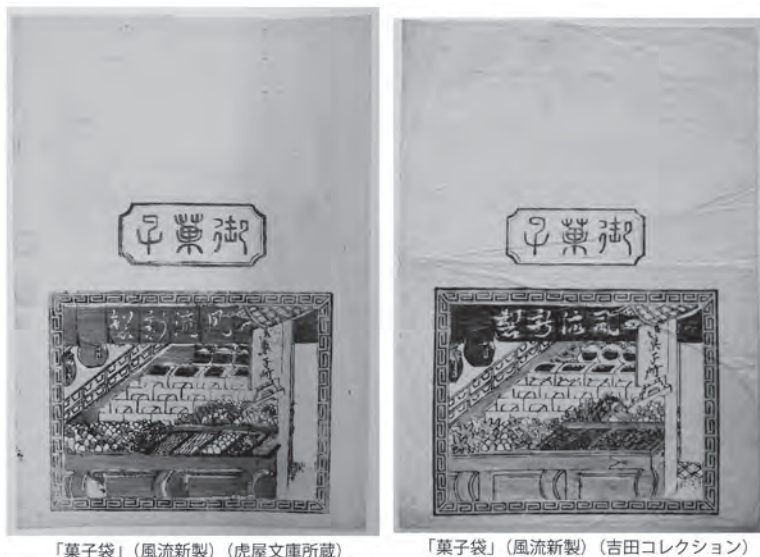


図14 「菓子袋」(風流新製) 比較図

さて、一度菓子袋の制作例として考えられるパターンをまとめておく。まず、菓子屋各店で独自に作ったケース。次に特殊な事例だが、甲府の升屋と国芳のように、菓子屋から絵師に直接依頼があったと考えられる私家版の菓子袋。さらに、淡島屋のように改印を受け、錦絵と同様の扱いで制作した例。なお、この事例に関しては自身の店舗名入りの菓子袋を、外部に依頼して摺ってもらっている。これらは、いわゆる非売品に当たるものと考えられる。

芳虎の宝船図のように、錦絵から菓子袋へ転用されたと思しきケースも考えられる。また、地本問屋において、改印や版元印などを捺さずに制作した作例の中に菓子袋も入ってくる⁴²⁾だろう。

地本問屋で制作したと思しき菓子袋は、どこの店舗でも使用でき、応用が効くように、それこそシンプルに「御菓子」と表されたものなどが大量に生産されていたのではないだろうか。また、絵が施されていたとしても、やはり多くの店で利用できるように配慮がなされていたはずで



図13 『懐溜諸屑』のうち「堺町 湊屋」
(国立歴史民俗博物館所蔵)



図12 「桃太郎とだるま」
(内藤記念くすり博物館所蔵)

能性についても、本稿では言及しておきたい。

さて、最後に赤一色ではないものの、軽焼きが入れられていた菓子袋につい

て紹介する。「京丸山御軽焼」と中央に菓子名が入れられ、桃太郎、達磨、兎が描かれた菓子袋であるが、本資料は内藤記念くすり博物館蔵のもの(図12)と、国立歴史民俗博物館の『懐溜諸屑』(第九)に収められたもの(図13)³⁴⁾、少なくとも二点の確認が取れている。両者ともに同じ菓子袋のように見えるが、特に注意していただきたいのは右下の書き込みである。

内藤記念くすり博物館所蔵の菓子袋には「このかる焼と私一家の製法にてめしあけて御薬に相成候 かし口疱瘡はしかに効能あり 元大坂町 岩附屋清三郎」とあるが、『懐溜諸屑』中のもは、途中の文言までは同じであるものの、最後の店舗名が「東都堺町 湊屋茂兵衛」となっている。岩附屋についての詳細はわからなかったものの、湊屋茂兵衛に関しては、寒月が軽焼きを扱う店のひとつとして名を挙げている。³⁵⁾ 店舗名のみを入れ木か何かで差し替え、同じ版木を用いて菓子袋を制作したものと考えられるが、店舗名以外にも細部に差異が見られることから、店名を差し替える際、他にも修正を加えた上で作り直したのではないだろうか。

なお、色鮮やかに摺られているが、改印や版元印等が見当たらないことから非売品として作成したものでしょう。こうした特定店舗の菓子袋でさえ、転用して他の店用に仕立て直されたと考えられる、面白い事例のひとつとして取り上げておきたい。

菓子袋の制作例

最後に、菓子袋に捺された版元印について簡単に記し、さらに菓子袋の制作背景について考えをまとめておきたい。

菓子袋に見られる版元印の中でもよく見られるものに山サ印があるが、この印を用いた版元として、神田鍛冶町に店舗を構えた地本問屋の太田屋佐吉と、京都に店舗を構えていた山城屋佐兵衛の両者が確認されている。³⁶⁾ 菓子袋に捺さ

のには確認できなかったという²⁸⁾。淡島屋が制作した軽焼きの菓子袋全てに改印があるわけではないことから、錦絵として扱い、改印を受ける時期が長く続いたわけではないのだろう。

また江戸時代、地本問屋の流通に乗せない商品の中には、改印や版元印などがないものも多く、菓子袋はこうした例に該当したのではないかと今村氏は指摘している³¹⁾。よって、淡島屋の事例があるとはいえ、現在残されている多色摺りの菓子袋に関しては、改印がなかったとしても不思議ではないだろう。

さてここで、三代豊国の署名がある疱瘡絵を再度取り上げるが、本資料に関しては他の疱瘡絵とともに制作し、同時に改めを受けた可能性が指摘されている³²⁾。ただし、このように他の疱瘡絵とともに改めを受けていたとしても、一枚摺りの疱瘡絵としてではなく、あくまでも疱瘡絵の菓子袋として改めを受けていたのではないかと筆者は考える。

疱瘡絵が施された菓子袋と、その他のいわゆる疱瘡絵として作られた赤絵を比較し受ける印象であるが、疱瘡絵が画面全体を使って絵や文字を配しているのに対し³³⁾、菓子袋の疱瘡絵は袋の上部分を折り畳むことを考慮に入れ、画面上部に何も描かれない空間が設けられていることが多い。当初は、疱瘡絵として改印を受けたものが菓子袋に転用された例もあるのではないかと考えていたが、画面隅々まで絵が描かれた疱瘡絵を菓子袋用に転用しようとする、その画面上スペースの配分で少々難が出てくる。よって、既存の疱瘡絵を参考にしたケースはあるかもしれないが、菓子袋用の疱瘡絵は、袋にすることを前提に、いちからデザインされたのではないだろうか。

ここで疱瘡絵ではないが、「福」と「村松」の名主印が確認できる、山佐印が捺された菓子袋(栴山星屋所蔵(図11))を提示したい。この宝船を描いた歌川芳虎(生没年未詳)の菓子袋は、名主印が二つあることから、改めが名主両印時代の作成であることがわかる。その中でも、「福」と「村松」の組み合わせは嘉永二〜四年(一八四八〜五一)の制作であることから、本資料の制作年が特

定できる。

ここで菓子袋を注意深く見ていただきたいのだが、表面の四分の三程に絵が施されていることがわかる。また紐を通したと思しき穴が六ヶ所空いているが、一番下の穴は絵にかぶってしまっている。袋状である点から菓子袋であることは間違いないのだが、これだけ見ると宝船図を描いた芳虎の錦絵のようである。宝船の描かれた絵を正月に枕の下に入れると良い夢が見られるとされていたことから、正月になると宝船図が売られていたが、本資料に関しては元はそうした錦絵の類であったのではないだろうか。

先述したように、疱瘡絵の菓子袋は菓子袋にすることを前提として、画面下に絵を集約して描く傾向にあると考えられる。しかしながら本図は、絵の部分に穴が開いていることから考えて、最初から菓子袋の絵として作られたものではなく、なんらかの事情で菓子袋に転用した可能性はないだろうか。もちろん淡島屋の菓子袋と同様のケースも考え得るが、錦絵の版木の再利用という可



図11 歌川芳虎筆「菓子袋」(宝船)
(栴山星屋所蔵)



図10 「菓子袋」(疱瘡絵)
(日本浮世絵博物館所蔵)

き等の菓子が入れられ、病児のもとに届けられたという。描かれている達磨や金太郎は疱瘡絵によく描かれたもので、他にも源為朝や鍾馗、兔、桃太郎などが画題としてしばしば用いられた。本資料には、「三千とせの 桃太郎より 怪童か 富士ほと山を あける疱瘡」と歌が入れられており、右下には広重の署名、さらに山型に「佐」の版元印(以下、山佐印)が確認できる。現在、本資料は袋状ではないが、上部に菓子袋として使用したことがわかる小さな穴が四ヶ所空いている他、裏面を見ると、もともと袋状であった本資料の裏面のみを切り取った痕跡が確認できた。さらに、熨斗も摺られていることから鑑みて、元は疱瘡見舞い用の菓子を入れ、袋として使用していたものと考えられる。

同じく日本浮世絵博物館所蔵の資料として、熨斗が摺られ、また上部六ヶ所に穴が確認できる疱瘡絵の「菓子袋」(図10)も取り上げておく。富士、達磨、源為朝、鍾馗が赤一色で摺られ、「疱瘡も 正気て山を あげさせて 八方ねら

む たるま為とも」と歌が入れている。広重のものとは異なり、袋の形状で保管されている上、袋の上部が折り込まれていた折り跡も確認できる。しかしながら、絵の作者、及び版元印等は見当たらない。なお、この手の菓子袋は虎屋文庫所蔵の疱瘡絵の菓子袋をはじめ、サントリー美術館で開催された『子どもの領分』展の図録等にも類例が見られる。

なお、熨斗入り、上部に穴のある疱瘡絵の菓子袋の中で、三代歌川豊国(一七八六〜一八六四)の署名がある「菓子袋」(吉田コレクション)は、山サ印以外に安政五年三月の改印も捺されている大変珍しい資料である。²⁶⁾ 熨斗がある点から当初より菓子袋として作られたものと推測されるが、こうした菓子袋が改めを受けた例として、他に吉田コレクションの「高砂図」などが挙げられる。²⁷⁾

さて、改印が捺された菓子袋について、今村氏が興味深い指摘をしているが、それを紹介するに先立ち、疱瘡見舞い用の菓子袋である、淡島屋の菓子袋の例を示しておきたい。

「京丸山御軽焼」と書かれた扇子を片手に床几に座る源為朝の姿が、赤一色ではなく多色で摺られた菓子袋であるが、熨斗も摺られ、右下に「浅草御見附内馬喰町四丁目 淡嶋伊賀掾」と記されている。馬喰町の淡島屋といえば、軽焼が名物の菓子屋であった。この淡島屋の御曹司で、明治から大正時代にかけて活躍した淡島寒月(一八五九〜一九二六)という文学者がいるが、その寒月自身が記したところによると、他の店が一色摺であったのに対し、淡島屋で作っていた軽焼き用の菓子袋は七〜八色で摺られていた。この絵袋は錦絵として取り扱われ、組合に加入し錦絵同様、名主の改印が捺してあったというが、²⁸⁾ 先述した多色摺の「高砂図」などは、淡島屋の菓子袋と同様の事例にあたるのかもしれない。

なお、今村氏が調べたところ、内藤記念くすり博物館、国立歴史民俗博物館、東京大学総合図書館等に淡島屋の菓子袋が所蔵されているものの、その中で改印が確認できたものは国立歴史民俗博物館所蔵の一点のみであり、他所蔵のもの



図8 歌川広重筆「御菓子」
(日本浮世絵博物館所蔵)

できないが、「御菓子」という文字と漢詩が中央上部に入れられ、左下に「大判坂下 御菓子司 出雲屋製」と記されている(図8)。描かれているのは富士に江戸城、日本橋と、浮世絵の風景画で日本橋を描く際によく見られる定型のもので、小さい画面ながらコンパクトにまとめられている。出雲屋については現時点で詳細を明らかにすることが叶わなかったが、版元印や改印等が無いことから推測して、広重が菓子屋から直接依頼を受け、本図を制作したのではないだろうか。既に述べたところであるが、山梨の菓子屋である升屋の依頼を受け、国芳が私家版ともいえる菓子袋をデザインしていることから、同じような依頼を広重も受けていたのではないかと仮定したい。

なお、本資料が現状袋の形態ではないことから、菓子袋ではなく、菓子箱のラベル、もしくは菓子箱に入れられていたケースも考え得る。詳細については今後の課題とさせていただきたいが、浮世絵師の作例にこうした資料があると



図9 歌川広重筆「菓子袋」(疱瘡絵)
(日本浮世絵博物館所蔵)

いう点で、非常に興味深いものである。

さてもう一点、日本浮世絵博物館には広重の署名入りの菓子袋と思しき資料があるが、それに関しては次項にて紹介する。

疱瘡絵の菓子袋

広重の作例として、最後に富士に達磨、桃太郎、金太郎が赤一色で摺られた疱瘡絵の「菓子袋」(日本浮世絵博物館所蔵)(図9)を取り上げる。天然痘を引き起こす原因と考えられていた疱瘡神は、古来赤色を好む、もしくは忌み嫌うといわれていた。罹患した患者の痘疹の色が紫から赤に変化することが回復の兆しであったことから、赤色で摺られたいわゆる疱瘡絵(赤絵)が、見舞い品として贈られることがあった。こうした疱瘡絵は基本的に絵草紙屋で販売していたが、疱瘡流行時は菓子袋にも疱瘡絵の図様が用いられることがあり、軽焼

真景」に描かれた、馬で旅路を行く人物や茶屋、駕籠かきの描写等に共通点が見られる。もちろん、高輪は画題として他の絵師も取り上げており、しばしば浮世絵に描かれた題材であるが、その中でも広重はいくつもの作例を描いており、多く世に出回っていたことから、参考にしやすいところがあったのではないだろうか。

次に、歌川芳宗（一八一七～八〇）の署名がある、「霞ヶ関」を描いた菓子袋（図7）（田原市博物館所蔵）を取り上げるが、これは大変興味深い資料である。その特徴として、「御菓子」の文字が入れられている扇状型の枠中に、「東都名所霞ヶ関」と画題が入れられている他、菓子屋の名前らしき印も表されている。絵の周囲にある額縁状の花文様や、画中の扉、「霞ヶ関」と入れられた文字背景の赤色と、上部文字の赤色とが同じように見えることから、本図と扇型文字部分は、北斎の「江戸八景」と同様、同じ版木を用いて摺られた可能性が高い。なお、本資料も広重からの影響が見て取れる。正月の霞ヶ関の光景であるが、



図7 歌川芳宗筆「菓子袋」(東都名所霞ヶ関)
(田原市博物館所蔵)

例えば広重による錦絵の「名所江戸百景霞かせき」と比較すると、遠くに江戸湾を望むその視点の取り方はさもありながら、大きな門松と空高くあがる凧、三河万歳、太神楽の集団が描かれる点など、共通箇所が多く見られるのである。さて、既に拙稿で指摘しているので詳細は割愛するが、近江八景の内、三井晩鐘を描いた当館蔵の菓子袋は、四ツ切判の広重の風景画「近江八景 三井晩鐘」をもとに作られている。また、「東都名所之内 真乳山之雪」と題された、同じく当館蔵の「菓子袋」についても、背景の雪景色が広重の「江戸名所張交図会」にある、真乳山の風景とほぼ同構図を取っている。

菓子袋の図柄と既存の浮世絵との類似は他にも見られるものの、今回調査を行った風景画を伴う菓子袋に関しては、その典拠を広重の作例に求めるものが多く見られた。風景画の名手として多数の錦絵を世に残した分、人々が目にする機会も多く、このような結果になったのだろう。

さて次に、広重の署名入りの菓子袋についても述べておきたい。まず、図録等で既に紹介されているが、「御殿山ノ花 東都名所 雪月花の内」(吉田コレクシオン)と題名が付けられた菓子袋についてである。御殿山からの眺めを楽しむ花見客の女性を画面中央に据えた本資料であるが、版元印として山サ印が見られる他、画面左に広重と署名がある。こうした御殿山の風景は、例えば「江戸名所 御殿山花盛」等、広重の錦絵にも見られる。なお、タイトルとなっている雪月花の内、本図は「花」にあたるが、「雪」と「月」をテーマとした同菓子袋については、今現在確認は取れていない。他にも「武陽小金井花盛」と題し、武蔵小金井の桜越しに、奥に富士を望む図様が施された菓子袋(吉田コレクシオン)がある。この武蔵小金井における桜越しの富士は、広重による錦絵の「不二三十六景 武蔵小金井」にも見られる構図である。このように広重自身の菓子袋にも、やはり自身の錦絵との共通点が見られるのである。

さて、次に述べる日本浮世絵博物館が所蔵する広重が制作したと思しき資料は、大変珍しいものである。現状袋ではないので、元が菓子袋であったと断言

広重の風景画と菓子袋

本項においては、広重が直接制作に関わったとみられる菓子袋について述べる前に、広重が描いた錦絵風景画からの影響が窺える菓子袋について、先に触れておくことにする。

まず、「五十三次之内原」と明記のある「菓子袋」(山梨県立博物館所蔵)についてである。本資料は吉田コレクション中にある、やはり原を題材とした風景画が描かれた「菓子袋」と、周りの枠こそ異なるものの、同様の図様であることがわかる(図5)。同じ版木を用いての制作かと思われたが、細部をよく見ると、富士の裾野や樹木の描写、絵の周りの枠に明らかな不一致がある。さ



「菓子袋」(部分図)(山梨県立博物館所蔵)
(上野晴明氏収集資料 歴-2005-093-002003)



「菓子袋」(部分図)(吉田コレクション)

図5 「菓子袋」図様比較

らに、当館蔵の「菓子袋」は題名が記されている他、人物の顔貌表現や輪郭線の残り具合が吉田コレクションの「菓子袋」よりも良いことから、先に制作されたものと考えられる。北斎の作例をもとに作られた菓子袋について既に述べたが、本資料についても、当館蔵の「菓子袋」の図様をトレースするなどして、吉田コレクションの菓子袋が生み出されたのではないだろうか。

なお、本図を制作するにあたり、広重の錦絵風景画である「東海道五拾三次之内原」(保永堂版)、及び「東海道十四 五十三次之内原」(葛屋版)

を参考にしたと推察される。右手奥へ配された富士はもちろん、左手前に配された人物が富士を仰ぐ姿などに保永堂版の影響が、左手に樹木を配する構図等に、葛屋版の影響が考えられる。このように、本資料は図柄に広重の風景画か



歌川広重筆「江都名所 芝あたご山」(国立国会図書館所蔵)



英俊筆「菓子袋」(芝愛宕) (部分図)(虎屋文庫所蔵)
※大判サイズの錦絵と比較するため「江都名所 芝あたご山」に合わせて拡大して表示。

図6 菓子袋と広重錦絵との比較図

らの影響が見て取れる作例となるが、さらに同様の事例を取り上げていきたい。

山型に「吉」の版元印(以下、山吉印)、及び英俊(生没年不詳)の署名が見られる「芝愛宕」(虎屋文庫所蔵)という菓子袋がある。英俊という絵師に関してはその詳細は明らかにされていないが、本図は広重の錦絵「東都名所 芝愛宕山」や「江都名所 芝あたご山」などの影響が見られ、山門の配置や左手奥に江戸湾が広がる光景など、構図の類似が指摘できる(図6)。

同じく虎屋文庫所蔵の「高輪」も、「芝愛宕」同様山吉印が捺してある菓子袋である。作者の記載はないものの、やはり広重の錦絵風景画をもとにしている節が見られる。例えば、「新撰江戸名所 高輪廿六夜之圖」中の駕籠かきや、茶屋に吊るされた提灯の描写などに同様の図様が見られる他、「東都名所 高輪

のように、他の資料を利用した上で生み出された例もある。こうした点から、浮世絵師が直接描いていなかったとしても、菓子袋を制作する上で、彼らの作例からの影響力を垣間見ることができるのである。

さて、北斎の菓子関連資料として、最後に無落款ながらも北斎の筆によるものと考えられている資料を取り上げる。「弁慶図」(鳥根県立美術館所蔵(永田コレクション))は、もとは菓子を入れるための袋で、武蔵坊弁慶が「御菓子」と書かれた高札をもち、円形の枠組みの中に納まっている図様の資料である。北斎の署名はないものの、文化年間(一八〇四〜一七)中期頃の作と推定され、珍しい北斎作品の一例であると考えられている⁹⁾。

北斎は他にも封筒絵や幟、提灯絵などを残しており、それこそ錦絵や掛幅装の肉筆画以外も、自身の意欲が赴くまま、あらゆるものを描いた絵師と捉えられている¹⁰⁾。菓子袋に関しても、「江戸八景」以外の作例が今後発見される可能性もあるだろう。

以上、北斎の署名がある菓子袋に関して述べたところであるが、次に山梨県立博物館にも所蔵がある、国芳の菓子袋について簡単に紹介する。

国芳の菓子袋

甲府の菓子屋、升屋からの依頼を受け制作されたと思しき菓子袋類が残されている国芳であるが、ここで国芳が携わったと見られる他の事例について述べておく。なお、当館蔵の国芳による菓子袋については、浅野氏論文¹¹⁾及び拙稿¹²⁾にその詳細の記載があるため、本稿では割愛する。

その存在は以前から知られているものの、国芳の名前がある「勸進帳」¹³⁾があらわれた菓子袋(吉田コレクション)についてまず取り上げる。安宅の関にて、山伏姿に扮した武蔵坊弁慶が白紙の勸進帳を読み上げる姿が表されているが、武者絵を得意とした国芳は、大判錦絵三枚続の作例でも勸進帳を描いており、

本資料も国芳らしい画題といえるだろう。なお、本資料には山型に「サ」の版元印(以下、山サ印)が備わっている。



図4 歌川国芳筆「菓子袋」(鬪鶏)
(日本浮世絵博物館所蔵)

次に、「鬪鶏」¹⁴⁾があらわれた菓子袋(図4)(日本浮世絵博物館所蔵)を取り上げる。本資料は袋状で保存されており、上部には菓子袋をとめる紐を通したと思しき穴が六ヶ所開けられている。桜の花散る中で二羽の鶏が決闘をする姿が表され、資料下部には山形に「二」の版元印(以下、山一印)が見られる。なお、この山一印が具された菓子袋は筆者が調べた限り他に例を見ない他、版元自体の特定も現時点ではできていないことから、まだ解明の余地が残された資料といえるだろう。

断言はできないが、両者ともに上部の「御菓子」は印判で捺されたようである。北斎の「江戸八景」と比べるとその特別感は薄れるものの、浮世絵師の署名が確認できる菓子袋として貴重なものである。甲府の菓子屋と懇意にしていた国芳であるからこそ、国芳が携わった菓子袋が他に出てきてもおかしくはないことから、今後の発見が望まれる。



「菓子袋」(部分図)(山梨県立博物館所蔵)
(市川家資料 歴-2005-089-003363)



「菓子袋」(部分図)(山梨県立博物館所蔵)
(市川家資料 歴-2005-089-004001)

図3 「御菓子」部分比較図

それに対し、このボストン美術館蔵の菓子袋は、「謹製御菓子」の文字周りまで赤や緑が用いられ、絵に施された枠と同趣向のカラフルな装いを見せている。他の菓子袋でも、ここまで「御菓子」の文字が華やかに

作られたものと考えているが、その根拠として二本の紐状の文様を組み合わせた絵の周りの額縁のような枠と、「謹製御菓子」の文字周りの文様に共通点がある点を取り上げたい。よく見られる絵入りの菓子袋は、下部の絵は版木で、その上部に印判を使い「御菓子」などの文字を配しているケースが多い。例えば、山梨県立博物館蔵の菓子袋の中に、まったく別の袋にも関わらず、同じ「御菓子」の印判を用いている例が見られる(図3)。

筆者も浅野氏同様、本資料ははじめから菓子袋用に作られたものと考えているが、その根拠として二本の紐状の文様を組み合わせた絵の周りの額縁のような枠と、「謹製御菓子」の文字周りの文様に共通点がある点を取り上げたい。よく見られる絵入りの菓子袋は、下部の絵は版木で、その上部に印判を使い「御菓子」などの文字を配しているケースが多い。例えば、山梨県立博物館蔵の菓子袋の中に、まったく別の袋にも関わらず、同じ「御菓子」の印判を用いている例が見られる(図3)。

中の挿絵には、店先で菓子袋を作成する様子が描かれている⁵⁾。こうした菓子袋は、自身の店で作った私家版のため、版元印や改印はない。また、後程述べるが、地本問屋の商品のひとつとして菓子袋を扱っていたとされており、そうした商品の中には改印や版元印が具されていないものもあったという⁶⁾。以上を踏まえた上で考えると、次に取り上げる北齋の菓子袋はおそらく特殊な部類に入るのではないだろうか。

北齋が描いた小判風景画の揃い物に、「江戸八景」というものがあるが、赤松屋庄太郎の版元印がある八枚揃いの本シリーズ中、ボストン美術館蔵の「極製御菓子 江戸八景 隅田落雁(図1)、及び太田記念美術館蔵の「極製御菓子 江戸八景 両国暮雪(図2)の二点のように、菓子袋の形に仕立てられたものも残されている。なお、「江戸八景」には改印がないことから、当初から菓子袋用に制作された可能性が浅野氏によって指摘されている⁷⁾。

仕立てられたものは例を見ない。ここから推測されることは、おそらく本資料に関しては印判等を用いず、下の絵と同じ版木にこの「謹製御菓子」の文字も彫られ、絵とセットで菓子袋に摺られたということである。

なお、太田記念美術館の菓子袋は、ボストン美術館とは異なり、「謹製御菓子」の文字は赤一色で摺られている。絵と文字部分と同じ版木に彫られたものか、もしくは文字部分のみ印判等を用いて作成したか、ここから確かな判断はつかない。しかしながら、文字自体がボストン美術館の菓子袋とは異なる上、文字の周囲に施された枠も簡素化している点から、ボストン美術館の作例より後に作られたものと考えてよいだろう。

なお、当初から菓子袋として作られたと考えた場合、菓子袋の形態を取らない、小判の形で残されている「江戸八景」をどう捉えるかという点についてだが、これは菓子袋から切り抜いたものが後世に残されたと考えるのが自然ではないだろうか。ただし、同じ版元の赤松屋庄太郎から、小判サイズの風景画「勝景雪月花」⁸⁾も出されており、「江戸八景」も同じように世に生み出された可能性も捨てきれない。しかしながら、「勝景雪月花」には改印(極印)があるのに対し、「江戸八景」には無い点、また、額縁のような文様も前者には見られないなど、同じ小判の風景画とはいえ、細かな違いが読み取れる。こうした点から、やはり「江戸八景」は他の小判風景画とは異なる特殊な事例とみてよいだろう。

「江戸八景」関連の資料を、もう一点紹介したい。本シリーズ中、「江戸八景 不忍秋月(図版1)」に関しては、菓子袋の形状では見つからないものの、明らかに本図を踏まえた上で作成されたと思しき菓子袋がある(図版2)。北齋の作例をもとに作られたことは明白だが、細部を見比べると、木々の描写や紅色雲の描き方など、北齋のものとは比べてより粗雑さが感じられる。おそらく、北齋の図様をトレースするなどして、新たに版木を作成したものと考えられる。後程広重の菓子袋について述べる際にも触れるが、風景画が描かれた菓子袋の中には、参考にしたと思しき錦絵等が確認できるものがある。また、本資料

菓子袋の制作背景について

— 浮世絵師の作例を中心に —

はじめに

山梨県立博物館では甲府の菓子屋、升屋の菓子袋をはじめとし、江戸から明治期の菓子袋をいくつか所蔵しているが、その特徴については拙稿で述べている^①。その中で、菓子袋の作成に携わったと見られる浮世絵師について記したが、本稿ではさらに深く掘り下げ、浮世絵師の手による菓子袋を中心に紹介し、その制作背景について考えていきたい。

なお、浮世絵師の中でも今回は葛飾北斎（一七六〇～一八四九）、歌川国芳（一七九八～一八六一）、歌川広重（一七九七～一八五八）ら三名の作例を中心に示した上で、疱瘡絵の菓子袋等も取り上げていく。

北斎の菓子袋

そもそも一般的な江戸期の菓子袋は、袋の表に「御菓子」という文字や菓子名、店舗名等が表されたシンプルなものが多く、江戸時代後期頃になって絵入りの華やかな菓子袋が登場してくるとされている^②。その制作方法の一例として、菓子屋内で印刷や版木を用いて、袋状に整えたものを実際に使用していたと考えられており、『紙屑身上噺』（安永十年（一七八一）刊、伊庭可笑作、鳥居清長画）

松田美沙子



図2 葛飾北斎筆「極製御菓子 江戸八景 両国暮雪」
（太田記念美術館所蔵）



図1 葛飾北斎筆「極製御菓子 江戸八景 隅田落雁」
（ボストン美術館所蔵）

山梨県立博物館研究紀要 第15集

発行日 2021（令和3）年3月31日
編集・発行 山梨県立博物館
〒406-0801
笛吹市御坂町成田1501-1
TEL 055(261)2631
印刷 株式会社 少国民社
